

2006 Vol.6 OCT

The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics

日本美容福祉学会誌

第6回日本美容福祉学会学術集会

「美容福祉® その理論と実践」



日本美容福祉学会

「美容福祉 その理論と実践」

日本美容福祉学会 第6回学術集会 報告集

<目次>

開会あいさつ	山野 正義・日本美容福祉学会理事長	2
特別講演	「障害者福祉政策の今日」	3
	八代 英太・トータル福祉アドバイザー、元衆議院議員	
シンポジウム	「おしゃれは、生きる楽しみ」	8
	中島 理・山野美容芸術短期大学教授＝司会	
	日比野英子・神戸親和女子大学教授	
	木実谷哲史・島田療育センター院長	
	芝 敏子・八王子福祉園地域支援コーディネーター	
	後藤 智之・「ヒルトップロマン」介護福祉士	
	久保みち子・美容福祉師	
事例報告・研究発表テーマ		22
<資料編>		53

「日本美容福祉学会 第6回学術集会」開催要項

- 日 時 平成18(2006)年10月22日(日) 13:00~17:30
- 会 場 山野美容専門学校内教室(東京・代々木)
- テーマ 「美容福祉® その理論と実践」
 - 主催 日本美容福祉学会 第6回学術集会実行委員会
 - 後援 学校法人・山野学苑
 - 協賛 NPO全国介護美容福祉協会

◇開会あいさつ

日本美容福祉学会 第6回学術集会開催にあたって

山野 正義・日本美容福祉学会理事長

今年の夏もまた猛烈な台風や活発な前線の影響を受けて、各地で風雨による被害が多く発生し、かけがいのない人命が自然の力に無力に押しつぶされるという悲しいニュースが目立ちました。また世界の各地では、いまだにいたるところで戦火が途絶えることなく、多くの人々が塗炭の苦しみにあることも事実です。今日ほど世界の人々が幸せで平和な暮らしを取り戻すために、人知を傾けることが求められる時代は他になかったのではないのでしょうか。

9月19日「敬老の日」、新聞各紙は「全国の65歳以上の高齢者が2,640万人。総人口に占める割合は20.7%（昨年は20.0%）。欧米などで20%を突破している例はなく、国際的にも最高水準の長寿国。高齢者のうち75歳以上は国民のほぼ10人に1人(9.5%)にあたる1,208万人」との総務省統計調査結果を報道しました。

私たちが暮らすこの日本は未曾有の超高齢社会に突入をしています。またこれに相応して少子化がすすんでいます。このために現在は65歳以上の高齢者は5人に1人、10年後は4人に1人、そして20年後には3人に1人となることも予測されています。

山野学苑はこうした高齢社会の到来を予見し、美容を通じて高齢社会の福祉に貢献することを目指して日本で最初に「美容福祉」を提唱し、山野美容芸術短期大学に「美容福祉学科」を創設(1999年4月)するとともに、美容福祉の理論的追究を目指す「日本美容福祉学会」の設立(1999年11月)、美容福祉を実践する組織として「NPO全国介護美容福祉協会」の設立(2002年9月)を呼びかけるとともに、その研究と活動を支援してまいりました。こうした努力の結果、日本では未知の分野ではありましたが、「美容福祉」理論と実践は、福祉の分野において、年々その意義と必要性が高まりつつあります。

本日の第6回学術集会は「美容福祉 その理論と実践」をテーマとしました。各方面で積み重ねてこられた美容福祉に関する研究成果と実践結果について、報告・討論をいただき、美容福祉が高齢者だけでなく日本の福祉政策の中でより大きな存在として発展するための一助にしたいと思っています。



◇特別講演

「障害者福祉政策の今日」

八代 英太（トータル福祉アドバイザー・元衆議院議員）

【八代英太先生略歴】山梨県出身。昭和 38 年からタレント活動。昭和 48 年ステージからの転落事故に遭う。以後その経験を生かして参議院議員 3 期、衆議院議員 3 期、郵政大臣 2 期。国会議員として障害者福祉の基本法である「障害者基本法」制定に中心となって尽力。現在は「トータル福祉アドバイザー」、「福祉の語り部」として全国各地を訪問。平成 18(2006)年 4 月、山野美容芸術短期大学客員教授就任。



みなさん、こんにちは。紅葉が美しい季節となりました。昨日、軽井沢の福祉祭りで講演した際、島崎藤村の「小諸なる古城のほとり」を思い出しながら浅間山のふもとを散策しました。いつ何が起こるかわからないめまぐるしい現代社会ですが、心の安らぎを持ちながら、人生を楽しく生きていくことは何よりも大切なことです。私も障害を持ちました。しかし障害を持った人々が暗い人生をおくるのではなく、また寝たきり、認知症で人生の

最期を迎えても「生きていて良かった」「日本人として生まれ育って良かった」と思うことができる福祉社会を作っていくために、いろいろな分野の方々が協力し合っていくべきだとの思いで車椅子の立場から政治に参加して、日本の福祉を見直してきたところです。

●車椅子生活から政治活動へ

36 歳のときの怪我で車椅子になって今年で 33 年になります。これだけ長く車椅子を利用していると、歩いている人が不思議に見えるほど、すっかり車椅子の立場に溶け込んでいる思いです。当時、テレビタレントとして番組を担当しながら、時には障害を持った人をゲストに招いて、「こうした人のために政治は何をしているか」などと話していました。でも 1 週間もするとその障害者との出会いは忘れてしまいます。それは自分が障害を持っていないからです。ですから、誰でも車椅子になることがあるのだという現実を伝える責任があると思っています。車椅子という第二の人生をもらったのだから、その人生を通じて、障害を持ったとしても人間としての尊厳が守られ、一日一日を送ることができるようになるためには、受け入れる社会はどうあるべきかを考え、政治の世界でがんばってきたところです。

私は、参議院議員を 3 期 18 年、衆議院議員を 3 期 10 年務めました。参議院議員も衆議院議員も 4 期目は 44,279 票で落選しました。「4 期目と 4 期目に泣く」です。参議院議員の 4 期目は党が名簿を決めましたので次点、衆議院の 4 期目は郵政民営化が争点の選挙で、小泉首相とケンカしました。小泉首相は賛成、私は信念を持って反対したため、自民党の公認は得られませんでした。4 期目は泣くにしても、そこから新しい人生を切り開くべきだとの「天から試練」だと受け止めてい

ます。こうした時期、山野正義理事長から、「美容と福祉をドッキングさせて、高齢者がもっとおしゃれ気分をもって人生に励みを持つようにしたい。そんな高齢社会を作るために、語り部として力を貸していただきたい」との構想を伺い、客員教授をお引き受けしました。

いま日本は高齢時代を迎えています。これは素晴らしいことです。子供が生まれると「這えば立て、立てば歩めの親心」「鶴は千年、亀は万年」と言われるように、長寿を願って命名してきました。その人生の最期が、家族にも看取られず、周囲の方々からも疎遠にされたまま天に召されるくらい悲しいことはありません。

健康な頃、私は山野ホールで、山野愛子先生にも何度かお目にかかりましたが、その人の評価や演ずるものの評価は、幕が開くときの拍手より幕が下りるときの拍手で決まるのです。人生をドラマにたとえるなら、生まれた時は拍手で迎えられます。いよいよ幕が下りるとき、誰も観客がいない、拍手一つないくらい寂しいことはありません。そういう意味で人生の最期こそ大切なのだという思いを持ちながら高齢者と障害者が社会の中でどう生きていくべきかについて、皆さんの力を借りながら、法律改正と長寿社会のための方策を考えて取り組んできました。

●障害者の現状

いま障害者は 650 万人います。その 7 割は病気・交通事故などによる後天的な障害者です。生まれながら障害を持っている方は 3 割です。しかし寝たきり老人、認知症の方、足腰・耳・目が悪くなった高齢者も実は障害者です。こういう方々を含めると、1,000 万人あるいは 2,000 万人になります。5 人に 1 人、あるいは 10 人に 1 人は何らかの障害者であると言えます。ですから高齢者に住みよい町は障害者にとっても住みよい町にしなければいけない。障害者にとって暮らしやすい町は高齢者にとっても暮らしやすい町なのだという発想のもとに、障害者と高齢者のいろいろな問題をトータルに考えてきました。

世の中は、健常な人を標準にすべてが作られています。これは歴史上も世界のどこでも同じで、社会発展の上では暗黙の了解でした。しかし歩ける人だけを標準にして考えるのではなく、歩ける人も歩けなくなる可能性があるのだから、歩けない人を標準にした町づくりをしても、歩ける人には何の不便もありません。健常な人を標準にすると一度歩けなくなると全てが障害物になってしまいます。障害を持った人々に配慮した町を作っておけば、歩ける人にとっても安心感があります。変な言い方ですが、誰もが安心して障害者になれるのです。こう考えると誰もが障害者の予備軍です。最期まで元気で生きていきたいと願っていても途中で病に倒れることや寝たきりや認知症になることもあるのです。長寿社会では遅かれ早かれ、障害を持たずして人生を終わることができないという見方をすべきです。

では、高齢時代をどう生きていくかです。私の幼いころは「産めよ増やせよ」が国の政策でした。私も 10 人兄弟です。子供が 10 人もいれば家族が交代で父母を看ればいいので、介護保険なんかありません。ところが現在は結婚した 2 人が産む子供は 1.25 人、東京では 0.99 人、2 人で 1 人しか産まないという時代です。計算上は 100 年たつと日本の人口は間違いなく半分になります。540 年でゼロになるという方もいます。ゼロにはならないにしても、とにかく日本の人口は減っていきます。そんな中で安心して老後を迎え、子育てができるようにするためにはどうするか。働きながら育児をするためにどうするかについて育児休業、介護休業などの法律を作ってきました。それでも産まれる人が少なくなると、長生きする人が多くなっていきます。地方は過疎化が進み、老老介護という時代になってきます。

●「赤い羽根」思想を法律に

長生きすることが罪のような社会風潮が生まれることはあってはならないことです。みんな長生きして欲しいと思います。隣同士で助け合った貧しい時代、「赤い羽根」共同募金で社会的に弱い人々を救った思いやりの育成を思い返して「新赤い羽根親孝行」という思いで介護保険制度をつくりました。例えば、休暇を取って青森の両親の面倒をみることは難しいけれども、40歳になったら東京で保険料を払って青森の専門のヘルパーに両親の面倒を看てもらうというシステムです。40歳から介護保険料を払うことに不満があるかも知れませんが、それが親孝行だということなのです。一方、65歳以上の方々がサービスを受けられるのですが、私は69歳ですがまだ元気です。65歳以上を高齢者とする、高齢者が増え、負担が増えるという方向になりかねません。ですから65歳以上を高齢者とする国の政策にも誤りがあるように思います。私はむしろ75歳以上を高齢者とすべきだと思います。それまではまだ現役世代だとの思いを抱いています。

これまでの日本の福祉政策は障害者福祉も含めて施設収容型が中心でした。その施設も郊外や山の中で、帰宅するときは骨になった時だというあきらめ感もありました。現在は、施設は一過性の時代となり、障害を持った方も在宅や地域とともに暮らし、自分の人生は自分で決定していく共生が主流となりました。そのために作ったのが「障害者自立支援法」です。この法律は高齢者のための介護保険制度とは違って、働いて所得のある障害者はサービスの1割を負担し、所得のない人は国が責任を持って支援する制度です。この原案を提示されたとき、私は「介護所得補償」が必要だと主張しました。障害者の年金は60,000円とか80,000円ですから、これで1割負担となると、最高負担が37,200円にもなり、おしゃれも楽しみもできなくなってしまいます。そこで「介護所得」という新しいものを提供して、その中から障害者が誇りを持って負担をしていく仕組みにすべきです。生活保護者は負担ゼロ、年金を少しもらっている人は負担するということでは、障害者に違和感がでます。自分が求めたサービスに対価を支払う仕組みにするためには、「介護所得補償」を新たにつけるべきだとの修正案を出した時に、小泉首相は衆議院を解散してしまい、その後新しいメンバーで法律が制定されてしまいました。このため障害者からは不満が噴出しています。この点については私も忸怩たるものがあります。何とか見直して「介護所得補償」をつけて、堂々と介護を受け、堂々とおしゃれをして健康な人と協力して共存できる仕組みをつくっていくことが必要だと思います。

●「みんなで負担」する仕組みを

高齢者で介護を受ける人がだんだん増えてきました。そのため40歳以上の人々の負担も当初は月額2,000円台でしたが、3,000円、4,000円と増えてきました。「金の切れ目が福祉の切れ目」になってはいけませんので、みんなで負担するために、新しい税の仕組みを作るということで考えられるのが目的を明確にした消費税です。1%アップで2兆6,000億円の税収増になります。これを障害者、高齢者、児童の福祉のための財源とするためのコンセンサスを得るようにすべきだと思います。「財源がないから保険料を値上げする」「保険料は40歳からでは不足するので産まれた子供からも徴収する」ということでは、国民の不信を招きます。安倍さんが幹事長代理のころ、こう進言したことがあります、来年の参議院選挙後、この消費税問題が浮上してくると思います。

福祉のためにはある程度の財源が必要です。国民の協力を得て、工夫をして、今の仕組みの中で、高齢者や障害者の自立と介護のために、しっかりとしたビジョンを打ち立てることが必要です。

私は、車椅子になりましたが、障害のない人とほぼ同じ生活をおくっています。これは家内がサポーターでしっかりしているからです。家内は山野美容専門学校卒業の美容師です。PRはあまりしていませんが、山野学苑の先生・学生と高齢者のおしゃれについていろいろなイベントを計画しています。高齢者におしゃれ心を持ってもらうために、美容師が介護福祉士と同じ立場に立てるように、美容も介護も同じ介護保険の対象にしながら老化予防を政策の中心にすえていくべきだと考えています。福祉と美容をドッキングさせて国の制度に生かしていくことが、今後の大きな課題であり、日本美容福祉学会のテーマでもあると思います。

私が国会議員として再登場する機会ができましたら、この問題は徹底的にがんばるべき課題だと思っています。過日、山野学苑のご協力で家内と一緒に特別養護老人ホームで、和服を着てお化粧をしておしゃれをするイベントを行い、その前後の気分を点数で評価してもらいました。その結果、おしゃれは女性の本能であることがはっきりしました。美容・おしゃれは高齢者の福祉に大きく貢献するのです。

車椅子の利用者も着物を着る、ダンスや旅行をするという人々が増えてきます。国は低所得者には4年に一度、1台115,000円で車椅子を支給することになっています。その国から支給される車椅子も自分の靴のようなものですから、自己負担を追加しておしゃれなデザインや色を注文するようになって、旅行にも出掛けるようになってきています。

人間は日々生きていく中でさまざまな欲求が生まれてくるのです。しかしながらまだ施設の都合で食事や入浴が決められ、毛髪は特養カットにされて、施設の中で人生の最期という現状があり、自分の主張は通りません。これらは変えていかなければなりません。施設・在宅の高齢者や障害者が、もっともっとおしゃれ心を持って、共生・自立できる社会にする道を作っていくことが政治の大きな課題です。これは同時にみなさんも一緒に取り組んでいく課題でもあります。

●「ノーマライゼーション」と「障害者権利条約」

こうした課題を1980年の大平内閣時代に国会で最初に提案した際のスローガンが「ノーマライゼーション」という言葉です。「人間社会には、歩ける人と歩けない人、目が見える人と見えない人がいる。古今東西、老若男女、障害を持った人が必ず何%かはいる。その人達が元気であるということがその国のステータスである。軍事力や核保有ではない。その国で弱い立場の人々が誇りを持てる社会であるかどうかはその国の格付けとなる。そうした方向に日本を変えていかなければならない」と提起したのです。こうして「ノーマライゼーション」が今では一般的になりました。

この考え方のもとに制定されたのが「介護保険法」「障害者自立支援法」です。そのために町そのものをバリアフリー化するための「バリアフリー法」、「障害者自立支援法」の中に障害者が在宅で仕事をできるようにする企業との雇用関係を結ぶ仕組み、小規模の共同作業所を地域に点在させて障害者が自立に向かう生きがい対策を立てるなどを法律の中で作ってきました。

今年の夏休み中、日本の代表としてニューヨークの国連に行き「障害者権利条約」について演説しました。「障害者権利条約に関する国連総会のアドホック委員会の第8回特別委員会」は「障害者権利条約案」を採択しました。その内容は、「障害者が人間として社会の中で全ての人と同じように生きていく権利がある。障害を持つということは、誰も自分で選んだ道ではないのだからみんなが助け合って、障害を持った人も地域で共に暮らせる社会を作っていかなければならない。生活していく上で障害となるバリアは取り除いていかなければならない。職業選択の自由も与えなければならない」ということが盛り込まれた内容です。

●「暮らしの全ては政治である」

以上述べましたように、「介護保険法」「障害者自立支援法」など、高齢者・障害者の問題は政治の中で解決しなければならない問題はいっぱいあります。「暮らしの全ては政治である」との意識のもとに、取り組む姿勢を持ち続けたいと思っています。

私が車椅子になって 33 年間に、日本の福祉政策も大きく変わってきました。先進国に追いつき、追い越せの時代から、肩を並べる次代になってきています。しかし日本は財政が厳しいため、福祉対策は後退せざるを得ないような風潮が台頭し始めていますが、国の基本は国民一人ひとりの生命を守ることです。私もバッジは外していますが、28 年間の政治活動を通じて、福祉に関するほとんどの法律を見直してきました。障害を持った方は施設の中が人生の全てということではなく、町の中で全ての人々と一緒に楽しく生活できるように、障害者のためのパラリンピックなど、健常な人ができるスポーツはすべて障害者もできるようになってきました。障害者も自動車を運転することができるようになり、どの駅でもバリアフリーが当たり前になってきました。障害者が社会で共に生きていくことに関するコンセンサスは国民の中に深まってきています。これを今後さらに育て発展させていくことが美容と福祉に携わるみなさんの大きなテーマだと思っています。

私もうがんばっていきます。「福祉の語り部」として、明日は青森県へ、そして島根県、鹿児島県へと行きます。健常者として 36 年、車椅子になって 33 年。最初は外出するだけでも障害物だらけで大きなギャップがありましたが、地下鉄、新幹線もエレベーターができるなど、少しずつ埋まってきたように思います。しかし「仏つくって魂いれず」ではありませんが、法律は作っても運用など中身が乏しい部分がまだまだたくさんあります。こうした問題はみなさんが現場から提起し、政治に提言することも大切です。

過日、山野正義理事長との対談で、アメリカの福祉を伺いました。アメリカは荒削りの面はありますが、弱い立場の人々に対する配慮はすごいと思いました。障害を持つアメリカ人が提言して 3 億人の中の 3,000 万人の障害者の権利を守る ADA（障害を持つアメリカ人法）という法律を作りました。全ての障害者に対して責任を持って障壁を解消するために、路線バスも車椅子用の時刻表、障害者用の駐車場の設置、段差がなくて万人が使えるビルにということが義務付けられているのです。地下鉄。電車でもすべての人のためになっています。

スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ノルウェーの北欧諸国の福祉は世界に冠たるものですが、この諸国は 1 年のうち 8 ヶ月は冬です。いたれりつくせりの福祉をしなければ、人間として生存できないので、アメリカ、日本とは少し違います。その代わり、国民は 100 働いて 75%を負担しています。日本は 40%程度だと思いますが、これを 70、80%にすることは不可能です。従ってアメリカ、スウェーデン、日本それぞれの福祉があります。これからの日本では「山野型の福祉」を目指して、高齢者も障害者もおしゃれをして、自分が望む仕事と生き方、自分が住みたいところに住むなどの自己決定を尊重しながら社会が高齢者・障害者に心を通わせ、支えていく「ノーマライゼーション」の姿が大切だと思っています。

私も元気いっぱいです。これからみなさんと一緒に福祉と美容はどうあるべきかについて勉強を続けたいと思っています。ありがとうございました。

◇シンポジウム

「おしゃれは、生きる楽しみ」



司会＝中嶋 理
山野美容芸術短期大学教授

日本美容福祉学会は、「高齢社会の福祉に貢献すること」を目的に、日本で始めて「美容福祉」の必要性を提起した山野正義・学校法人山野学苑理事長のよびかけに応じて、1999年11月に設立されました。以来今日まで多くの研究・実践が行われ、その成果もあって「美容福祉」は世の中に浸透・定着しつつあります。第6回学術集会のテーマは「美容福祉その理論と実践」です。今日到達している美容福祉の理論と実践を確認し、次なる課題を発見し美容福祉をさらに発展させることにあります。

このシンポジウムは、その一環として「おしゃれは生きる楽しみ」について、心理学研究者、福祉施設経営者、福祉施設のコーディネーター、福祉施設の介護担当者、美容福祉師の方々から報告と議論をいただき、美容福祉の内実をさらに高めていただきます。



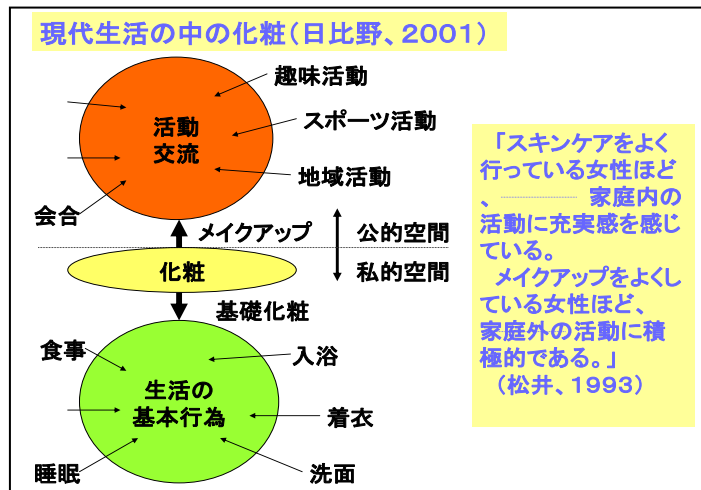
私は心理学の中でも感情心理学が専門分野です。その立場から分析すると、お化粧は人の感情をととても快い感情、「快感情」に導きます。ですからその反対側の抑鬱の立場にいる人々に施すことによって、快い方向に移動させることができるのではないかと、ということで研究・実践を始めました。進めているうちに、化粧は決してそんな単純なものではないということがわかってきました。

どのくらいの影響力があるかといいますと、化粧の心の働きへの評価は、会社組織に例えると課長か係長程度の役割だと思っていました。ところが、化粧や美容などで外見を整えることの感情への働きはとてもそんなレベルではな

いと思っています。外見を整えることは、大学に当てはめると、理事長と学長がいますが、そのどちらかに匹敵するくらい、心の健康にとって大切な要素だと思っています。今日はその話をいたします。

◎現代生活の中の化粧

【図①】



【図①】は、化粧が私たちの生活の中で、どんな働きをしているかについて、2001年に私が発表した概念図です。私たちの生活空間をプライベート（家の中という意味です）な私的空間と、外に出て家族以外の人と接するパブリックな公的空間に分けて考えてみます。化粧は、公私を分ける下側に位置し、外に出るときに施すのはメイクアップと、帰宅してメイクアップを落とし、お肌をケアする基礎化粧とに分けることができます。

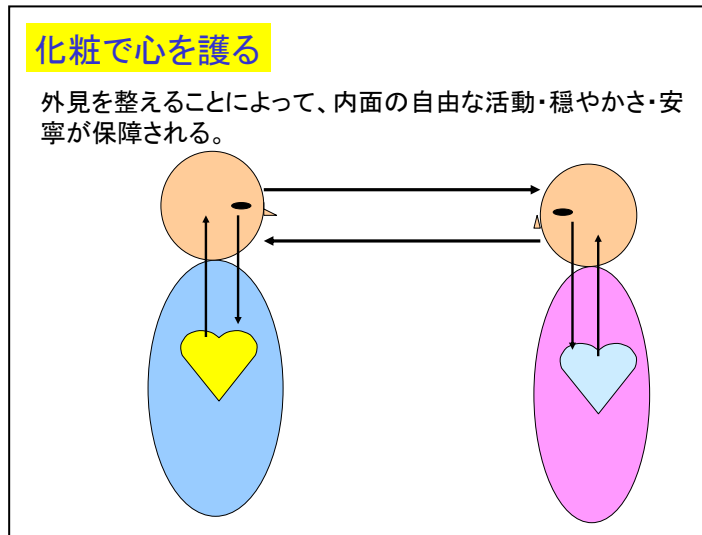
私的空間では、お肌の手入れをしてくつろいでエネルギーを蓄え、朝起きると顔を洗い、メイクアップをして外出します。ここで気分がカチッと切り替わるのです。これは女性だけでなく男性も同じです。顔を洗い、ひげを剃ると気持ちが変わると思います。こうして身体を整えて外出し活動します。その活動の場には必ず他の人がいます。一人または大勢の人と会うということは、私たち

の心にとってものすごく大きなことです。人間は一人では生きられません。私たちは外に出ると、建物や歩道の植木などが目に入ってきます。しかし私たちにとって一番強い刺激は人々の視線です。

八代英太先生は、30年前に比べると街の中の障害物が少なくなってきたとお話になりました。たしかに建物も交通機関も障害物は少なくなって、バリアフリーのいい時代になりました。しかし「人の視線」という障害物は消えません。特に心が弱っている人にとって、人の視線は大きな障害になることがあります。

◎化粧で心を守る

【図②】



【図②】は、人の視線から心を守るということを、「化粧で心を守る」とした概念図です。心身のどこかが不健康な状態に陥っている人がいるとします。心に混乱や不安があるとそれは必ず顔に出ます。福祉の現場で働いているみなさんはプロですから、この意味が理解できると思います。その顔は周囲にいる人に見られます。普通は誰でも、人に会うと最初に顔を見ます。まず足元から見るとい人はいないでしょう。例えば、心身に不安のあるAさんはそれが表情に表れます。それをキャッチした相手のBさんには「おや、どうしたんでしょう」という気持ちが起き、Bさんの顔にも表れます。それがまたAさんに反映してくるのです。弱っている時でも人の視線はわかるし、むしろ過敏になっています。

人の視線に不安を持つか混乱するとか、あるいは何かの機能が低下している人は、「あの人は相手がどんなことを思っているか、ということを分からない人だ」とか「知的障害があるから他人の気持ちなどわからないだろう」とか思われがちですが、決してそんなことはありません。人の顔に対する敏感さは、ゼロ歳児にもあるということがわかってきています。発達心理学ではそれが解明され、精神分析の分野でも重要視されてきています。ゼロ歳児でも人の顔には一番敏感で、一番よく見ますから、高齢になって心身の機能が落ちていても、その敏感さは残っていると思うのです。高齢者に対して、「どうせ分からないだろう」と周囲の人が粗雑な態度や扱いをすると、大変傷つくと思います。

「化粧で心を守る」としましたが、化粧だけでなくヘアスタイルや衣服も同様です。ほかの人の視線から護るために外見を整えるということは、心の働きを精一杯護る上でとても大切なことだと思っています。しっかりした職業を持っていたり、不安な時や悩む時、心配事がある時があると思っています。そういう時は余計に外見をしっかりと整える必要があるということは、経験的に分かって

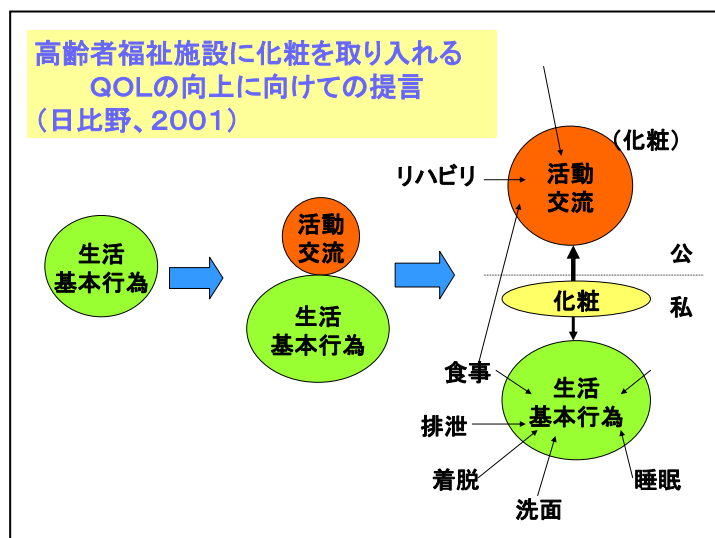
いただけたと思います。他の人の視線から護るということは、消極的のようですが、護りが出来ていないと攻めることはできないのです。そういう意味で、外見を整えることは内面を護る上でとても大切です。

ユング心理学では「ペルソナ」という語を使います。ペルソナ＝仮面という嘘をついているように受け止められますが、そうではなくて心の働きを護るということにつながります。健康な人は自分で護れる術をもっています。自分の思いを表情に表すことも、反対に表さないも化粧によって平常な穏やかさを保つこともできます。心身に障害を持っている人は、それを自分ですることができません。ですから美容と福祉の専門家がそこを整えてあげて欲しいと思います。

【図①】の私的空間から公的空間に出ていく時には、美容の介護が必要になります。また私的空間で装いを整えてあげるためには、心を許せる人でなければなりません。それができるのは美容と福祉に携わっている人であり、介護福祉士であると思います。

◎高齢者福祉施設の QOL の向上

【図③】



【図③】は、2001 年の提起ですので、現状はもっと進んでいるかも知れませんが、「高齢者福祉施設に化粧を取り入れる QOL の向上に向けての提言」です。高齢者福祉施設は、かつては、食事、着替え、排泄の援助が主な仕事であり、現在もそれは基本ですが、それだけでは、老後の人生を十分に楽しむことはできないという考え方が大きくなってきています。現在は、ほとんどの福祉施設は、生活の基本援助と、さまざまな活動や交流を行なうという「2 階建て」になっていると思います。高齢者福祉施設も個室化などハードウェアは整いつつあります。しかしソフトがそれに伴うことが必要です。せっかく個室なのに、カラオケを楽しむ高齢者の髪が寝癖のままでは、十分楽しむということにはなりません。ハードとともにソフトを整えることが重要です。高齢者福祉施設ではお化粧教室などと言って、活動に入っているところもありますが、本来は違います。ダンスや音楽を楽しむとき、内なるところできれいにしてパブリックな場所に出ていくということが本来の姿であると思います。

おしゃれは元気のもと …重症心身障害児施設の立場から…

木実谷 哲史・島田療育センター院長



島田療育センター院長の木実谷哲史です。2004年7月29日、山野正義理事長はご多忙な中、当センターに来て、生活している利用者にも会っていただきました。ありがとうございました。

◎「島田療育センター」

重度の知的障害と肢体不自由が合わさっている重症心身障害児の施設として、1961（昭和36）年5月1日、日本で公的施設として最初に設立されました。京王線多摩センター駅から徒歩15分の多摩市の一角にあります。「島田」

というのは、自分の子供が障害児だった島田伊三郎氏が寄付してくださった土地に建設しましたので、その島田さんを顕彰して「島田療育センター」としました。

設立当初は一般の人たちの間で、障害者に対する偏見も大きく、土地の購入にも苦労があった時代です。また、医学の力も今とは比べ物にならないほどで今のように40歳、50歳という年齢まで生きることは難しい時代でした。まして美容などのおしゃれを通して障害児が楽しく生きることは遠い世界のことだったと思います。何とか最低限の衣食住の保障をしたい、一般人の最低レベルの生活に近づけたいという私たち職員の思いに向かって努力するのが精一杯でした。ご家族の方もとにかく施設に入れてもらっただけでありがたいという時代でした。

しかし今は違います。健康な人が普通の生活の中で享受できる楽しみを求めた活動、きれいな服を着て、きれいにお化粧をして、おいしいものを食べ、整った環境の中で生活する、一流の音楽演奏を楽しみ、一流の美術作品に接するといったことが島田療育センターで生活している人たちにも実現できるようになりました。山野美容芸術短期大学の美容福祉学科の先生方、学生さんの力で、心のこもった、すばらしい美容技術で島田療育センターの中の利用者は見違えるようにきれいになって、普段見られないような喜んだ表情を見ることができるようになりました。毎年行われる「わいわい祭り」というイベントにも毎年山野美容芸術短期大学のボランティア応援があり、今年も9月9日に行われたくさんの学生さんや先生が参加してくださり、利用者のたくさんの笑顔を見ることができました。このシンポジウムの中でその日の活動の様子、利用者の笑顔を供覧したいと思います。

入所利用者は、現在4歳から87歳まで233人。87歳の方は本来介護保険の対象年齢ですが脳性まひという事情があって入所しています。入所について従来は都知事の命令で措置としてお預かりしてきましたが、障害者自立支援法によって個々人との契約が基本になっています。ある時点から外来治療も始め、リハビリだけの方も含めて1日150人前後の診療を行なっています。在宅で障害を持った小学校入学前と養護学校を終わった後の方の通所施設もあります。最近是在宅の障害者で通えない方に対するリハビリや医療的ケアを行なうことも始めました。また学習障害などが問題になっている学校に対しても島田療育センターはノウハウを持っていますので、地域支援ということでお手伝いをしています。このように、重症心身障害児に対する幅広い活動をしています。職員は

非常勤を含めて約 400 人。病院であって施設であるという特徴から、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師・放射線技師・事務員・療育士（介護福祉士、保育士、美容福祉師、児童指導員、療育員）・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理判定員・ケースワーカー・栄養士・調理師で構成されています。

一度入所した方は亡くなるまで、何十年と生活していますので、その生活の面倒を見る職員を、島田では「療育士」と名づけています。その療育士に、今年初めて山野美容芸術短期大学美容福祉学科の介護福祉士と美容師の資格を持った卒業生・工藤留里さんが「美容福祉師」として就職しました。工藤さんは、最初は介護福祉士としての仕事に就いていますが、これから島田で美容福祉を実践してくれることを期待しています。

◎重症心身障害児にとっての「おしゃれ」

【図①】は、大島さんという医師による障害度分類表です。縦軸は知能指数（IQ）で下に行くほど低く、横軸は肢体不自由の程度で右に行くほど重度で、1～4が狭義の重症心身障害とされています。しかし島田ではその範囲から外れた歩ける方もいます。島田はこの基準が出来る前に出来たからです。重症心身障害児は、一つひとつの日常活動が大変です。息をする、痰を出す、食べる、飲む、姿勢を変える、移動する、排便・排尿など全てに援助が必要です。

そうした生活しか出来ない重症心身障害児にとって「おしゃれ」とは何でしょうか。おしゃれは、日常生活の全てが満たされない出来ないことなのかと考えました。そうではなく、日常生活の全てにおしゃれという視点を入れて、おしゃれという感覚で全てのことをやっていくべきではないかと考えました。「おしゃれは施設の合言葉」ということです。「おしゃれは人間生活の衣食住がすべて満たされたその最上層に乗せるものではなくて、生き生きした人間生活を形作る基礎となるべきもの」だということです。

こうした考え方に基づいて、島田で実践していることを紹介します。

【図②】「おしゃれは元気に生きる力のもと」はじめ【図③】【図④】は、今年9月9日に行なわれた恒例の

【図①】

大島による障害度分類					IQ
21	22	23	24	25	
20	13	14	15	16	70
19	12	7	8	9	50
18	11	6	3	4	35
17	10	5	2	1	20
走れる	歩ける	歩行障害	すわれる	寝たきり	

狭義の重症心身障害

【図②】



【図③】



【図④】



「わいわいまつり」で、山野美容芸術短期大学のみなさんが行なってくれた美容ボランティアの様子を私が撮影した写真です。【図③】はいい写真だと思います。山野の学生さんと話すことができない利用者とが会話しているようです。お祭りには、近所の方々や子どもさんもきます。

【図⑤】「環境をおしゃれにしよう」は、排便・排尿時に立てる目隠しです。同じように車椅子、姿勢を整えるマットなどは生地や模様を工夫し、掲示板や美容器具の収納箱などもカラフルにしています。おむつなどの匂いを消すためにアロマを応用しています。

【図⑥】「おしゃれな天井」は、我々健常者の視線はカベや床に行きますが、寝ている人の視界は上です。そこで天井を楽しくしようということです。【図⑦】の「おしゃれな花壇」は、車椅子の方の足が入るように工夫しています。【図⑧】食事も大切です。現在7種類の食事を作っていますが、食卓のお皿や敷物もカラフルにしています。【図⑨、⑩、⑪】をご覧ください。みんな笑っています。

◎「おしゃれ」は自然に人間らしさにつながっていく

福祉に携わるとき、尊厳、優しさ、モラルの向上などが強調されます。ことさらそれを強調するのではなく、「施設の中でのおしゃれの実践が、人としての尊厳、人としてのやさしさ、人としてふさわしい言動、人として正しい行動、施設の中のモラルの向上に自然につながっていく」のだと思います。おしゃれの楽しい雰囲気を楽しんでいる中では、乱暴な言葉はできません。自然に出てくるのが大事だと思います。

国士舘大学体育学部の学生は島田に体験実習にきています。アテネオリンピックで金メダルを獲得した柔道の鈴木桂治君は平成 13 年に実習に来ました。アテネに行くことが決まったとき、手形・足形をぺたぺた貼って、おしゃれな応援旗を作って贈りました。鈴木君は感激してかばんに入れてもっていきました【図⑫】。島田にいる子どもたちは何もしゃべれない、出来ないではありません。すごいパワーを与えているのです。障害児施設だからこそ、一流の芸術、一流のおしゃれ、一流の環境を作っていきたいと思っています。

【図⑤】



【図⑥】



【図⑦】



【図⑧】



◎山野愛子先生と小林提樹先生

山野愛子先生は、1909(明治 42)年に生まれました。「大正 12 年関東大震災のとき愛子は糸の切れた三味線一棹だけを抱えて、揺れる大地の中に飛び出した。……激しい余震が続く中、かわっばらの髪結いのところには、次から次へとお客がやってくる。髪を整えた彼女たちは、次々と明るさを取り戻していった。『あなたのために』という情熱が愛子の手から伝えられ、それがお客の心を打つのである」(山野正義著「生きるほどに美しく」より)

島田療育センターを創った“重症心身障害児の父”と呼ばれている小林提樹先生は、1908 (明治 41)年に生まれ、1938 (昭和 13)年、慶応義塾大学医学部で小児精神衛生相談室を開設しました。「東京の下町の中年のお母さんが赤ん坊をおんぶして診察を求めてきた。著名な小頭症であった。そして部屋に入るや否や泣き崩れてしまった。本当に白痴なのか、先生からお聞きしたいといって泣き咽ぶのであった。この母親の涙をぬぐうものは何であろうか。私が社会福祉に目覚めた瞬間であった」(島田療育センター編集「愛はすべてをおおう」より)。

小林先生はまた「愛がなければいっさいは無益である。福祉がなければ人生は無に等しい」「われら強き者は、おのれを喜ばせずして力なき者の弱を負うべし」とも言っています。

美容の道に目覚め美容の道を創ってくれた山野愛子先生と、重症心身障害児の福祉への道を切り開いた小林提樹先生は同じ時期に生まれ、同じころに自分が目指す道を歩み始めているのです。今、美容福祉で山野と島田が協力できる関係になったということは、山野先生と小林先生の思いが深い縁で結ばれているように感じています。

◇島田療育センター

206-0036 多摩市中沢 1-31-1

TEL 042-374-2071

<http://www.shimada-ryoiku.or.jp/>

【図⑨】



【図⑩】



【図⑪】



【図⑫】



障害があっても地域で輝いて暮らす

…福祉施設地域支援コーディネーターの立場から…

芝 敏子・東京都八王子福祉園地域支援コーディネーター



「おしゃれは、生きる楽しみ」というテーマを聞いた時、2つのことを思いました。1つは86歳で亡くなった私の祖母のことです。祖母は、着物を着ていつも背筋を伸ばし、「おしゃれは、立ち居振る舞いと心遣いがとても大切なんですよ」と言っていました。時々私もその言葉を思い出します。もう一つはこの春、闘病を続けていた72歳の伯母が他界しました。その伯母は「私があちらの世界にいく時には、おしゃれをしたいから、旅行の時に買ってきた素晴らしい刺繍の赤い服を着せて欲しい」と言い残して逝きました。旅立ちの日、私は伯母の願いを叶えてあげました。「おしゃれをしたい」との願いは女性だけではなく、誰もが

持っている願いだと思います。私が勤めている施設にいる重い知的障害を持っている方々も、同じ思いを持っているのだと思っています。

◎「東京都立八王子福祉園」

重度の知的障害者の入所更正施設として、1972年に開園し、東京都社会福祉事業団が運営しています。都内に住所のある18歳以上の160人が入所しています。このほかに短期入所事業（定員10人）、生活介護事業（定員15人）も行なっています。

2000年、「個人が人としての尊厳をもって、地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援する」との理念のもとで、社会福祉基礎構造改革がスタートしました。施設中心の施策から地域での自立を支援する施策への転換です。私どもの入所施設も、八王子福祉園を出るときは亡くなった時であるという長い年月がありました。しかし今は、地域での自立支援、地域生活を支援する施設へと機能転換がはかられてきているところです。八王子福祉園も2000年から障害者ケアマネジメントの視点に基づいて、一人ひとりについて、地域の関係団体と協力して地域生活移行支援を重点事業として取り組んでいます。地域生活支援とは、施設にかわる新たな生活の場所……グループホームという言葉をお聞きになったことがあると思います。2006年の障害者自立支援法の施行によって、ケアのついたグループホームは「ケアホーム」と変わりました。地域の戸建ての家、マンションなどを使って数名が必要な支援を受けながら暮らし、日中は社会参加をするという生活です。

当初、重い知的障害の方は、施設内でしか生活できないという考え方が一般的でしたし、施設に変わる地域の居住設備も整備されていませんでした。2001年に東京都の独自事業で、「重度知的障害者グループホーム制度」ができ、八王子福祉園が東京都で初めてのグループホームを整備しました。八王子福祉園に入所して25年間暮らしていた方が、地域のグループホームに移ることができました。必要な支援と居住の場、日中活動の場が整備されれば、重度知的障害者も地域で生活することができるということを実証しました。

2003年から東京都は「障害者地域生活推進3ヵ年プラン」施策に基づいて、地域でのグループ

ホーム整備を進めています。2000年には865人の定員でしたが、2005年末には2,085人がグループホームで暮らしています。東京都は2006年に「地域生活支援就労促進3ヵ年プラン」を作成して、引き続き障害を持った方々の地域生活基盤整備を進めています。八王子福祉園からは、2000年～200年に9人が施設を出て地域のケアホームなどで暮らしています。

◎地域で一緒に暮らすために

地域で一緒に暮らしていくためには、地域社会との連携・交流がとても大事な取り組みです。八王子福祉園でも、八王子市、福祉関係の施設、地域の医療機関、地元の町会・自治会、小・中学校、大学とのネットワークづくりを進めてきました。その取り組みの一つとして、2004年から山野美容芸術短期大学との交流を始めました。美容師である先生と学生による美容教室には、利用者をはじめ、そのご家族、地域の障害を持った方々、地域の病院の利用者も参加しています。昨年12月には、多摩美術大学の学生のワークショップと美容教室を合同開催しました。多くの市民が参加し、マスコミでも報道されました。美容教室の開催は、障害のある方と市民が交流する機会になっていますし、美容福祉に対する市民の理解を深める機会にもなっています。

みなさんは、美容教室の開催をととても楽しみにしています。2006年までに6回の美容教室を開催し、300人近い方々が参加しています。メイクやネイルを受けている方々はみな明るい表情に変わります。「きれいになりましたね」「とても素敵ですね」と声をかけられた時の自信に満ちた笑顔は、日常生活の中ではなかなか見られない光景です。訪れた家族は「こんなに生き生きした子どもを見たのは初めてです」と嬉しそうにしています。

これは美容スタッフのみなさんの心配りや思いやり、気遣いといった人と人との豊かなコミュニケーションが育まれた結果の笑顔だと思います。「おしゃれ」は、障害者にとっても豊かな自己表現であり、美容福祉は障害者の自己実現、生き生きと生きる力、エンパワメントを引き出す素晴らしいサービスだと感じています。

美容福祉を体験した方が、八王子福祉園を出て地域のケアホームで暮らしています。地域で暮らすことは施設内で暮らすのと違って、一歩外に出れば、商店やコンビニがあり、いろいろな方と多様な関係を作りながら暮らしていくわけです。その中で大切なことの一つは、おしゃれ、身だしなみだと思います。

◎美容福祉サービスへの期待

障害を持った方々が一人の市民として尊厳を持って地域で暮らしていく上で、おしゃれ、美容は必須の条件だと思います。どんなに重い障害があっても、年齢を重ねてもおしゃれをして人生を楽しみたいという気持ちは同じです。その人らしく人生の主人公として輝いて生きるための自立支援として、美容福祉サービスには今、大きな期待が寄せられています。障害がある方の利用者本位のサービスを実現して豊かな人生を支えていくため、八王子福祉園では、これからも山野美容芸術短期大学のみなさんとの連携・協働を積極的に進めさせていただきたいと思っています。

◇社会福祉法人 東京都社会福祉事業団 東京都八王子福祉園

192-153 八王子市西寺方町 76

TEL 042-651-9410 FAX 042-651-4712

福祉施設における美容福祉の取り組み

後藤 智之・老人保健施設「ヒルトップロマン」介護主任



介護老人保健施設は、介護を必要とする高齢者にリハビリを中心とした医療サービスと日常生活の介護サービスを提供することによって、家庭復帰と在宅支援を目的にした施設であり、病院と家庭の中間的施設として位置付けられています。

「ヒルトップロマン」は、東京都稲城市にあり、鉄筋コンクリート造7階建て6,050㎡です。療養室等は個室＝11室、2人室＝4室、3人室＝4室、4人室＝41室。最上階（7階）には、大展望浴場、特別浴室、理美容室、売店などがあります。入所定員は195人、うち43人は認知症専門棟に入所しています。入所サービスのほかにも通所サービスと、稲城市と協力して介

護予防事業も行なっています。

介護保険が導入されてから生活の質が重要視される時代になり、利用者サービスは今まで以上に生活に潤いを与えることが求められています。当施設では利用者の生活の質向上を目指して、美容サービスを取り入れることを検討しました。そのための事前調査として、平成14年から平成15年にかけて毎週火曜日に美容師に協力していただき、化粧、ヘアセット、ハンドマッサージ、ネイルケアの美容サービスを提供し、利用者のニーズ調査を行いました。

調査結果から得られたことは、おしゃれや身だしなみ・化粧に対して関心はあるが、実際に自分で化粧を行なっている利用者は極めて少ないことがわかりました。また美容師に化粧をしてもらうことに対して戸惑いや、申し訳ないという気持ちから拒否反応が見られることもありました。しかし何度か化粧を行なっていくうちに、化粧をすることを楽しみにされるようになり、自分から化粧をして欲しいと話すようになりました。

この経験から、利用者は潜在的には身だしなみを整えていたい、化粧をしたいという気持ちはあるが、自分ではできなかったり、できたとしても周囲に対する気恥ずかしさから、化粧を行なわなかったものと考えられました。

また調査の中で、化粧をすることにより、生活意欲の向上や、他の利用者とのコミュニケーションが増えるなどの効果も確認できました。おしゃれをすることは、利用者にとって生きる楽しみともなりうるのだと実感できるものでした。

施設に入所している方の中には、おしゃれや化粧をしたいと思っている方は、決して少なくありません。また化粧をすることは、単に美しくなる、身だしなみを整えるということに止まらず、気持ちの面に大きく作用します。利用者の生活に潤いを与えるために、施設サービスの中で、美容や整容の面がいっそう重要になると思われます。

現在、当施設では、美容委員会を立ち上げ、入所している高齢者の美容・整容に関するケアの質の向上に取り組んでいます。活動内容は、季節行事の際、利用者メイクや身だしなみを整えてあ

げること、定期的に施設内のフロアでメイク、ヘアセット、ネイルなどの美容サービスを楽しんでいただいています。

こうした美容サービスはまだ行事などの特別の日だけですが、今後は利用者の生活の中に自然な形で組み入れる美容サービスを導入していけるように、サービスを改善していきたいと考えています。また、美容スタッフから提供される美容サービスだけでなく、利用者自身が化粧やおしゃれができるように支援していくことが今後の課題だと考えています。



ヒルトップロマンのサービス内容

	入所サービス	短期入所サービス (ショートステイ)	通所サービス (デイケア)
利 用 対 象 者	介護保険の被保険者で、要介護1～5までのいずれかの認定をうけられた方	介護保険の被保険者で、要支援又は要介護1～5までのいずれかの認定をうけた方	介護保険の被保険者で、要支援又は要介護1～5までのいずれかの認定をうけた方
入 所 期 間	利用される方の身体や認知症状の状態にあわせてご利用いただけます。3ヶ月ごとに入所継続の可否を検討して期間を見直します。	介護保険制度で定められた区分支給限度基準額内でケアプランによりご利用いただけます。	基本は1日4～6時間又は6～8時間ご利用いただけますが、ご希望により短時間のご利用もできます。
サービ ス 内 容	看護、介護、機能訓練、レクリエーション等を通じ心身の機能回復を図ります。	ご本人の機能回復のほかにも、ご家族の介護疲れの解消、旅行や冠婚葬祭などで介護者が不在になる場合にもご利用いただけます。	機能訓練はもちろん、入浴やお食事の提供等生活サービスの提供も行います。またご希望により送迎サービスも行います。

◇ヒルトップロマン

206-0824 稲城市若葉台 3-7-1

TEL 042-331-3030 FAX 042-331-3185



私は昨年5月、1枚のポスター（次ページ参照）と出会いました。もしこのポスターとの出会いがなければ、今日ここに私がいることはありませんでした。

ポスターと出会って1ヵ月後の6月、「美容福祉技術講習会」を受講し、その後美容福祉師として社会に参加できたことは、意義あることと感じております。訪問美容をスタートしてわずか1年たらずですが、一度訪問させていただいたお宅は100%リピーターです。ですから、この仕事は「本当に必要とされている」と、改めて認識致しました。訪問美容することで、いろいろな出会いがあり、気付きがあり、お客様が何を必要としているかを

受け止め、自分にできる事を精一杯できた時、お互い感謝の気持ちで心が一杯になります。そして「1ヵ月後また元気でお逢いしましょうね」と、握手をして帰って来ます。

「私も健康でないと仕事ができないぞ！」と相手の方から活力の源を頂いていることを感じます。しかし悲しい出来事もありました。今まで家族を含め、大切な人との永久の別れを何度も身をもって体験してきましたが、お客様との「お別れの場面」も避けては通れない事を実感致しました。お互い信頼関係で結ばれて、さまざまな事を教えていただいた人生の先輩であり、これまで私を支えてくれた、かけがえのない方とのお別れは、やはり辛いです。この仕事を始めて半年位した頃にお2人の方が亡くなりました。その時私は、ごく自然に「最後の天国への旅立ちは、私の手できれいにしてあげられたら……」という想い（イメージ）が芽ばえ、その事が頭から離れなくなってしまいました。現実には、亡くなられた方のケアとしては、“エンゼルメイク”や“マリアメイク”と呼ばれ、それは看護師や葬儀社が担っていると思われます（専門のプロのメイク師もいるが一般的ではない）。本当にそれで良いのでしょうか？

美容師なら死亡後の皮膚の状態等を（専門的分野を含め）習得しているので適性であると強く思い始めたものの受け皿がありません。試行錯誤の連続で半ば諦めかけていた時、「YAMANOエアブラシ・メイク」との出会いがありました。これは、“エアブラシ”（器具）を使用しファンデーションを吹付ける化粧方法です。“エアブラシメイク”の利点は・安全で衛生的（直接肌に触れない）、カバー力に優れている（シミ・傷を修正する）、自然な仕上がり（粒子が細かい）という点です。本来の使用目的は、今までの化粧方法と組み合わせる事により多様化するニーズ、舞台やポスター写真、芸術、美術等に対応可能なメイク方法と理解致しました。ということはエアブラシの技術を身に付ける事で、“その人らしさ”を大切にしたい天国への旅立ちメイク（ヘブンズメイク）でお見送りをさせていただく」という想いは、決して簡単ではありませんが、近い将来、必ず実現するものと信じて学んでおります。

「生きるほどに美しく“きれいでいよう”と思う気持ちに定年はありません」——私はこの素晴

らしいキャッチフレーズに出会って、人生が少しずつ確実に変化し始めました。それは「美容福祉師」というスタンスで“まわりを視る”ようになったからだと思います。

8月には「トラベルボランティア」に登録しました。これは障害や高齢などハンディのある方と一緒に旅に出かけ、必要なサポートをしながら、自分も旅人として一緒に旅を楽しむボランティアのことです。美容師がサポートする旅！ 行ってみないとわかりませんが、ちょっと結果が楽しみです。「美容」と「福祉」が結びついた事で「私にもまだ出来ることがある」と実感する事が出来ました。またトラベルボランティアの話は、お客様が私と旅行に行けたらいいね？と言っていたのがきっかけでした。自分のしたい事や、思いを言葉にしてみる。そして、それが形になっていくプロセスはとても楽しい！という事も学びました。すべての出会いに感謝致しております。

これからは、相手も自分も大切に、何かひとつ「注し色」をみつけられる。そんな美容師になりたいなあと考えています。“おしゃれ”は、その方の生きてきた価値観が表現されているところ。人生を自分らしく生きている人も、おしゃれな人かも知れませんね。



**きれいでいようと思う気持ちに、
定年はありません。**

「美容福祉」という言葉を知っていますか？
近ごろ、介護を必要とする高齢の方が、化粧やおしゃれをすることで
イキイキとした気持ちを取り戻していく例が数多く報告されています。
髪をきちんと整えたり、化粧をしたりするだけでなく、じっくり話に耳を
傾ける、必要とあれば、車椅子やベッドの乗降りに手を貸してさしあげる。
美容と福祉、両方の資格を持った専門家だからこそできる、高齢社会の
新しいサービスの試み。それが「美容福祉」なのです。

「美しくありたい」と思う気持ちは、生涯ずっと変わらないもの。お年を
召されていても、とことん満足できるサービスが当たり前のように受けら
れる文化をつくる。

それが、わたしたち山野の願いです。

「美容福祉」—— それは、人を幸せにする方法。

YAMANO

山野美容芸術短期大学／山野美容専門学校

◇事例報告・研究発表



◇事例報告・研究発表テーマ一覧

【障害者福祉部門】

- 技術と心の交流「美容福祉」 古山 智（山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年）
- 本学における美容福祉演習、ボランティア活動の実際とその意義
ー過去5年間における活動集計からの検証ー
濱田清吉、久保田智弘、川口剛史、及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）
- 利用者本位の新たな福祉サービスの向上にむけて
芝 敏子（東京都八王子福祉園地域支援コーディネーター）
- 重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際
黒田文美、山内朝江、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）
松井綾子（八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」）
- 重症心身障害児への美容福祉援助～美容室椅子でのポジショニングの工夫
キーワード：ポジショニング(姿勢保持)、緊張異常、安楽、心理的健康
山内朝江、黒田文美、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）
松井綾子（八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」）
- きもの文化のバリアフリー 西川奈実、山下牧子、青木和子（山野美容芸術短期大学）
- 美容福祉援助技術の方法ーその計画と進め方、記録についてー
濱田清吉、荒井典子（山野美容芸術短期大学）
- 障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察
岸川皇生（山野美容芸術短期大学美容保健学科1年）
- 初めての美容福祉活動 荒井裕美（山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年）
- 重症心身障害児施設でボランティア活動、美容福祉演習を行って
高橋 萌（山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年）
濱田清吉（山野美容芸術短期大学）

○重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際 事例1《美容室》

荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）

松井綾子（八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」）

○知的障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察—1 事例をとおして

鈴木里美（ヘアーサロンソシエ）

濱田清吉（山野美容芸術短期大学）

【高齢者福祉部門】

○ミチコ・エン「ケアホームに見る美容福祉の実践」—専攻科サンノゼ研修レポート

遠藤まな（山野美容芸術短期大学社会福祉専攻）

渡辺聡子（山野美容芸術短期大学）

○訪問美容事業を始めて——医療介護の中での経営戦略

南 弥生（株式会社ヘルスケア理美容ネットワーク）

○高齢者施設における美容福祉の位置づけと導入について—文献展望からの考察—

木谷佳子（介護老人保健施設「銀の舟よこはま」）

○認知症予防プログラムにおける美容技術援助の報告

—府中市立介護予防推進センターでの美容プログラム—

及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）

府中市立介護予防推進センター

○在宅における美容福祉援助の実際

佐野美恵子（NPO全国介護理美容福祉協会美容福祉師）

○美容施術による心理的効果 —不安感・うつ軽減について

原千恵子（東京福祉大学大学院教授＝心理学専攻）

南 弥生（シェルブルー代表取締役＝美容師）

○救護施設利用者の美容・整容に対する意識調査

大西典子、大野淑子、鎌田正純（山野美容芸術短期大学）

林 昭宏、平間鈴折（救護施設光華寮）

○美容福祉援助活動の実際—認知症高齢者通所介護施設‘N’におけるボランティア活動

黒田文美（山野美容芸術短期大学）

○本学における美容福祉実践活動—美容福祉実践研究会の報告

古山 智（山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年）

美容福祉実践研究会一同

○美容福祉実践への取り組み

古澤はるか（山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年）

○美容福祉への第一歩！

三國桂輔（山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年）

○美容福祉「認知症を知る！」

山本真希（山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年）

以下、上記の事例報告内容を掲載します。

【障害者福祉部門】

技術と心の交流 美容福祉

古山 智（山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年）



はじめに

我々美容福祉実践研究会は、今年4月に新入生が9人、新2年生が1人新たに入会し、以前の5人から大幅に人数が増加した。

その事で、会が活性化され、活動の規模も大きくなっている。今回の事例は、東京都町田市にある「Nの園(デイサービス、グループホーム)」において、美容技術の提供を行い、それを通じ心の交流を図る事、また、高齢の方と接した事の少ない学生もあり、実際に現場を見て学ぶ事をも目的とした。

1、実施内容

日時：平成18年7月8日(土) 10時～正午

対象：「Nの園」利用者、スタッフ

内容：メイクアップ、ハンドマッサージ、ヘアセット(簡単なもの)

2、美容福祉の実践

① 導入

事前の打ち合わせで、グループホームの方にはハンドマッサージとメイクを、その際に簡単なヘアセットを行う。デイサービスの方には、当日の利用者の状態や安全面を考慮し、ハンドマッサージのみとなった。私は、グループホームでメイクを行った。20畳ほどのリビングルームにおいて、机を2つ並べ、各机に2脚の椅子を置いた所をメイクの場とした。低い机も同様にし、ハンドマッサージの場とした。利用者の前で一人一言ずつ挨拶をし、高揚した雰囲気の中、施術を開始した。

② 展開

その日2人目の利用者Yさんは、少し俯き、照れているような様子だった。「初めまして、古山と申します。精一杯がんばりますので、何でもおっしゃってくださいね。」と挨拶をすると、少し笑いながら頷かれた。化粧下地、ファンデーションを塗る際に、各名称を伝え「痛くないですか」などと声をかけながら作業を進めた。

「Yさん、今日の朝ご飯は食べられました

か。」と聞くと「あんまり。」とおっしゃった。

「体調はいかがですか。」の問いかけには「まあまあ」と返事をなさってくれた。「こちらのごはんはおいしいですか。」と声をかけると「いや、好きなもの食べられないからね。」と口にされた。Yさんの内にこもったような雰囲気は、食欲を満たしきれていない部分も影響しているのではないかと感じる。

「眉毛を描かせていただきますね。」と言うと「眉毛はしっかりお願いね。」とおっしゃった。メイクを行う際、年齢で重要視するポイントが変わってくる。一人一人の希望を大切にしなければならない。実際、Yさんも眉毛を描いた後から鏡で自分の顔を覗かれるようになった。

アイシャドウに入り、暖色系か寒色系を指しながら「どちらが好みですかね。」と尋ねると「派手なのは好きじゃないのよ。」とおっしゃりながら暖色系を指差した。選んだ色、また自分で選んだということを踏まえ、徐々にYさんの中で美意識が開き始めた瞬間だと感じた。

口紅を塗っている最中も「もう少し濃いほうがいいわね。」などと、希望をいくつも投げかけてくれた。そのようなYさんの積極的で楽しそうな姿は、関わった人間としてとても嬉しかった。

3、まとめ、今後の課題

今回の施術は、自分にとって初めて美容福祉の技術提供を行う場だった。実際に施術を進めていくなかで、Yさんの心が開いていき、「美への欲求」が顔を出した時の喜びは、技術者として本当に嬉しい瞬間だった。「美しくなりたい」という、普段なかなか出てくることのない感情を見せてくれたのは、自分の事を信頼して、必要としてくれたからだろう。その気持ちに、メイクという形で技術者が答え、そして変わっていく利用者が、結果として技術者の喜びになる。

信頼関係を深めていくために特に大切なのは、コミュニケーションの内容だろう。お互いの心が通じ合わなければ、いくら技術が良質なものでもそれはただのお絵かきに過ぎない。

血の通った技術にするためにも、美容技術以上にコミュニケーション技術の質の向上が必要と感じた。人の気持ちを動かすには、人に気持ちが必要なのだ。

本学における美容福祉演習、ボランティア活動の実際とその意義

ー過去 5 年間における活動集計からの検証ー

濱田清吉、久保田智弘、川口剛史、及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）



1. はじめに

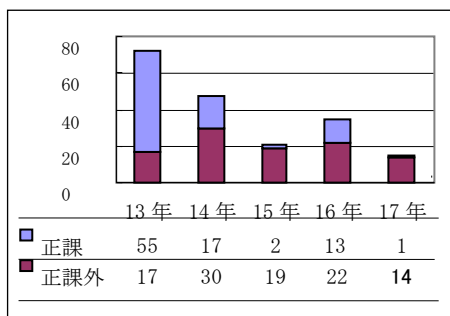
本学は、美容福祉学科が平成 11 年に開設され、それ以来、今日まで「美容福祉ボランティアを行い社会に貢献」を理念にボランティア活動を学生、教職員が一緒になり取り組んできた。

本研究は、この間の平成 13 年から平成 17 年までの 5 年の活動を集計し、その検証を試みた。

2. 調査研究方法

調査研究は、平成 13 年から 17 年までの集計をもとに行った。平成 15 年には「ボランティア活動の取り扱いについて」の規則が作成され、組織的に取り組みができるようになった。

グラフ 1 活動別数
(正課・正課外)



基礎データは、活動する学生、教員から提出される教育活動申請書（正課・正課外）を使用した。

グラフ 1 は活動課別数である。正課には減少が見られ、正課外は増減傾向であった。

3. 調査結果

集計データー申請書をもとに集計をした。表 1 は基礎データにした申請書である。

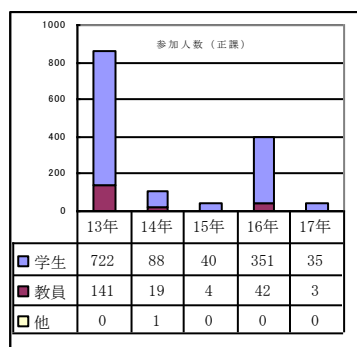
表 1 年度別活動状況（件数・参加人数）

	H13	H14	H15	H16	H17	計
件 数	72	47	21	35	15	190
人 数	1,168	734	433	1,126	258	3,719
正 課	863	108	44	393	38	1,446
正課外	305	626	389	733	220	2,273

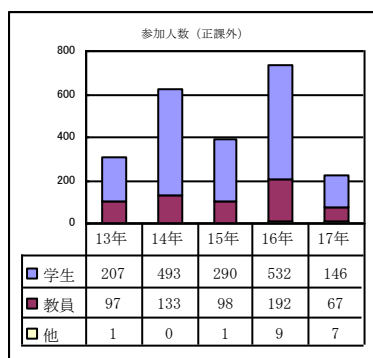
表 1 は年度別活動数、参加人数である。活動件数は H13 年が多く、それ以降は減っている。参加人数を見ると増減傾向であった。次に活動数、参加人数を正課、正課外別に見る。正課は授業として行い、美容福祉演習として捉えることができ、正課外は施設等からのボランティア活動要請と考えられた。

グラフ 2,3 は種別活動参加人数である。

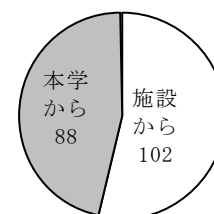
グラフ 2 参加人数(正課)



グラフ 3 参加人数(正課外)



グラフ 4 要請種別

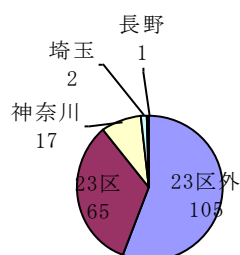


グラフ 4 は種別要請数である。施設からの要請は 102 件、施設へ活動の場をお願いしたのは 88 件であった。

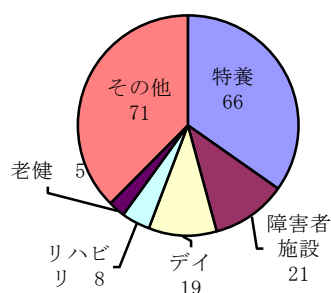
グラフ 5 は活動を地域別に表にした。三多摩地域が 105 件で最も多かった。

グラフ 6 は活動を施設別に見た。高齢者施設が多く、次に障害者施設であった。

グラフ 5 地域別



グラフ 6 施設種別



4. まとめ、今後の課題

本学美容福祉学科の学生たちの入学動機には、美容、福祉を学び、高齢者・障害者の方に美容福祉を行い、喜び、生活の糧にさせていただき、その生きる喜びを共に味い、これらの人々に幸せになっていただきたいとの思いがある。そしてそのことに期待と希望に胸を膨らませている。美容福祉の確立、教育、普及を一層充実させ、美容福祉演習教育をも見据えて、学生、教職員が組織的、計画的にボランティア活動の推進をしていくことが不可欠であると考えられた。

利用者本位の新たな福祉サービスの向上にむけて

芝 敏子（東京都八王子福祉園地域支援コーディネーター）

1、はじめに

どんなに重い障害がある方でも、「生きがいを
持って、輝いた人生を送りたい」「一人の市民と
して、学び、働き、芸術や文化にふれたい」「お
しゃれをして、仲間と楽しく遊び集いたい」と
多様なニーズを持ちながら生活している。社会
福祉基礎構造改革は、「個人が人としての尊厳を
もって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢に
かかわらず、その人らしい安心のある生活が送
れるよう自立を支援する」ことを目指して進め
られてきた。2001年には、WHOの「国際生活
機能分類」が改定され、医学モデルから生活モ
デルへの転換が図られ、国の施策として、生命・
生活・人生を制約する「社会的不利」をなくし、
共生可能な環境・社会の改善を図ることが明記
された。

障害者福祉施策も、措置制度から契約に基づ
く支援費へ、2006年4月施行の「障害者自立
支援法」へと大きな見直しが行われた。地域生
活を基盤とした、利用者本位の暮らしをトータ
ルに支援する福祉サービスの構築が重要な課題
である。「みだしなみ」「おしゃれ」等の「美容
福祉サービス」は、障害者が地域で当たり前
に暮らす自立支援のサービスとして、今高い関心
が寄せられている。

2、美容ボランティア受け入れの取組と成果

八王子福祉園では、利用者本位のサービスを
基本方針として、個別支援計画に基づき自立生
活支援を実施している。地域生活移行の取組・
地域連携も重点事業である。

2004年から、利用者へのサービスの質の向上
を目指す取組として、山野美容芸術短期大学の
教員・学生のみなさんによる「ボランティア美
容教室」を開催してきた。多くの利用者が開催
を楽しみにしており、障害の重い方でも、自ら
メイク・ネイル・ハンドマッサージ等のサービ
スを選択し、積極的に参加している。言語によ
るコミュニケーションが困難な利用者が多い中
で、ボランティアの皆さんの、利用者の視点に
立ったコミュニケーション技術は優れており、
施設職員が学ぶべき点が多い。個々の利用者
のニーズに寄り添い、心身の状況に配慮した美
容福祉サービスは、一人ひとりを生き生きとし

て自信に満ちた表情に変化させる。「美容福祉援
助」の持つパワーに感動させられる。

2005年からは、美容福祉への理解を深める目
的で、地域の方への参加を呼びかけた。病院か
らの参加者は、帰り際に「別人になったようだ」
「気持ちが晴れやかで、生きていてよかった」
「綺麗になり、自分が好きになった」「気持ちが
明るくなり、幸せな気分になった」と自信の回
復や、生きる活力を生み出す美容福祉サービス
に期待を寄せている。

また2006年7月に、美容福祉についての全
国アンケート調査に当園も協力し、利用者36
名・施設職員182名・一般者28名が回答した。
その結果「施設利用者におしゃれ・身だしなみ
が必要と思う」が80パーセント。「美容が利用
者の心身の状況の改善に有効と思う」が65パ
ーセント。介護保険に美容の分野が必要と思う
かの問いに、60パーセントが「必要」と答えて
おり、美容福祉サービスに高い関心があること
が伺えた。

美容福祉ボランティアとの交流を通じて、施
設職員の美容福祉サービスへの理解が深まり、
総合的な自立支援の一つとして重要性が認識さ
れたことの意義は大きい。

また、福祉サービスとしての美容福祉が、障
害者のエンパワーメントを高め、自己決定によ
る主体性のある暮らしづくりに果たす役割は今
後ますます期待できる。

3、今後の課題

この2年間で6回のボランティア美容教室が
開催され、延べ300名の方が、美容福祉サービ
スを利用した。これまでの美容ボランティア受
け入れでは、継続した美容福祉効果の検証まで
は実践されてこなかった。今後は、大学と福祉
現場が連携し、「美容福祉について実践と効果」
を協働で検証する取組が必要である。施設職員
の美容福祉援助への意識調査の実施や、継続し
た事例の検討の積み重ね等、制度としての福祉
サービスの確立に向けた取組が必要である。人
としての尊厳を持ち、健やかに地域で生きてい
くためのサービスとして、美容福祉援助は重要
である。

さらに大学と協働関係を築きながら、一人ひ

とりの権利を尊重し、その方らしい暮らしを支援する「利用者本位の福祉サービス」向上に向

けて、取組を継続していきたい。

重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際

黒田文美、山内朝江、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）
松井綾子（八王子重症心身障害児デイグループ「こあら」）



1. はじめに

昨年の8月より5回にわたり、私は美容福祉実践研究会と交流のある八王子の施設‘K’に通所するRさんの美容福祉援助（カット）をさせていただいている。

RさんはH養護学校に通い、放課後は‘K’に通所する16歳の女性である。Rさんは脳性麻痺の低緊張型であり、特性としてはびっくりしやすい事があげられる。コミュニケーションの状況は、話している事はある程度の理解ができ、喜び・了解は胸をポンポンと叩いてサインを出す。

2. 美容福祉援助の展開

◇2006年2月

半年ぶりに学内の美容室に来ていただく。会うのは3回目だが、カットは2回目。初対面のときの緊張も無く、挨拶をすると初めて声を出して笑ってくれた。去年の8月に学内でカットして以来との事。前髪は伸びると母親がカットしていた。

今回は、車椅子のままで背もたれを腰まで折りたたんだ状態で行ったが、今回は母親と相談し、Rさんをサロンの椅子に移乗していただく。サロンの椅子は背もたれがRさんの背中半分までであるので、車椅子よりも体幹が安定する。

昨年と同様に私の動きに驚かぬよう、常に声かけをしながら進めるが、30分を経過した頃、椅子の足置きから足が滑り落ちたのか、過緊張の状態になり反り返る。母親が「びっくりしたのかな。大丈夫よ、大丈夫よ。」と何度も声をかけると落ち着いた。

サロンの椅子の足置きは車椅子と違ってパイプが1本通っているだけなので、足を乗せても安定しない。多少動いても足が落ちないだけの幅がある足置きが付いている椅子があると良い

と考える。

今回は、時間短縮と安全性を考え、フロント以外はシザーズからレザーに替えてカットを試みた。その結果、多少の動きにも安心して対応する事が出来た。

◇2006年3月

卒業式と入学式を控えて1ヶ月ぶりに学内の美容室に来ていただく。昼寝から覚めたばかりとのお話だったが、会った時からご機嫌な様子。本学2年生の古山君がアシスタントに付いてくれたので、古山君とサロンの椅子へ移乗する。初めて会う古山君に対してRさんは人見知りもせず、年齢の近いお兄さんに会えて嬉しそうな表情をみせた。

今回のカットは、全体を整える程度で終了した為、ホットカラーでスタイルを変えてみる。ウェーブヘアは初めてと言う事で、母親が大変喜んでくれた。全部で1時間近くかかったののため息が少々出たが、「似合うね」と声をかけると「うふん」と答えて胸をポンポンと叩き、喜びを表現してくれた。

今回は、足置きから足が落ちる事はなかったが、美容施術時の足台の安楽を求めて山内先生に相談をする。

◇2006年6月

今回は、足置きを外したサロンの椅子に、山内先生に用意していただいた足台を使用してカットをした。カット前に行う面接で、母親からプールが始まるとのお話があったので、短め・毛量少なめに切り進める。今日も体調は良いとお話通り、30分間はタオルをくわえて比較的落ち着いていた。ため息や歯ぎしりは無かったが、30分を経過した頃に足を上げ、下ろした時に足台から足がずれ落ちびっくりしていた。

髪の毛のばさつきが気になったので、レザーでなくシザーズを使用した分、時間がかかってしまった。体調が良くても30分が限度であると考え。今までは、ネープ・バック・トップ・サイド・フロントの順にカットをしていた為、動きが増えてきた頃にフロントに入り、手間取る事に気付く。次回はフロントから始める事にす

る。

◇2006年8月

夏休みと言う事で午前中に来ていただく。大人しかったので「Rちゃんおはよう。今日は眠そうかな。」と声かけをするとにこりと笑ってくれた。

前回の様子から、今回は幅を広くした足台の他に、ポジショニングの為のマットと三角クッションなどを用意していただく。

カットはフロントから始めたが、直後に歯ざしりをしたので様子を見ながら続ける。いつもの様に、ネープ・バック・トップをカットしている時は後ろへ数回頭が倒れ、サイドへ移ると左右に頭を向けて私の方を見るが、体勢自体が崩れる事が少なかった為、時間が短縮でき 35分で終了した。

3. 今後の課題

顔を見合わせて笑い合う瞬間が増えるごとに、良好な援助関係を築く事が出来てきたと感じる。しかし、スピードを意識しすぎた為に、びっくりさせたり、不快な思いをさせてしまった時があった。時間の問題もあるが、動作を変えるたびに顔を見てゆっくりと声かけをし、進めていくのが理想である。

美容時のポジショニング環境を整えていただき、安楽な姿勢を保つ事が出来たので、次回はカットの途中に入れる休憩の必要性について考えたい。

重症心身障害児への美容福祉援助～美容室椅子でのポジショニングの工夫～

キーワード：ポジショニング(姿勢保持)、緊張異常、安楽、心理的健康

山内朝江、黒田文美、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）

松井綾子（八王子重症心身障害児デイグループ「こあら」）

1. はじめに

脳性麻痺の方々は、随意運動の障害に加え、姿勢保持の障害や筋緊張の異常がある。特に座位保持困難な場合、一人一人に応じたポジショニングの椅子や車椅子が作られるように、ポジショニングは生活を営む上でとても大事であり、長時間無理な姿勢をとり続けると苦痛の上、筋緊張亢進にもつながる。

在宅生活の障害者が美容室に見えた場合、前記を配慮し、対応できる椅子がないのが現状である。浜田・黒田両先生が関わられているRさんは、カット時、椅子のバーから足が滑り落ち、過緊張状態になったと相談を受ける。そこでポジショニングなどの工夫を試みたので報告する。

2. 研究方法

- ・対象：Rさん 16歳、脳性麻痺、低緊張、脊柱の左側彎、リクライニング車椅子使用、理解能力多少可
- ・目的：美容室椅子でのカット時、身体的に安全、安楽で精神的にもリラックスできる環境を整える。
- ・方法：ポジショニング用具による内的・外的妥当性を検討する。
- ・研究期間：2006年6月～8月

3. 結果

初回、足載せバーの代用として足台を用意していたが、脊柱の左側彎があり座位保持がやや困難とわかり、傍にあるバスタオルで対処する。しかし徐々に体が左へ傾き、前にずれたりするので、母親が姿勢を何度か直す場面が見られた。首の左右前後の動きも見られた。20分経過頃より片手を大腿部の間に置き、椅子をこすっていた。初対面にも拘わらず声かけに笑顔で応じ、学校や通所施設のことなど母親を介して話す中で、「可愛いね」と声をかけると『うふん』とはっきりした声が聞かれた。30分経過頃、席を離れていた時、両足を上げ、下ろした際右足が足台からずれ落ちる。笑顔ではあるが顎を出し両手を胸に引き寄せ、やや緊張がみられた。40分頃も両足が上がったがゆっくり下ろし、台の上に自然に足をついた。45分で終了。

初回の情報から、ポジショニング用具の必要性を感じ、以下のポイントで製作する。

- ① 左へ傾かないように、両背部に三角クッションを置く。左はやや固め素材のクッションを使用する。
- ② ずれ予防のため、座面の膝側を高く傾斜を付けたマットを作り、好みの青い布カバーをつけ、上下には滑り止めネットを敷く。

凹凸面は上とし圧迫緩和。

- ③ 椅子をこすっていたことより、鈴入りぬいぐるみを触れるようにマジックテープで大腿部間に固定。
- ④ 足台は幅広（35 cmを 42cm に）にする。

2 回目、上記を設置し、座位のとり方は仙骨座りにならない程度に三角クッションにもたれるようにした。股関節は自然に外転し膝を開いた状態で座面面積は安定していた。座った後、ぬいぐるみを設置し、揺らすと鈴が鳴ることを説明したが積極的な手の動きは無く両手を置いたままだった。声かけに笑顔はあったが、夏休みリズムでやや眠いようだと母親より説明があった。首の動きは前回より少なく、足の動きはなく、筋緊張も無かった。35 分で終わり、終了時姿勢の崩れは全く無かった。「座り心地良かった？」と尋ねると笑顔で『ふん』と反応があった。うれしいサインの右手拳で左胸たたきもあった。首や顎を支えている母親に尋ねると『すごく楽でした。』と返答があった。施術者にとってもクッションなどが邪魔などの意見は無かった。

4. 考察

三角クッションにもたれるようにしたこと
で上体が安定し、また、座面に傾斜を付け滑り止めネットを敷いたことより姿勢は維持できた
と考える。安楽な姿勢を保てた事やRさんの
反応から身体的ストレスの緩和が推察され、不
随意運動も少なく筋緊張の異常も軽減できた
要因だったと思われる。姿勢直しなど中断が減
少したことで時間短縮にも繋がったと考えら

れる。それは一定姿勢による身体的負担の限度
内(30 分以内)となり、心理的な安寧にも繋がっ
たと言える。手の動きも少なくぬいぐるみは必
要なかったと思われるが手触りの良いものに
触れる快感情は得られたかと察する。また、非
言語的なアイコンタクトなどやRさんの好き
な言葉などを介して意思疎通を図ったことで、
豊かな感情も表出されリラックスできていた
ように思われる。

以上より半座位がとれれば、美容室椅子での
ポジショニングで、身体的安楽を得られること
が推測でき、精神的安楽も得られ、心地良さも
感じていただけるのではないだろうか。関わり
も含めて、こうした環境を整えるといった側面
の充足が、変形などの2次障害の抑制にもなり、
心理的健康感も増していくと考えられる。また
その日の体調などにもよるので、今後、回を重
ね引き続き妥当性を検証していきたい。

5. おわりに

座位保持困難者にとって美容時のポジショ
ニングなど環境を整えることまで及んでいな
い状況で、施設において車椅子上で行われたり、
お風呂で家族がカットしている現状だと思わ
れる。鏡張りの美しい美容室で歓喜の声を発せ
られる方もあり“美”に関する感情は同じだと思
うので、障害者個々に対応できるよう美容福
祉師育成と医療者の連携は今後も必要な課題
である。

きもの文化のバリアフリー

西川奈実、山下牧子、青木和子（山野美容芸術短期大学）



1、はじめに

山野美容芸術短期大学では初代山野愛子先生の頃より日本文化の継承が大切とされ「伝承美」という必修科目として学生への文化教育がな

されている。中でも「きもの」は山野愛子ジェーン副学長教授（山野流着装宗家）が最も力を入れ海外への積極的な普及を図っているが、その授業を担う一教員として文化継承は担い手の生活環境に関りなく必須であると考え。障害が有る無しに関係なく「きもの」を楽しむ方法を次に提案し、福祉の衣服と文化継承者の拡大を図りたい。

2、研究内容

＜課題＞ 一般的に「面倒くさい」と捉えられがちな着物を、身体に負担をかけずいかに①簡単に②素早く③楽に、着用させられるかを考える。

きもの：今回は小紋で準備。あらかじめ腰上げをして、利用者の身長に着丈をあわせておく。それにより、洋服感覚で前あわせの着用が可能。腰紐を付けておく。

帯：①背中に装着するだけで帯の形が整うように名古屋帯で一重太鼓をあらかじめ作っておく。②細帯はアイコー枕使用であらかじめ帯型を作って巻くだけにしておく。

肌着：場合によっては普段の衣服着用のままでも可。足が不自由な方には上から着脱できるワンピース式で工夫。

アイコー衿：衿のみの装着が可能で、それにより長襦袢を着ている時と同じ衿元を作ることができる。洋服の上からも利用できる。

足袋：むくみを想定し旅館等で支給されている靴下タイプでも可能。伸縮性があるので足に馴染む。

草履：むくみを考慮し鼻緒に余裕をもたせるなどあらかじめ調整。履き慣れた靴やサンダルでも可。その場合かかとにゴムを付けることで安

全性にもつながる。

サスペンダー形式：ビニール素材の透明紐、透明クリップを使い、帯を吊るす工夫を施す。これにより胸元や腰周りに余裕ができ締め付けられる感覚が無くなる。

装飾品：必需品ではないがブローチ、リボン等装飾品で着物の上前下前を押さえるなど創意工夫の点で使用。ただし安全面には注意が必要。

3、事例紹介

事例を紹介して利用者のニーズが高まっている事を報告し今回の発表が美容福祉の概念を実現化していることを裏付ける。

事例1）高齢者男性の紋服の着付け

施設のショーで認知症の男性に着付けしたところ、普段より陽気になり鼻歌を歌うなど気持ちの活性化に直結した。

事例2）七五三の女兒の着付け

重症心身障害児に施設のお祭りで着物を着せた。手早い着替えであつというまに变身できたので、とても喜んでずっとイベント終了時まで着物を楽しんでいた。

4、考察

利用者に心地よい体感をしていただく為には心身の状態をよく理解し、時には着付けの前に利用者に面会する等コミュニケーションを取ることによって利用者の信頼を得ることが大切である。現在の課題としては①事前準備が必要。

②着物の着丈を決めるので特定の利用者にしか寸法が合わない、が挙げられる。一方、車椅子の方でも立位可能であれば「早い・簡単・楽」に着用できること、また四十肩、五十肩の方や高齢者にも応用できる利点がある。

5、展望

「より美しくより生き生きとした人生」のために、美道五大原則の理念のひとつに「装い」がある。それを気軽に実践することで、山野の「美容福祉」が社会の視点を変換させ、もっと多くの人たちに「きもの」を着る楽しさを感じてもらえたらと大きな期待を抱いている。

美容福祉援助技術の方法—その計画と進め方、記録について—

濱田清吉、荒井典子（山野美容芸術短期大学）

美容福祉援助を展開していく上で、その計画と進め方は重要である。今回、その計画と進め方をシートに作成し、美容福祉ボランティア、美容福祉演習の場で試行した。

項目については、利用者の理解と関係形成確立へ向け、利用者と事前面接の実施。当日面接。利用者とコミュニケーション、関係形成を図り

ながら、①導入。②施術展開。③まとめ、完成。④今後の課題。と計画立案し、進め、施術後への記録（白紙シート）とつなげていく。今後の課題として、美容福祉教育としての、美容福祉ボランティア活動、美容福祉演習に導入活用し実践研究を進めていきたい。

美容福祉援助の計画と進め方

実施日

利用者名			生年月日		美容福祉師名	
実施場所		①在宅 ②施設・病院 ③サロン ④その他				
利用者の身体状況		例：移動、姿勢の維持等で介助が必要か。維持できる時間は、どのくらいか。発作、痙攣はあるか。				
利用者のコミュニケーション状況		例：言語か非言語。サインはあるのか。会話が可能か。趣味、拘っていること、興味があるもの、等を知っていると良い。				
時間	進行	利用者の状況・反応：C	私の働きかけ		A：周りの人の状況	
	導入	・事前に利用者面接を実施し心身の状況を理解する。 ・首のすわり ・上下肢の動き、すわり ・体幹の動き、すわり等の観察。	・あいさつ ・自己紹介 ・利用者の姿勢を整える。車椅子か、椅子か、美容の椅子か等。		付き添い者の言動は、反応は、どうであったか ・施設職員 ・家族	
	展開	利用者とのかかわり ・傾聴 ・受容 ・共感の関係確立を図りながら、大切にし、人間関係形成技術、美容技術を発揮し、施術展開していく。 ・利用者との関係形成の確立を図っていく上で傾聴、受容、共感等の関係、理解は、どうであったか、 ・美容技術はどうであったか	展開への誘導 ・例、「これから、メイクを始めますよ。」と声かけ。 言語、非言語のコミュニケーションを図っていく。			
	まとめ・今後の課題	今後はどうつなげていくか。その課題、問題点何か。			・共感波効果とは、利用者と美容福祉師が、共感しながら美容福祉援助を展開しその過程、結果が回りの人々等にもたらす効果。	

障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察

岸川皇生（山野美容芸術短期大学美容保健学科1年）

1. はじめに

今回、〇〇市にある重症心身障害者施設に美容福祉ボランティアに行きました。美容のボランティア活動は初めての体験でした。不安と期待が入り混じりながらの訪問になりました。お祭りの日で、病棟へ訪問し、ヘアセットとメイク、及び屋外ネイルブースにてネイルを行いました。

2. 事例の紹介

Aさん（女性）は、身体の障害があり歩行困難なので、車椅子を利用し、生活しています。自分で車椅子の操作することは不可能です。

3. 美容福祉の展開

①導入

Aさんは中々落ち着いてくれず、「これからメイクします」と声をかけても初めてのようで目をキョロキョロしていました。言語コミュニケーションをとることが困難な様でした。

②展開

施術できる時間が短かったので、手際よく行わなければなりません。N先生がヘアセットをしている間に、私がメイクをしていく形で進めました。「チークは何色にしますか？」と伺っても、パレットを見てくれず、どうして良いか解らなかった為、肌の色に合わせて薄いピンクのチークを選びました。ポイントメイクの為、ファンデーションとアイシャドウは塗りませんでした。リップもやはりパレットを見てくれず、チークと肌の色に合わせて、ローズ系の派手でないものを選びました。この間もAさんは元気良く動きます。N先生とAさんの動きに合わせてリップを塗りましたが、上唇から少しはみ出してしまいました。下唇はよだれの影響でリップが上手く塗れなかった為、上唇に塗ったリップを、上下の唇にぼかして終了しました。

完成後、施設の職員の方数人が、変身したAさ

んの姿に「綺麗になったね!」と声を掛けてくれました。するとAさんは「どう!」という仕草でポーズを取りました。この姿が堪らなく可愛く映りました。担当の職員の方にAさんの年齢を伺うと、13歳との事でした。

「障害を持っても、おしゃれに対する女の子の意識に違いはないんだな」と感じました。

この後、屋外のネイルブースに来られた9歳のBさんにネイルを行いました。施術を行ったAさんやBさんの喜ぶ姿を目の当たりにし、女の子の持ちあわせた美への憧れというものを改めて感じることができました。

またネイルのボランティアの休憩時間中に、ぱったりAさんと車椅子を押すAさんの担当職員の方とお会いしました。担当職員の方は、「こちらもうキウキしました。ありがとうございました」とおっしゃられました。

「健康はレベルで捉える」とWHOが1986年にヘルスプロモーションを提唱していますが、正に美容（心の健康）もレベルで捉えるものと再認識致しました。施術前よりも施術後に「ウキウキ」してもらう事で、心の状態を良い方向へと持って頂く。そこに年齢や身体の障害は関係ないと強く感じました。

4. 今後の課題

非言語のコミュニケーションを施設の方はAさんと取られていましたが、私は上手くAさんとコミュニケーションが取れませんでした。

Aさんから発せられるシグナルやサインをキャッチすることが難しく、コミュニケーションの展開について戸惑いがありました。

またコミュニケーションには信頼関係、心と心での接し方が大切であると感じました。

今後、アイコンタクトや心の通った非言語コミュニケーションをどの様に図り、施術を進め行っていか考察し、実践していきたいと思います。

初めての美容福祉活動

荒井裕美（山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年）

1. はじめに

東京都多摩市にあるSという福祉施設にて、ボランティアを行いました。私にとって、重度の障害を持つ方々の施設で、ボランティアを行うことは、初めてのことで、不安というより緊張の方が大きかったです。その日は、施設内でのお祭りがあったので、利用者の方々のメイクや出店としてのネイルアートをさせていただきました。

2. 導入

当日、祭りの前に利用者の方々に祭りをより楽しんでもらうためにヘアメイクをして、祭りが始まってからは、短大の出店ブースを設けて、ネイルアート・ケアを行いました。ネイルの準備するに当たっては、利用者の方の中には、車椅子の方もいらっしゃるので、十分なスペースを確保し、ネイルで用いる様々な道具を使いやすいように並べました。準備が終了し、開店直前には、カラフルな浴衣にヘアメイクが施され、大変華やかな姿の利用者の皆さんが既に並んで待ってくださっていました。

3. 展開

利用者A ヘアメイク ネイルケア

保護者と施設の方に車椅子を押され、3人でいらっしゃいました。ブルーの地に鮮やかなピンクの花柄の浴衣を着たAさんは、私が「Aさん、こんにちは！ よろしくお願ひします。」と挨拶をし、「Aさんは何色がお好きですか？」とマニキュアを指差しながら、伺いました。しかし、Aさんからの反応が見られなかったので、「浴衣のピンクのお花に合わせましょうね」とライトピンクのマニキュアを塗っていききました。

施設の介護者の方から、Aさんは親指をくわえてしまう癖があるということだったので、親指へのマニキュアは避けました。確認すると、Aさんの親指はかぶれて赤くなっていました。ネイル中は、「楽しそうなところがいっぱいです

ね。」「今日は、お祭りでどんな美味しいものを食べたんですか？」などと、声掛けを心がけましたが、Aさんからの反応は見られませんでした。それでも、目を見て、反応を確認しながら、施術と会話をしました。

最後に、赤い花の形のストーンをつけて「Aさん、終わりましたよ。とてもお似合いです！」と伝えました。すると、今まで無表情だったAさんの顔が、少しだけ唇を動かしてくださいました。「ありがとう！」と言ってもらっているようで、私は、とても嬉しくなりました。

「お祭り楽しんでくださいね。」と見送ると、保護者の方、施設の方も喜んでくださいました。

4. 今後の課題

私は、ネイル以外にも、ヘアメイクのアシスタントも行いました。どの施術に関しても、技術を施している際に、利用者が急に立ち上がったたり、動き出したりするので、内心ハラハラしながらの活動になってしまいました。しかし、利用者の方々のこれらの行動には、「その色は嫌だ！もっと可愛くしてほしい」というサインかもしれないと考え、今後は、利用者の方を不快に感じさせない技術の提供が必要だと考えています。また、その際、利用者の方々の特徴に気付き、注意して施術を行わなければならないと思います。

その為に、さまざまな場面を経験し、あらゆるパターンの施術をこなしていき、先を読みながら行動することが1番だと思いました。このことを意識して取り組んでいこうと思います。

重症心身障害児施設でボランティア活動、美容福祉演習を行って

高橋 萌（山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年）

濱田清吉（山野美容芸術短期大学）

1、はじめに

今回、重症心身障害児施設Sで、お祭りが開かれるため、メイクとヘアとネイルのボランティアを行いました。

2、利用者さんの理解

Aさんは女性。オウム返しで返事を、簡単な単語でもやり取りができる。付き添いの方と一緒にいらっしやった。メイクをする事を理解してくださっていて、意欲的な面が見られたので、出来るだけAさんに選んでもらうようにした。

3、美容福祉の展開

始めに、ヘアを整え、髪飾りを選んでもらう事にした。髪飾りの入った箱をいくつか見ていただき、「今日はたくさん髪飾りがあるんですよ。どれがいいですか」と声をかけると、Aさんは自ら手を伸ばしてリボンの髪飾りを選んで自分の頭に持っていった。「じゃあこれつけますね」といって、右の側頭部、耳上あたりにつけた。

「次はメイクします」と声をかけると、「口紅、つける」といってきたので、「そのまえにファンデーション塗らせて下さいね」といって、ファンデーションを塗ろうとしたところ首を振って顔を下にさげる仕草が見られた。付き添いの方が「いやかもしれないわ」と言ってきたので、軽く塗って終わりにし、口紅に入った。口紅のパレットを見てもらい、「どの色にしますかね？」と聞くと、Aさんはじっと見て、赤い口紅を指で触って自分の口元に触れた。付き添いの方が「ちょっと待って、学生さんにやってもらおう」Aさんに声をかけた。

「じゃあ、私がつけますね」といって、口紅を綿棒にとって塗った。

「次はアイシャドウをしましょうか」といってカラーパレットをみてもらおうと、Aさんはじっとみてピンク色を自分の指で触った。「じゃあ、この色塗りましょう」といって、筆にとり、まぶたに近づけると、Aさんは眉間にしわを寄せて、眼を閉じた。しかし、すぐ眼を開いてしまい、またしかめ面になり、頭を後ろにひこうしたり横に向けようとする仕草が見られた。付き添いの方が「Aちゃん、ちょっと我慢してて」といってAさんの顔を支えた。しかし、Aさんはじっと出来ずにい

たので、なるべく手早く塗るようにした。最後に、「チーク塗って終わりにしますね」といって、私の頬をさしながら声をかけ、Aさんの頬にチークを入れた。

「終わりました」といって、手鏡で見ていただいた。Aさんはじっと見ていた。付き添いの方が、Aさんに「いいね～、よかったね。ありがとうって」と声をかけると、「ありがとう」と言ってくれた。

すると、職員の方が2人ほど見に来て「あらー、Aさん！いいねー」「でもリボンつけたんだ。リボンか。どうかしらね。年甲斐もないわよ～。かえたほうがいいんじゃない？お花とかさ」と話し始めた。「お花にしましょうよ」といって、リボンを変えるように勧められた。

お花の飾りの入った箱を持って、「Aさん、お花に変えましょうか」といって見てもらったが、少し首を振って、あまり興味をもっていないというような様子がみられた。

付き添いの方は「本人が選んだからリボンでもいいのにねえ」といっていた。

2個ほどこちらでお花飾りをえらんで「これつけてみましょうか」と声をかけ、右の側頭部あたりにつけた。すぐにAさんはさわって取ってしまった。

付き添いの方が「やっぱこういうの取っちゃうのよね。お花はいいわ」といったので「分かりました。お疲れ様です」と挨拶をして終わりにした。

4、まとめ、今後の課題

今回は2回目のボランティアだったが、利用者さんの中には、これからお化粧したり髪飾りをつけたりをするということがあまり伝わってないのではという方もいらっしやいました。その時、どのように接していけば良いのかと改めて考えさせられました。

また、見慣れない人が大勢きて、何をやるのだろうかというように感じているような方や、興奮してしまう利用者さんもありました。慌ただしくなりがちですが、余裕を持って受け止めていく姿勢が必要だなと感じました。

また、利用者さんの意見を尊重しながらやっていこうと考え、メイクの色や髪飾りを選べる方に

は選んでいただいたが、Aさんの場合、職員さんに指摘されてしまいました。全部意見を取り入れるのではなく利用者さんの意見を取り入れつつ、

こちらからも提案してみて、利用者さんの満足いく美容を進めていくと良かったのではと考えます。

重症障害をもつ子への美容福祉援助の実例 事例1 《美容室にて》

荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）

松井綾子（八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」）

1. はじめに

昨年、八王子市にある通所施設‘K’に訪問し、美容福祉援助（カット）を行わせていただきました。今回は重症障害をもつNさんを美容室にお招きして、美容福祉援助（カット）を行っていききました。

2. 利用者の理解

Nさんの身体特性として、過緊張があり不随意運動が多いことが挙げられます。また自力での姿勢保持が困難な為、座位保持のできる車椅子を使用しています。コミュニケーション状況は、相手の話していることは理解でき、「あーうー」などの発語がある点が挙げられます。また悲しい歌やメロディー、「おしまい」「おわり」を聴くと泣いてしまうという特性があります。

又、美容福祉援助（カット）を行う上で必要となるNさんの毛髪特性として、癖毛で毛髪が太く、前頭部の毛量が多いことが挙げられます。

3. 美容福祉援助の展開

①導入

Nさんは母親の運転する車椅子仕様車で、本学内の『YCA Beauty Salon』にいらっしゃいました。到着した時点では、初めての場所に不安げで強張った表情をしていました。美容室での美容福祉援助（カット）が初めてという事で、まずはサロンの中を大きくまわって見ていただき、空間に慣れてもらう事から始めました。サロン内の明るい照明やたくさんの鏡に、Nさんは表情をきらきらさせながら「あーうー」と高い音で発語し、嬉しそうな様子でした。

②展開

準備を進める私の姿にNさんは前回と同様、興味を示し、用意してあったシザーズやコームを見ようと目で追っていました。ヘッドレスト

の角度を調節し、バックレストと胸部サポートベルトの間を埋めるように白タオルを2枚使用してカットクロスをかけました。「Nちゃん髪ぬらすよ、髪切っていいね」とあらかじめ温めておいた水スプレーでNさんの髪を濡らし、鉗を入れていききました。Nさんの母親にNさんの手やあご先を軽く支えていただき、耳・首周りでは後頭部を支えていただきました。Nさんは前回程の不随意運動はなく、落ち着いた状態でカットを進める事ができました。途中、カットした細かい毛髪が首元とタオルの隙間に入り込んでいた為、カットクロスはずし、毛を払ってタオル交換をしました。気分転換の為、タオルの色味をNさんの使用する車椅子と同色であるピンク色にしました。Nさんは首元の不快が無くなった為か、もしくはタオルの色の変化による刺激反応か「あーうー」と高い音で発語し笑顔になりました。そしてカットも終盤に入り、クロスはずして、襟足をトリマーで整えていききました。最初、トリマーの振動にびっくり反射のような動きが現れましたが、その後は落ち着き、スムーズに整える事ができました。そしてホットタオルで首元を拭き、カットを終えました。Nさんは癖毛で毛髪が太く、前頭部の毛髪が立ち上がりやすい為、今回は「前頭部をすっきりさせ、前髪を下ろしていきたい」と母親から意向を受け、前髪をブローしていききました。まずNさんにロールブラシを見せ、私の髪で回転する様子を示してから、ブローを行っていききました。

③完成

仕上がり状態を確認していただきながら、Nちゃんきれいになったね、すっきりしたね。」と正面の鏡で見てもらい、次に今回は合わせ鏡も使用して後ろを見ていただきました。Nさんは表情もいきいきと内から湧き上がるような笑顔

になって、「あーうー」と高い音で発語し、身体で喜びを見せてくれました。その一方で合わせ鏡に映る自身を分析しているような表情の一面も見ることができました。

4. 今後の課題

今回、Nさんにとって初めての美容室での美容福祉援助（カット）の体験でしたが、流れる音楽や明るい照明、大きな鏡がある空間の中で楽しんでいる様子が窺えました。またコミュニケーションとして、【スキンシップ・Nさんへの

反復の呼びかけ・用具を使用して演示すること・施術時間の短縮】を意識し、展開を進めていきましたが前回よりもNさんとの良い関係の築きができたのではないかと感じました。又、Nさんの身体特性、使用している車椅子の特性に合わせ、不快を伴う首元の毛髪の入り込みについて改善していく課題が挙げられました。

今後も重症障害をもつ一人一人の特性をキャッチし、受容・信頼関係の築きと共に事例を重ね、美容福祉援助展開・研究に邁進していきたいと思っております。

知的障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察—1事例をとおして—

鈴木里美（ヘアサロンソシエ、山野美容芸術短期大学美容福祉学科5期卒）
濱田清吉（山野美容芸術短期大学）

1. はじめに

今回、八王子市にある知的障害者更生施設に美容福祉ボランティアを行った。この活動は、数回に渡り実施している。施設側からボランティア要請があり、年間行事として位置づけている。その目的は、利用者の生きがい、美しくありたい、生活の豊かさ等を身に付けていくということである。

2. 事例の紹介

Aさん（女性）は、身体に障害があり歩行が困難。車椅子を利用し、生活している。自分で車椅子の操作は不可能である。

コミュニケーションの状況は、言葉をかけると“アーウー”の声を発し、理解しているようだ。

3. 美容福祉の展開

① 導入

Aさんは、メイクをするのは初めての様で、緊張している様子。（肩をこわばらせていた。）「鈴木です。よろしくお願いします。」とあいさつをする目線を合わせ頷いてくれた。

「これから、メイクをやらせていただきます。」「メイクは初めてですか？」と声をかけると、“アーウー”と言い首を縦に振り返事をした。

② 展開

私は、化粧下地から塗っていくことから始めた。Aさんは、メイクをしているWを見て、その動作

（手、動き）姿を追視していた。FDはAさんの肌に合う色へ調合し塗っていった。時折、Aさんは付添いの母親が気になるようで、横をちらちらみていた。母は「まっすぐ前を見ていなさい」と注意した。

私は、アイシャドウのパレットをAさんに見せ、一つずつ色を指して気に入る色を選んでもらった。

Aさんは、色が並ぶパレットに興味を示し、目を輝かせていた。淡いピンクの色に反応を示されたので、が「この色でいいですか」と聞くとAさんは、笑顔で首を縦に振った。

母はAさんが選んだ色を見て、「素敵なお色ね」と絶賛していた。

私がAさんに、「目を閉じて下さい」というと始めは恐る恐る目を硬くつぶっていたが、「リラックスして軽く閉じてみてください」というWの声かけに、Aさんはしっかり反応してくれ、つぶってくれるようになった。

次に口紅も同様に、Aさんに色を選んでもらい、声かけしながら塗っていった。始め不安そうだったAさんも、段々リラックスし、メイクしていくのを楽しんでいるようだった。次にAさんの顔のバランスを見ながらハイライトやチークを塗り、留めてあったピンを外して髪型を整え完成した。

私は「終わりましたよ、とても素敵に変身しましたね。」と声をかけ、完成した姿を鏡で見てもらった。

Aさんはすっかり変身した自分に驚き、そしてとても歓喜の笑顔を見せた。母親もそんなAさんの喜ぶ姿を見て大変、嬉しそうだった。

4、まとめと今後の課題

とても不安そうで、言語によるコミュニケーションが難しそうなAさんに私は対応していくのに、始め緊張してしまいました。

Aさんは、施術展開していく内にとてもお化粧品に興味を示し、声かけにもしっかり反応（うん、うん）し、自分の気持ちや要望、感情をしっかりと表すようになり、とても接しやすく、メイクがスムーズに行えるような関係になりました。

まだまだ、技術的には未熟でAさんにとって素晴らしいメイクができたとは思わないけれど、メイクをしながら、コミュニケーションを深め、意見を聴き、尊重しながら行うことで、Aさんとの気持ちを通じ合わせることができたと思います。

そして一緒にメイクを完成させ、喜び合えたことで共感関係が築くことができたと思います。

お化粧品一つでこんなにも顔に表情がで、明るく元気になられた姿にはとても感動しました。

Aさんが綺麗に生き生きとなり、回りの人たちにも大きな共感を与えたことは、一つの効果だと思います。

今回、導入の段階でAさんと一層のコミュニケーションを図り、心身の状況を把握することが大変重要なことであると思いました。

そこで利用者理解を深め、傾聴、受容、共感関係を学習し、確立させ、展開へと繋げていくこと

ができれば更に気づき、関係形成の確立が深まっていくと思います。

今後、日常生活に美容を取り入れていくために、どんなことができるか、アドバイスを的確にできるよう、美容福祉ワーカーの役割を今後の課題として考えさせられました。美容福祉を、もっと生活に身近なものにしていきたいと考えます。

ケアホーム「ミチコ・エン」に見る美容福祉の実践

～サンノゼ研修報告レポートより～

遠藤まな（山野美容芸術短期大学 社会福祉専攻）

渡辺聡子（山野美容芸術短期大学）



1、はじめに

我々はサンノゼのケアホーム「ミチコ・エン」で2週間の研修を行なった。日本とアメリカの福祉の違いを比較検討しその背景や生活環境を

学ぶとともに、美容福祉の実践を体験してきたので報告する。

研修期間：2006年6月20日～7月2日

研修生：専攻科社会福祉専攻4人、付き添い教員1名

研修先：ミチコ・エン ケアホーム

2、ケアホーム「ミチコ・エン」の概略

サンノゼは北米カリフォルニア州サンフランシスコ近郊にあり、ロスアンゼルス、サンフランシスコに次ぐ日系人の多い町である。

ケアホーム「ミチコ・エン」は主に平野カール・ミチコ夫妻が運営している。

入所条件は、①独歩が出来る。②トイレの自立（一部介助可）。③食事の自立である。④女性のみ。研修当時入所者5人。現在は6人（70歳台～90歳台認知症など）。すべて個室。

家族・研修生の宿泊施設を近隣に持っている。

◇タイムスケジュール

7:30 声かけ随時起床、トイレ誘導・介助、着替え（補助）、ベッドメイキング（シーツ交換）

8:00 朝食

9:30 デイケア（友愛会）に出かける、病院に行く
美容サービスなど

12:00 昼食

13:00 レクリエーション、家族訪問

18:00 夕食

19:00 入浴（介助）

21:00 就寝

3:00 トイレ誘導

3、ケアホーム「ミチコ・エン」に見る美容福祉

清潔：ウォシュレットの利用：日本で一般的になっているウォシュレットはアメリカではトイレがバスルームと一緒に、あまり普及していない。ミチコ・エンではトイレのたびにウォシュレットで洗浄し、拭き取り後乾燥予防と消臭のため臀部にローションを塗っている。

消臭への配慮：排泄後の汚物は一つずつビニール袋にいれ、口を固く閉め、ダストボックスに入れるため臭いが外に漏れにくい。換気はコントロールシステムを利用し臭いがこもらないようにになっている。便器は常に便器用の除菌シートで拭きとる。トイレは人の入っていないときは常にドアを開けておき、事故に備えている。

また、毎日の清掃の中で特にドアノブなどの清潔、洗濯物を溜めない（夜洗濯・乾燥、朝アイロンかけ）など、特別なことをするのではないが、日常生活をきちんとすることにより清潔を維持しているのが感じられた。

美容サービス：サンノゼではミチコ・エンのようにケア・ホームの中で美容サービスを提供してくれるところは他には無い。ミチコさんは過去に美容を勉強した経験があり資格はないものの、ホームの一角で美容を行なっている。ヘアカットはもちろんのこと、ネイル、ヘアカラー、パーマ等の美容サービスを無料で提供している。

カラー剤やパーマ剤は家族が買って持ってくるか、もしくはお金を家族から受け取り購入する。サロンのように同じメーカー商品の染毛剤を使用するわけではないので困難を極める。そのような中で個々に利用者さんの要望に答えている。

例：ラインダンスサークルに週一回通っているJさんはとても固い髪質で、夜に髪の毛をセットしてしまうと朝崩れてしまう。そのため、出

かける直前に髪をセットする。その人応じてケアすることは利用者にとっては本当に嬉しいことではないだろうか。

4、おわりに

ミチコ・エンでの研修は美容サービスだけでなく、入浴サービスにおいては入浴後は皮膚が乾燥しないように全身にローションを塗る。

朝その日に着るものを利用者本人が選択する。希望で外出は自由に出来る。家族の面会は時間に関係なく自由。余暇にマージャン、トランプ、ジクソウパズルを行うなど自由に生活を楽しんでいるように見える。生活の中で占める美容の役割の大きさに驚くと共に我々美容福祉をめざすものたちにとって美容福祉を切り口とした素

晴らしい環境があるように思えた。今回の研修を踏まえて我々自身の手で美容福祉を展開することが出来るようにと思っている。

現在、専攻科の仲間たちと日本の高齢者とサンノゼの高齢者の美容に対する意識の違いを比較検討している。

Michiko-en

2120 Doxey Drive San Jose,

CA 95131 U.S.A

Phone: 408-254-7029

Fax: 408-254-4318

E-mail: michiko-en@sbcglobal.net

URL: <http://www.michiko-en.com>

訪問美容事業を始めて—医療介護の中での経営戦略

南 弥生（株式会社ヘルスケア理美容ネットワーク代表）



訪問美容サービス事業の「ヘルスケア理美容ネットワーク」が誕生したのがちょうど2年前の8月でした。それから今に至るまで活動しながら感じたこと、問題点などを報告させていただきます。

す。

はじめに訪問美容を始めるきっかけは第3期介護美容師（美容福祉士2級）をとった後、あるデイサービスで美容を取り入れる試みに参加したことです。美容一途で生きてきた者が介護の現場の中に入り、ともにやっていくことの難しさを感じました。その原因の一つに美容が国家資格であるのにもかかわらず理学療法や作業療法のように保険として認められていない業種であり、介護や医療では美容の効果を有償の物として扱うには至っていない点があると思います。美容はボランティアサービスの一環でしかないということです。どのような業種でもそうですが、サービスの質の向上や普遍性、継続性、安全性を考えると多くの課題があると思い、仲間を募って事業を始めるに至りました。

美容師で介護資格のある人たちが集まりスタートした訳ですが、初めての施設への営業や、訪問先での支度、手順など戸惑うことばかりでした。NPOのご協力、アドバイスを頂きながらこうして今に至るまでとなりました。

現在美容の経営環境では美容室数は飽和状態であること、他業界からの美容参入により中小の多くの美容室経営は苦しい状態であること。

また他方老人施設では措置制度から介護保険制度に変わり選べるサービスの仕組みとなり、各施設の自由競争の時代となってきたことや、高齢者人口の増加を踏まえ予測される医療介護費の増大に対処するように、「予防医療」「予防介護」が注目されてきている状態です。いつまでも元気であるための生活の工夫が必要とされてきているわけです。

そのような中で美容がどのようにお役に立てるかを考えて行かなくてはならないと思います。実際に活動して改良が必要だと思われる問題点の中からお伝えしたいと思います。

現在新設高齢者施設も数多くなり訪問美容がほとんどのところで行われているまでになっています。しかし多くが未だに市場一般美容料金よりかなり低く行われています。また市町村で出される理美容助成金も介護度の制約や在宅などに限ら

れたり、多くの人が利用している状況ではありません。そのような中で私たち訪問美容師がサロンと同じようにサービスを提供出来るかどうかという問題です。

色々な施設に訪問してその施設ごとに仕事の仕方は違います。たとえば一般の美容室のような設備のある施設もあれば脱衣所で行うところもあれば、各個室ごとに行うところもあります。立派な美容室があっても倉庫になっていて使用出来ず異臭漂う脱衣所で美容を行うところもあります。たぶん入居時のうたい文句にはなっていたのであろうと思われませんが。しかしほとんどがサロンとはほど遠い設備環境で行わなくてはならないのです。椅子の高さやシャワーまでの移動、お風呂場でのぬれないように配慮しながらのシャンプーやご本人の身体のこと、細かな配慮が必要な会話や様々なことなど、事故が起き無いよう、満足して頂けるよう、サロン業務以上に労力が必要とされます。やりがいを持ちの上だけに留まらない

ようにしなくてはならないと思います。しかし低料金で人数をこなさなくてはならないと、同一髪型、カットのみ、会話無しなどサービスの質の低下は免れません。

サロンの高齢のお客様がある日お友達の見舞いに施設へ行き、病気で煩っているその方の髪が綺麗に染められセットしてあるのを見てお友達の受けている介護が一見でわかり安心したことを言われました。病気や老いはあきらめと同時に受け入れなければならないことですが、周りの人たちの暖かい心遣いで幸せな老い方が出来ると思います。

何よりも私たちはプロとして喜ばれるサービス、技術を提供し、業界がよりよい方向へ介護とともに育っていくよう、多くの方達との連携を大切にしたいと考えています。

高齢者施設における美容福祉の位置づけと導入—文献からの考察—

木谷佳子（介護老人保健施設「銀の舟よこはま」）



1、はじめに

介護保険制度が5年を経過し、見直された制度が新たにスタートしています。介護予防を重視した自立支援、利用者のQOLを高くすることをめざすサービス内容が更に検討されているといえます。美容は整容を充実させ高齢者のQOLを図るだけでなく、認知高齢者にも効果がみられています。この現状から美容福祉の概念の位置づけを社会的なものとする時期が来ているといえるでしょう。筆者は介護老人保健施設で美容福祉師として関わり、当初この新しい取り組みに試行錯誤の毎日でした。

ここで高齢者施設における美容福祉の位置づけが現在、どのようになっているのかを客観的に把握し、価値的な美容の関わり方を探索する必要性を感じこの研究に取り組みました。

2、目的

日本における要介護高齢者に化粧療法をはじめとする整容の充実を含めた美容の研究や実践を展望し、高齢者施設における美容福祉の位置づけを明らかにして実践を価値あるものにする。

3、方法

文献を収集しレビューする。

医学中央雑誌を用いて1983年～2006年までの文献を「高齢者」「化粧」のキーワードで検索したもの「介護」「美容」で検索したもの、「認知症」「化粧」で検索。「高齢者」「化粧療法」で検索。と4つの方法で検索し、それを合計しました。その際、重複するものは整理した。

4、結果

1. 美容の施術が効果的であるという結果が明らかである。
2. 高齢者施設でのニーズが高い。
3. 具体的な美容福祉の体制が確立されていない。

5、考察

- ・美容福祉のニーズが高いので必要性をアピールしていく。
- ・具体的に各施設に美容福祉師が常駐できるよ

うにする

- ・研究の数が少なく、もっと具体的な方法論を構築できるように現場レベルの情報交換や切磋琢磨する環境が必要と思われる。

認知症予防プログラムにおける美容技術援助の報告

—府中市立介護予防推進センターでの美容プログラム—

及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）

府中市立介護予防推進センター



1. はじめに

我が国では介護保険制度が導入され公的な介護サービスが受けられるようになった反面、介護サービスを受ける人は介護度が重症化している。

そこで、府中市は、平成 18 年度から介護予防事業として認知症予防事業に取り組んでいる。

府中市立介護予防推進センターでは認知症の危険度が高い人たちを対象としたハイリスクアプローチ（特定高齢者施策）としてのプログラムに美容プログラムを取り入れた。

この施設での実施内容や、美容プログラムについて報告する。

2. 対象・美容プログラムの実施内容

本プログラムは、ファイブ・コグテスト、美容活動、有酸素運動、脳トレーニングドリル、講義のほか、三世代交流を含めた知的活動によって構成される。

○対象

＊公募により募集し、健康診断でリスク判定された方のうち、本人のプログラム参加希望が確認された方。

○プログラム実施期間

＊3ヶ月、または6ヶ月

○実施プログラム

＊メンズ・レディースプログラム

○プログラム内容

- ・メイク・トータルコーディネート
- ・ネイル・ヘアセット・パラフィンパック

- ・頭皮、ハンドマッサージ・爪ツボ

3. 結果と考察

プログラムでは高齢期特有の症状でもある骨粗鬆症、肥満、尿失禁、機能低下の予防・改善として様々なプログラムを取り入れ行ったが、美容が介入することで無理なく楽しみながら継続できていた様に思う。

運動や脳トレーニングドリルのように結果を数値で出すことはできないが、美容によって自信を持ったり新しい自分を発見し、前向きになったり、リラクゼーション効果で疲労回復やストレスを軽減するなど精神的にも良い刺激になっていると考える。

また、男性においては会社を定年後、まわりの人とコミュニケーションをとるのが苦手だという人が少なくないが、ここで初対面の人とハンドマッサージを通し肌と肌で触れ合うことがきっかけとなり、心と心がふれあい双方にとって良い雰囲気とコミュニケーションが生まれたように感じる。同時に、美容は男性も楽しめるものだと思ってもらえたのではないかと考える。

高齢者は自身の体の衰えから機能としての健康のみに注意し、予防するのが大切だと考えるが、介護予防には内面的な予防も必要だと考える。美容は人の印象を決める顔や皮膚の衰えを予防・改善するだけでなく心理面、精神面、コミュニケーション、さらにはADL・QOLなど全ての面での予防と向上が可能であり、今後介護予防には欠かすことのできないものだと考える。

美容には内面から予防できる効果があることを期待し今後も研究を続けていきたい。

在宅における美容福祉援助の実際

佐野美恵子（NPO全国介護美容福祉協会・美容福祉師）



1. はじめに

東京都〇〇区にお住まいのMさん（59歳）の訪問美容について、ご報告させていただきます。

Yさんは現在、ご主人（62歳）と娘さん（長女 26歳）の3人暮らしです。

18年前に高安病（大動脈炎症候群）、リュウマチ（全身性エリテマトーデス）が発病し、以来、病院への入退院を繰り返されています。また、2年前より骨粗鬆症のため整形外科に通院、腰痛が悪化し歩行困難になり、現在はコルセットを着用して寝ている状態です。半年間カットができなかったため、寝たままでのシャンプー・カットがご希望とのことでした。

2. 美容福祉援助の展開

①導入＝Yさんは日中、ご家族の方が勤務のため、お一人です。コミュニケーションはスムーズにとれます。身体的には常に全身に痛みを感じるため、時々横向きになる程度で、ほとんど仰向けの状態です。振動や物音にとっても敏感で、頭痛にも悩まされています。また、骨粗鬆症のため、いつも骨折を心配され、食事の時、トイレの時以外は、ほとんど寝ている状態です。

介護度3で、月に1度の通院と、週に2回、ホームヘルパーを利用されています。

②展開＝施術にあたり今回は、洗髪器を使用して全ての施術に対応することになりました。

最初に、Mさんの頭を抱えたまま枕を外します。ベッドを濡らさないように、ビニールシートとバスタオルを敷いた上に洗髪器を置きます。頭、首などに負担がかからないように調整してからYさんの頭をそっと下ろします。お湯の温度、指の強さなど、Yさんにお聞きしながら、また安全を確認しながら手際よくシャンプーします。Mさんは「気持ちいい、気持ちいい」と何度も口にされ、とてもリラックスされていました。シャンプー終了後、排水してから、洗髪器を覆うように、ビニールを

敷きます。カットした毛髪をうけるためです。

寝たままでのカットには、すいこ〜ムを使用しておりますが、Yさんの場合は、少々物音にも頭痛を訴えることから、通常のカット方法で行うことにしました。

襟足は短く前髪はサイドに流れるようにのご希望です。仰向けに寝ているMさんの体調を気づかいながら、フロントから、サイド、ネープへと、短時間でカットを進めていき終了させます。ビニールを外し、毛髪の処理をします。ブローセットに移ります。この間、同行したケアマネジャーさんには、Yさんの身体を支えていただいたり、擦っていただいたりして施術に加わっていただきました。ブローが終わるころには、Yさんのお顔の表情にも余裕がみられ、血色も大変よくなりました。終わりに、洗髪器を外し、枕を戻します。

③完成＝最初は表情も硬く、身体にも緊張が見られましたが、鏡に映ったお顔からは、満面の笑みがこぼれ、「日々の生活の中では、諦めざるをえないことが、沢山あります。自宅で、しかも寝たままの状態です。シャンプー・カットができるなんて、まるで夢のようです。」と、瞳を潤ませながら、大変喜んでくださいました。今まではカットにしても、援助する側の都合で機能性のみを求めたカットをされていたので、心のときめき、喜びは感じられなかったそうです。

3. 今後の課題

今回はYさんの病状から、わずかな時間と限られたスペースの中での施術でしたので、ケアマネジャーさんより、「美容師さんへの身体的負担が、とても多いことがわかりました。」と言われました。また、ケアマネジャーの立場からは、今回の訪問美容の実際を見て、1.Yさんのベッド配置の検討、2.施術中の換気の問題、3.施術後のYさんへの、バイタルチェックの導入、などについて新たな問題を発見されたそうです。

私は、訪問美容を通じ、Yさんの生命の安全と、より快適な生活を提供するために、Mさんに携わられている医師、看護師などの専門職の人たちにも、美容の実際を見て、知ってもらい、評価していただくことも必要であると考えてい

ます。

今後の課題として、Yさんのご家族と、Yさんに携わられている専門職の人たちが、より適

切な援助を行うためにあらゆる問題の改善に向けて、相互の情報交換ができる環境を整えることが必要であると痛感しました。

美容施術による心理的効果 ―不安感・うつ軽減について―

原千恵子（東京福祉大学大学院・心理学専攻）

南 弥生（シェルブルー代表取締役・美容師）



I、はじめに

美容は美しくありたいという個人の願いとともに、美しい自分を社会から認められて、尊重されたい、という欲求に基づい

てなされる行為である。自分をもっと美しくしたいと意識のなかには愛情や承認を得たい気持ちに加え、より高いところをめざして生きようとする強い意欲がある。故に美容行為は基本的にプラス思考から発する。

精神的エネルギーが減退し、やる気が無くなったとき、美容院へ行き髪を整え、元気をふりいおこさせる時がある。つまり、美容はその力を借りて立ち直ることもできるほどのエネルギーを持っている。そして美しくなろうとするエネルギーは外側ばかりでなく内面へも向かう。うつや不安感をのりこえ自己実現を可能にするきっかけを作る。美容の心理的効果としては、その他にも自尊感情、自立志向傾向などの向上も認められている。それらの効果は、訪問美容の対象とされている重度の障害者、認知症・高齢者に期待できるものであり、彼らに及ぼす美容の効果が大きいものであることは、確かめられている。しかし、日常生活でそれらの効果を、実証する研究はまだ少ない。

そこで、美容行為の心理的効果について、長期にわたる多数のデータを集めることにより実証的な研究を進めたいと考えた。今回は、そのプリテストとして数人の対象者にうつ、不安感を測定できる心理テストを美容施術前後に実施した。この結果に基づき多くのデータを得ることにより、美容の心理的効果について実証的に把握したいと考える。

II、目的

美容の心理的効果を探るために今回はうつ、不安感にしぼり、少数の人を対象にパイロットスタディをする。

III、方法

1. 対象者 ①横浜市のある美容サロンの一般のお客様。②その美容院が実施している訪問美容の対象である障害者、認知・高齢者。

①、②の対象者のなかでテストを受けることを了承してくれた人。

2. 心理測定として うつ尺度（老人用うつスケール・GDS）STAI不安感テストを使用した。

3. 測定の方法 施術の前後に個別にテスト用紙を配布し、記入してもらった。能力に応じて説明を加えたり、読み上げたりした。

IV、結果

1. 実施できた対象者

サロンのお客様 9人（有効数 2人）

訪問美容のお客様 8人（有効数 8人）

2. うつ尺度

サロンのお客様のうち1人が協力してくれた。

施術前後のうつ尺度の変化

自分の生活に満足している、退屈と感じない、が増え、無力感が増加している。点数は2点から1点に減っている。

3. STAI不安感テスト

訪問美容	施術前	施術後
状態不安	27.1	26.8
特性不安	23.5	43.0

サロン	施術前	施術後
状態不安	36.5	27.5*
特性不安	33.5	30.1!

* $t = 0.046 < 0.05$

! $t = 0.076 < 0.1$

V、考察

1. 今後は施設居住者も対象とする。
2. テストについての理解を容易にする工夫が必要である。特に訪問美容において。
3. 1人の人に複数のテストをするのは困難なのでグループによりテストを変えて実

施する。

4. 不安感テストではサロンに来たお客様は施術後に状態不安、特性不安ともに減少している。
5. うつ尺度、訪問美容の不安感テストは人数が少ないので結論はだせない。

救護施設利用者の美容・整容に対する意識調査

大西典子、大野淑子、鎌田正純（山野美容芸術短期大学）
林 昭宏、平間鈴折（救護施設〇〇寮）

1、要旨

救護施設〇〇寮は、生活保護法を根拠法とする保護施設である。〇〇寮には、精神障害者と知的障害者が多く入居しており、これらの人たちの自立支援や生きがい対策として、施設と本学が協同で、美容に関わる取り組みを開始した。

まず、この取り組みが利用者の要望に沿っているのかを確認するために、本調査を行った。

一般に精神障害や知的障害の方は、美容や整容（特に本研究中はこれらの行為を『化粧』と明記する）に関わる意識も障害されると考えられているが、調査を進めるうちに、本人の意識ばかりでなく施設的环境による影響もあるのではないかと気づかされ、取り組みの新しい示唆をえるものとなった。

2、調査概要

調査対象者は、〇〇寮入居者86名中の67名。67名中30名に知的障害があり、23名は統合失調症等の精神障害がある。

調査方法：半構成的面接法

調査期間：2004年11月～12月

調査員：施設相談員と本学教員

この調査中で述べている化粧品：

〔スキンケア用化粧品〕化粧水、乳液、スクンクリーム、クレンジングフォーム、シェービングクリーム、ハンドクリーム

〔メイクアップ化粧品〕ファンデーション、口紅、アイシャドウ、眉墨、頬紅

〔その他〕アムース等のヘアケア用品、香水

3、結果

① 化粧に対する関心とアレルギーの有無

本調査を行うにあたって、各入居者に調査の目的を説明するとともに調査の許可を取った。その時点で、化粧に対する関心が無い、あるいはきらいだと言った方は3名であった。このうち2名は男性で、後の1名は女性だが、「かぶれるからきらい」と述べている。しかし、アレルギーがあり化粧品が使えないと言っている方も、前述の1名以外は化粧を希望している。

② 障害と化粧の関係

化粧に関心はあるが、化粧した事が無いと述べている方の7名中6名が、知的障害者である。この7名が、60歳代から80歳代であることを考えると、化粧に興味を持つ思春期の頃の社会背景も大きく関係すると思われるが、知的障害者に対する支援が、そのような部分にまで及んでいなかったとも考えられる。

また、今回調査に協力していただけなかった方の中には、精神状態が悪い時期の方もおり、身体活動性の低下と人間関係をとること自体が苦痛になっている方もいた。つまり、そういった時期には化粧行動も当然できないことになり、障害の段階が化粧に対する意識に大きく影響すると言える。

また、精神状態によって化粧の仕方が変わる方もおり、自己評価が高くなれた方は「ありのままの自分の顔がいい」と述べている。

③ 社会関係と化粧及び所持している化粧品

化粧やおしゃれを現在も行っている方、または、以前は行っていたと言う方は、男性の場合

仕事とのかかわりが多く、女性は外出の機会や生活習慣に関係していた。

しかし、反面所持している化粧品は、あまり外出の頻度には関係していなかったが、クレンジング剤については、化粧を現在もしている人しか所持していなかった。

4、考察

生活保護法の下で、経済的に切り詰めた生活をしている入居者も、切り詰めた中で化粧品を購入している。

化粧は、社会関係を維持する上での文化的な手段とも言える。その化粧品を購入しようとする入居者の思いは、社会関係の維持を強く願う

行動なのではないか。しかし、施設と言う環境の中で、社会性の維持を障害する要素は自らの障害とともに相乗しあって、困難となっているのではないか。

逆に言えば、入居者が自由に化粧やおしゃれを楽しめるようになったとき、そこには同時に入居者が生き生きと社会とのつながりを楽しめる環境もあるのだと考える。

美容福祉援助活動の実際

—認知症高齢者通所介護施設‘N’におけるボランティア活動の報告—

黒田文美（山野美容芸術短期大学）

1. はじめに

今回、私たちは町田市にある認知症高齢者通所介護施設‘N’でボランティア活動を行った。平成13年に開設された‘N’は、一日中陽の光が入ることをテーマとし、建物内の中庭で草花に囲まれてお茶などを楽しんでいただけるように設計された、明るく清潔感あふれる施設である。

豊かな自然環境の中で、利用者一人ひとりが、その人らしく、利用者本位の充実した過ごし方を提供するお手伝いをさせて頂くとの言葉通り、多彩な趣味活動やレクリエーションに力を入れている。また、交流を楽しんでいただけるよう、ボランティアなども積極的に受け入れている。

2. 実施内容

日時：平成18年7月8日（土）

10：30～12：00

対象：デイサービス利用者

内容：ハンドマッサージ

3. 美容福祉援助の展開

ケース1：女性Aさんの場合

Aさんは車椅子に乗り介護福祉士に介助されてこられた。認知症で全盲であると話がある。自分からは落ち着き無く話すが、美容福祉師の

問いかけには無反応。介護福祉士がAさんの耳元でマッサージを受けることをすすめるが、手を大きく動かしたり、美容福祉師の手を力強く握ってしまうので、施術が思うように出来ない。それでも、アロマクリームをついた手に触れているだけで、保湿と血行促進の効果は期待できると思い、Aさんに負担をかけない程度にマッサージを行う。残念ながら、リラクゼーション効果については、知らない人に触られたことにより多少興奮気味であった為、難しいと考える。

ケース2：男性Kさんの場合

Kさんは介護福祉士に支えられて歩いてこられた。認知症でC型肝炎を患っているとの話あり。入浴後のわりに肌が非常にかさついていたので看護師に相談したところ、血液に触らなければ大丈夫とのこと。マッサージを始めるにあたり、挨拶をさせていただくと「はい、お願いします」と表情無く答える。その後も美容福祉師の問いかけには答えるが、自分から話すことは少なかった。

ケース3：女性Iさんの場合

Iさんは介護福祉士と手を繋いでこられた。表情は無いが美容福祉師の問いかけには答えて下さる。マッサージ中に注射の痕を見つけたので「体調はいかがですか？」と尋ねたところ、心臓が悪く通院中とのこと。その後は会話を中

心にし、マッサージはドキドキするなど体調の変化はないか確認しながら軽めに行った。

4. 今後の課題

ボランティアを行うにあたり注意しなければいけないことは、前日までに行う事前打ち合わせで確認する。しかし今回、病気に限定してお話をしなかった為、肝炎や心臓疾患のある方がいらっしやるとの情報はなかった。

ハンドマッサージは、血流が活発になり、心臓への負担が多少出てくる恐れがある為、心臓疾患がある人とペースメーカーを使っている人には控えたほうがいい。他にも感染性の病気(皮膚疾患、インフルエンザ等)の人に施術をしてはならない。一方の美容福祉師も、伝染性の病気に感染している場合は行ってはならないし、手に傷がある場合は十分に注意が必要である。

しかし傷はなくとも重い認知症の人は引っ掻く、噛み付く、爪を立てて手を握ってきて怪我をする場合があるので、施設の方に付いていてもらう等の対応が必要になる。

個人情報に配慮しながらも今まで以上に事前打ち合わせを密に行い、利用者と美容福祉師間の感染や、美容福祉師を介しての利用者間の感染に注意を払いたい。また、汚染されたボランティア用具を使用することで菌を施設に持ち込んだり、ボランティアで使用したゴミを持ち帰ることで施設から菌を持ち出したりせず、衛生面の管理を徹底したい。

今後、様々な病気を過剰に恐れることのないよう、手指やボランティア用具の消毒方法や病気に関する知識を身に付け、より適切なボランティア活動を行っていきたいと考える。

本学における美容福祉実践活動—美容福祉実践研究会の報告—

古山 智 (山野美容芸術短期大学美容福祉学科 2 年)

美容福祉実践研究会一同

1. はじめに

週に一度、放課後に行なわれる有意義な時間。一人一人が強い意志をもち「美容福祉」を様々な観点から見つめ、知識を深めていく。

本学への入学動機として、美容と福祉の知識、技術を身につけたい、学びたいという思いがあったのだが、現実には、両方を結びつけるような講義、実習はなかった。

このことを先生方に突きつけた。

「学生と一緒に考えよう」という先生方の僕らへの想いから、学生達と一緒に研究会を立ち上げるという形で私達学生の気持ちに応えてくれた。

美容福祉実践研究会の誕生である。

2. 実践研究方法

私達の活動は、障害者、高齢者の方々の施設、デイサービス、作業所等に出向き、現場で技術を実践研究するという大きな目的がある。

また、その時に役立つ知識、技術を身につけるために、美容、介護福祉、社会福祉等の先生方に協力してもらい、一緒に学習、研究をも実施している。

3. 研究会活動の実際

具体的な活動内容としては、

①美容福祉援助方法、・各対象者とのコミュニケーションの取り方・メイクアップ、ネイルケア、ハンドマッサージ、ヘアメイクアップなどの美容技術向上を目指しての学習会。

②美容福祉演習、美容福祉ボランティア活動

③研究発表会の開催

④施設見学

⑤研究会誌の発行、その他

これまでの活動実績、

①研究発表会 3回

②学習会 2回

③自主技術学習会 月 2 回

④ボランティア活動施設

・重症心身障害者施設

・重症心身障害児デイサービス

・知的障害者施設

・精神障害者作業所

・高齢者グループホーム、デイサービス

・コミュニティ・ミニミニデイサービス

また、この先 10 月下旬に、産学協同協力と

して、〇〇市社会福祉協議会が、〇〇センター駅前にオープンする福祉ショップの立ち上げに協力し、開店後は、地域の活性化、地域福の推進に協力していくことになった。

その場に、美容福祉チャリティコーナーを設置させていただき、地域福祉の学習をかね、ボランティア活動、美容福祉演習の場とし、技術提供およびコミュニケーション方法等の学習など、更なる向上を目指して活動していく。

4、まとめ 今後の課題

美容福祉学科が創設されてから、7年の月日経っている。その間、学生、教員、卒業生などが様々な実践を行ってきた。そのため、大まかではありながら、美容福祉の実践法、研究方法が見えてきた。これからも、よりよい技術、知識を学べるよう、「まず実践」の精神で、チャレンジできる場所を作っていこうと考えている。

また、一人一人が興味のある美容福祉テーマを見つけ、学ぶ事で、専門性を持ち、また美容福祉へのさらに強い関心を持つことができるだ

ろう。

また、美容福祉の研究自体がまだまだ短い部分があるので、長い期間技術を提供できる同一の場を見つけ、継続的な美容福祉が、どのような効果を発揮し、逆に問題点、課題を発見することも、美容福祉の今後の発見に大いに役立つだろう。

そしてなにより、技術を提供する我々以上に、施術を受けるもの、利用者、お客様に美容の素晴らしさを伝えていくことが、我々の大きな役割だと考える。

その人の人生を輝かせるのは我々ではない、その人自身なのだ。

あくまでも私たちは、その手伝いをすること、主体的な本人の意思からのみ、本当の美は生まれるはずである。

この研究会活動をその土台造りの場にしていきたい。

美容福祉実践への取り組み

古澤春香（山野美容芸術短期大学美容福祉学科 2 年）

1、はじめに

今回、〇〇市にある認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)、認知症対応型通所介護施設(デイサービスセンター)において、美容福祉ボランティアを行った。この施設での活動は、今回が初めてである。施設側からボランティアの要請があり、実施することになった。

できれば、続けていきたいと考えている。今回は、グループホームでハンドマッサージとメイクを、デイサービスセンターではハンドマッサージを行った。

2、事例の紹介

W さん(女性)は、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)において生活している。

身体にも障害はなく、日常生活を過ごす上で何不自由なく、一人でできる。

表情は、うつむき気味で、小さな声で何か話している事もある。

3、美容福祉の展開

① 導入

W さんは施術前、うつむきながら小さな声で何か話されていた。「こんにちは。古澤です。これからメイクさせていただきますね。よろしくお願いします。」と挨拶をした。

しかし W さんは「しわくちゃだから、メイクしたってきれいになんかならないよ」とおっしゃった。私は「そんなことないです。是非やらせて下さい」とお声をかけ、施術を始めた。

② 展開

W さんは、施術中もうつむきながら話されていたが、私が「この色はどうですか。」などと声をかけると「何でも良い。」と答えてくれた。

私は、W さんに少しでもメイクに興味を持って頂けるように、一回一回「次はアイシャドーを塗って行きますね。」と声をかけながら行った。W さんの好みの色等があるのではないかと思います。つつ、意思を確かめ、選択していただけるように、進めていった。

ファンデーションは W さんの肌の色にあわせて塗り、眉毛も全体のバランスを見て色を合わせて行き、描いた。

アイシャドーの色を決める時に「W さんにはこの辺の色がお似合いだと思うのですが、どうですか?」と聞くと「何でも良い。」と答えられた。

しかし、W さんは最初に施術を始めた時よりも顔を上げ、鏡をじっと見るようになられた。パープル系のアイシャドーを塗り、口紅を塗った。施術後「W さん、とてもきれいになりましたね。」と言うと、その日初めて笑顔を見せて下さった。

W さんのメイクを見ていた職員の方や利用者の方が「きれいよ。」と声をかけると、W さんは照れたように笑みを浮かべはにかんだ。

4、まとめと今後の課題

今回、この施設でのボランティアは初めてで、利用者も、私自身も緊張していた。始めは私の緊張が伝わったからか、上手くコミュニケーションを取る事が出来なかった。

しかし、施術を進めて行くうちに徐々に緊張感がとれ、なんとか W さんとの関係形成、コミュニケーションを取る事が出来るようになった。

今回、一番印象に残っているのは W さんがメイクをして行くと徐々に顔を上げ、鏡を見るようになった事だ。美容を否定していた W さんが、自分の変身する様子を夢中になっている姿にとっても感動した。

始まった時には鏡を見ず、うつむいていた W さんが施術後には鏡をじっと見つめて、笑顔を見せてくれた。美容にはそんなパワーがあるのだ。人が笑顔になったり、幸せになったり出来るのだと思った。

人は笑顔でいる時が一番美しい顔だと思う。喜び、楽しさで生まれる笑顔は人間にとってかけがえのないものである。

そのきっかけの一つとなる美容をもっと多くの人に気付き、知ってもらいたいとおもう。

そのためには、今回のような美容福祉ボランティア活動、演習を積極的に行い、実践して行く事が大切だと考える。

これから私は、一人でも多くの人に笑顔になって頂けるように、美容技術の向上、そして福祉の理解の向上を図って行きたい。

美容福祉への第一歩！

三國桂輔（山野美容芸術短期大学美容福祉学科 1 年）

1、はじめに

東京都町田市にある「〇〇〇〇園」という高齢者福祉施設へ行きました。ここが私の美容福祉師への第一歩の場所であり、入学半年間のレベルチェックでもあります。そもそも美容福祉は、山野愛子先生が入院中に寝たままシャンプーを受けた時に、とても不快に感じた事から始まったと聞いています。そもそも美容とはなんのでしょうか？シャンプー？カット？パーマ？そうではありません！様々なサービスを通して容姿をきれいになっていただき、心をきれいにしていただく事です。それを美容室という専門の場所ではない様々なケースの場所で美容を行い、非日常を感じていただくかが美容福祉の姿だと思っています。

2、事例紹介

今回は、3 名の方にハンドマッサージをさせていただきました。A さん（女性）は、記憶障害のある認知症です。移動時には介助が必要に思われました。B さんは、常に足をバタバタさせ、歯をカタカタさせていました。言語障害が少しあり、意思はしっかりされていて、ゆっくりながらも意思を伝えることができます。C さん（男性）は、口元がゆるく、涎が垂れてしまうので、終始マスクをつけていました。話しかけても返答が無かったりもしましたが、時折、手をいじったり、小さな声ながらも何かを伝えようとされていました。

3、展開

① 利用者の方々は、私達が何をしに来ているのか理解していない様子でした。ハンドマッサージをするのに、適切な高さの机がなかったため、A さんにイスに座っていただいて調節をしていた所、私に興味を持たれたので、そのまま A さんにハンドマッサージをやらせていただきました。匂いの好き嫌いやクリームを肌に付けることへの抵抗がある方もいらっしゃるのと事なので、2 種類のハンドクリームを手につけて伺ってみたところ、肌につけることに抵抗があるとの事だったので、つけずに直接行いました。施術中において、間接を伸ばすマッサージがありましたが、筋肉が硬くなっている点などから A さんより「痛

い！」とおっしゃったので、硬くなった間接や筋肉に負担になるであろうとマッサージは省いて行いました。施術後は、濡れた温かいタオルでよく拭き、衛生面と乾燥を少しでも和らげようと思いました。

終了後は、縁側でぼかぼかしていた事もあり、A さんは「どかない！」とおっしゃっていましたが、職員の方が「交代しますよ」と声をかけて、一緒に席を動かれました。

② B さんにも、A さんと同じようにクリームについて聞きましたが、「つけたくない」という意思表示がなかったため、ハンドクリームをつけて施術を行いました。非常に緊張されていたので、施術中にいろいろと話し掛けましたが B さんからは「そう」「ううん」という返事だけでした。片腕の施術が終わった所で、他の利用者さんの歌声に強く反応され、一緒にという状態になったので、そこで終了にしました。施術前にはずした指輪をお返しするのを忘れてしまったので、持って行き、指につけると「ありがとう」とゆっくりながらおっしゃっていただきました。

③ C さんは、他の職員の方が付き添った形での施術となりました。職員の方からの話し掛けにも反応がなく、終始ほとんど無言となっていました。施術終了後、隣まで近づき、C さんの遊びを見入ったりして、話し掛けると、少しずつ小さい声ながらも話していただきました。

4、まとめ 今後の課題

まず基本的なこととして、大きな声で話し掛け、よく聞き、反応を見ることが大事だと感じました。自分が思っている以上に利用者の方は視覚、聴覚などが弱っているので、その点を十分に配慮して施術を行わなければならないと思いました。

また、現場の職員の方との連携をうまく取らないと、その日だけ来た人間には、利用者さんのことも分からなければ、早いコミュニケーションが取れません。

福祉美容師としてのスキルも必要ですが、その前に心の面での成長が必要だと思いました。

美容福祉 認知症を知る！

山本真希（山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年）

1、はじめに

私は、初めて〇〇市にある高齢者グループホーム、ショートステイ「〇〇〇〇の園」にハンドマッサージ、ネイルのボランティアに行きました。

私は、実践事例として、ショートステイの利用者の方、女性2名、男性1名にハンドマッサージの美容実践を行ったので報告いたします。

2、事例紹介

女性A 70歳代

最初は、とても不安そうな顔でした。とても暗い感じで笑顔はまったく見られない。「マッサージをやらせていただきます。」と言ってからスタート！

「強くないですか？」などと聞くと「大丈夫です。」少しずつ、つぶやくように自分から話をしていただきました。

「こんなことやってもらったことないから、気持ちいいわ！」しばらくすると、気持ちよかったのか、歌を口ずさんでいました。

途中、「手きれいですね！」と言うと、「最近は何もしていないから…」口数が少ない方で、話しかけにくかったが、歌を気持ちよさそうに歌われたのがとてもうれしかったです。

女性B 60後半～70歳代

旦那さんとこの日が初めてのショートステイの利用でした。

旦那さんと仲がよく、笑顔が素敵で、Aさんよりもよく話される方です。

「肌がとてもきれいですね。」と言うと、「何も特別なことはしていないのよ」とハンドマッサージ中、こちらから何かを話しても同じ話しか返ってきません。

「私が5歳の時に母を亡くしてしまったの。5人兄弟の長女だったから、家事も祖母の世話も

全て私がしていたのよ。

だからひどい手でしょ？冬は特に荒れるのよ」「こんなことをやってもらったことがないから、気持ちがいいわ！ありがとう！」と大変喜んでいただきました。

男性Cさん

3人の中で、一番重い認知症の方。とても歌がお好きでした。

最初に「マッサージしますよ」と施設の介護者の方にイスに座る補助をして頂いてからはじめようとしたのですが、「いきなり机をドンドン！」と叩き始め、メダカの学校を歌い始めました。その後しばらく間をおいてもマッサージを行えませんでした。しばらくして、もう1度「ハンドマッサージしますね。」と言って、なんとかマッサージを行うことができました。

「手加減は強くないですか？」聞いて無反応だったので、不安になりました。

3、まとめ 今後の課題

今回のハンドマッサージ、ネイルのボランティアを通じて認知症についてもっと詳しくなる必要があると思い、母と話をしました。

母に「認知症の方は、過去のある時点に戻る。だから辛い時に戻った方は、亡くなるまで記憶が残る。」と聞きました。

一人一人の話されるお話は、何度聞いても「もう聴きましたよ」とは言わずに、相手の立場に立って、何度でも聞く姿勢を持とうと思いました。

これからは、認知症高齢者の心身の特性について理解を深め、コミュニケーションのとり方、関係形成をどのように確立して言ったらよいか、施術展開をどのようにすすめていったらよいか考えていきたい。

◇資料編

日本美容福祉学会	54
N P O 全国介護理美容福祉協会	80
山野美容芸術短期大学美容福祉学科	94
山野美容芸術短期大学専攻科社会福祉専攻	96
山野美容芸術短期大学主催美容福祉関係公開講座	97

日本美容福祉学会

Japanese Society of Welfare and Aesthetics

【事務局】〒192-0396 八王子市鍵水 530 山野美容芸術短期大学内

◇理事長＝山野正義 ◇事務局長＝佐野恒夫

TEL 042-677-0111 FAX 042-677-0234

URL:<http://www.bwgakkai.gr.jp/> E-mail:info@bwgakkai.gr.jp

1、設立にいたるまで

◆「日本美容福祉学会」設立＝平成 11(1999)年 11 月 11 日・東京（日本外国特派員協会）



「日本美容福祉学会」は高齢社会の福祉に貢献することを目的に、日本で初めて「美容福祉」の必要性を提起した山野正義・学校法人山野学苑理事長の提案・呼びかけに各界から下記の方々が賛同して「設立発起人」となり、平成 11(1999)年 11 月 11 日に設立された。

【設立発起人】＝（ ）内は当時の役職

大嶋 恭二（東洋英和女学院教授）
岡本 民夫（同志社大学教授）
古野谷 亘（聖学院大学教授）
大坊 郁夫（北星学園大学教授）
西坂 才子（スリムビューティハウス）
野坂 勉（大正大学教授）
原田 克己（大妻女子大学教授）
丸山 欣哉（宮城学院女子大学教授）
米山 岳広（武蔵野女子学院大学助教授）
星野 卓雄（東京テミス法律事務所）

堀部 美行（堀部モード・インターナショナル代表）
新藤 アイ（山野流着装宗伝）
福渡 靖（山野美容芸術短期大学美容福祉学科長）
山野愛子ジェーン（山野美容芸術短期大学教授）
渡辺 聡子（山野美容芸術短期大学美容福祉学科教授）
多田 正明（山野学苑秘書室長）
三宅政志公（山野美容専門学校事務局長）
福島 清（山野美容芸術短期大学事務局長）

【日本美容福祉学会設立趣意書】＝平成 11(1999)年 11 月 11 日

我が国の生活水準は、第 2 次世界大戦終了後著しく向上し、その結果西欧諸国と肩を並べ、むしろこれらの諸国を凌駕する状態になってきたことは、慶賀の至りであります。

現在、国民の総所得は、世界のトップグループに入っておりますが、個人所得、住宅事情、交通

機関の整備などでは必ずしも満足 of いく状態ではありません。さらに最近の経済不況によって、失業率は我が国史上、最高率を更新しつつあり、好景気時代の国民の生活価値観の多様化の影響を受けた不満足感も大きくなってきております。

一方、国民の健康面をみると、生活習慣に起因するいわゆる「生活習慣病」に悩んでいる方が多くなってきています。最近、我が国の人々の社会生活は、人口の高齢化、出生率の低下による少子化、国際化の進展、産業技術の進歩発展、生活価値観の多様化等、国民の福祉と健康に影響を与える条件が急激に、しかも大きく変化いたしました。その結果、21世紀を迎えるに当たって、社会福祉の面では、単に所得保障、住宅の確保など恩恵を施すものだけでなく、生活を豊かにし、人間性を高めるものであり、いわゆる生活の質（Quality of Life=QOL）の向上をもたらすものであります。また健康面でも、生活習慣病、再興感染症、ストレスの時代と言われるようになりました。このように福祉面、健康面のいずれも、すべての国民を対象として取り組む時代となりました。

一方、生活価値観の変化の中には、従来パーマをかける、ヘアカットをする、化粧をする、髭を剃る、ネクタイを結ぶといった行為が、単なる「きれい」「カッコイイ」「華美」「キザ」としたとらえ方ではなく、生活にとって必須の要素として受け取るようになってきました。今後はこうした行為が、「身だしなみ」「おしゃれ」「エチケット」の一つとして、積極的に生活の質の向上のために求められるようになっていくでしょう。

21世紀を迎えるにあたって、高齢社会における社会福祉のあり方について如何にあるべきか、を考えなければなりません。すなわち高齢者、障害者の要介護者、介護者の人間性が尊重され、生活の充実のためには、介護を中心にしながら広くすべての国民を視野に入れて、健康面に配慮しつつ、「身だしなみ」「おしゃれ」としての諸行為を積極的に取り入れ、高齢者、障害者の自立、個性豊かな生活を達成することが必要であろうかと思われます。

今回、こうした新しい社会福祉のあり方を考え、また経済的な面での福祉の充実だけでなく、心理、精神的な面での充実を如何にするべきか等を課題として、福祉学、美学、哲学、医学、看護学、保健学、栄養学、心理学、介護学等の学問分野などと、化粧、美粧、装い、豊かな生活等の生活面での実践活動分野を併せて、「美容福祉」の学問の確立と社会サービスの充実及び学際的並びに国際的研究の促進を目的として「日本美容福祉学会」を設立することにいたしました。

本学会の事業は、学術集会及び研究会の開催、研究助成並びに調査の実施、社会福祉事業関係者の資質の向上、公開講演会の開催、内外の諸学会及び関係団体との連携及び協力、学会誌その他刊行物の発行等であります。

本学会の対象とする分野が生活全般にわたることから、国内外の多くの学会、関係諸団体との協力を図り、多くの方のご参加をいただくことが必要と考えております。

本学会の設立とその発展のために、設立趣旨をご理解のうえ、是非とも多くの皆様方のご参加と多大なるご支援を心からお願い申し上げます。

◆理事会発足と活動開始

設立総会後、理事会を開催。理事長に福渡靖氏を選出し、他の発起人は理事として運営に当たることを決定し、会則に基づく活動を開始した。

2、活動経過

◆平成 13(2001)年度第 1 回理事会 平成 13(2001)年 4 月 28 日

平成 12(2000)年度「事業報告、同収支報告」「平成 13(2001)年度事業計画、同収支見込」「第 1 回学術集会開催」「役員改選」等を決議した。理事長は福渡靖氏から塩原正一氏に交代した。

◆第 1 回学術集会 平成 13(2001)年 4 月 28 日 東京（山野美容芸術短期大学内）

《テーマ》

「福祉」と「おしゃれ」21 世紀……介護の視点から

《内 容》

① 大会長講演

「介護施設における『おしゃれと身だしなみ』への関心」

塩原 正一（日本美容福祉学会長）

② シンポジウム

「21 世紀の高齢者・障害者と『おしゃれ』『身だしなみ』美容の役割」

・装いの立場から 渡辺 聡子（山野美容芸術短期大学教授）

・住居の立場から 辻 育美（福祉住環境コーディネーター）

・化粧心理の立場から 日比野英子（山野美容芸術短期大学助教授）

・福祉文化の立場から 小林 博（茨城キリスト教大学教授）

・医療施設の立場から 桑田美代子（青梅慶友病院看護・介護開発室長）

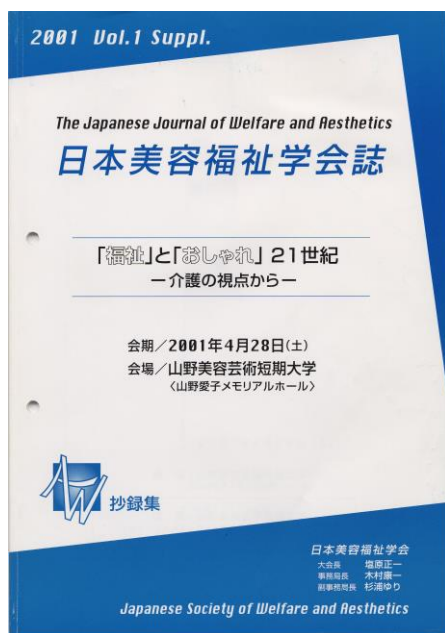
・福祉施設の立場から 江國 泰介（知的障害者施設「入道雲」施設長）

③ エキジビション

「車イス利用者の和装着付け・ヘアード&メイク

④ ワークショップ

講習「車イス利用者の和装着付け」



◇「日本美容福祉学会誌」(The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics) 第 1 号発行

◆平成 14(2002) 年度第 1 回評議員会 平成 14(2002) 年 6 月 1 日

「日本美容福祉学会規約改正」「第 2 回学術集会開催方針」等を審議・決定。
新役員は以下の通り。

- ◇学会長 塩原 正一（山野美容芸術短期大学）
- ◇副学会長 木村 康一（同）＝事務局長
- ◇評議員 杉浦 ゆり（同）＝副事務局長
千葉 裕典（順天堂大学）＝監事
及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）＝会計
能勢 章（キタ・メディア）
原 千恵子（山野美容芸術短期大学）＝幹事
山川 宏和（同）
井口由紀子（ユニバーサル・ワイ・ネット）
岩崎由美子（昭和大学付属烏山病院）
岡本 民夫（同志社大学）
佐藤 林正（九州看護福祉大学）
西坂 才子（スリム・ビューティハウス）
春山 康夫（ふれ愛ドゥライフ）
山路喜代子（兵庫県介護福祉士会）
三宅政志公（学校法人山野学苑）
河野 誠二（山野美容芸術短期大学）
新藤 愛子（同）
福島 清（同）
渡辺 聰子（同）
- ◇幹事 上田 明美（山野美容芸術短期大学）
能勢由紀子（事務局）

◆平成 14(2002) 年度第 2 回評議員会 平成 14(2002) 年 10 月 20 日

「第 2 回学術集会」開催について。

◆第 2 回学術集会 平成 14(2002) 年 10 月 20 日・東京（八王子学園都市センター）

《テーマ》

「美容福祉の可能性」

《内 容》

①大会長講演

「おしゃれと身だしなみに関する全国調査」

塩原 正一（日本美容福祉学会長）

②エキジビション

「高齢者の美容」

鈴木 昌子（山野美容芸術短期大学教授）

及川麻衣子（山野美容芸術短期大学講師）

③特別講演

「高齢者にとって、生きるということ、装うということ」

樋口 恵子（東京家政大学教授）

④シンポジウム

「美容福祉の可能性＝現場からの提言」

座長＝佐藤 林正（九州看護福祉大学教授）

- ・精神科病院に美容室を開設して

岩崎由美子（昭和大学附属烏山病院精神保健福祉士）

- ・老人施設におけるコスメティック・セラピー

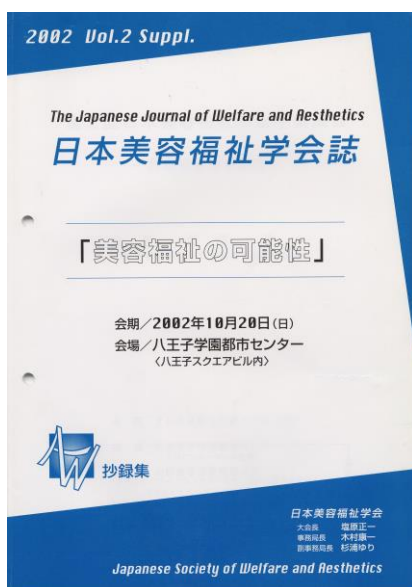
原 千恵子（山野美容芸術短期大学助教授）

- ・色彩からのアプローチ

南 涼子（カラー・コンサルタント）

⑤ワークショップ

「高齢者のハンドケア＝ネイルケアやハンドマッサージの方法」



◇「日本美容福祉学会誌」(The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics) 第2号発行

◆平成 15(2003)年度第 1 回評議員会 平成 15(2003)年 6 月 25 日

「第 3 回学術集会」開催について討議。

◆第 3 回学術集会 平成 15(2003)年 11 月 2 日・東京（八王子学園都市センター）

《テーマ》

「セルフアートケア（SAC）と美容福祉」

《内 容》

① 大会長講演

「おしゃれと身だしなみ全国調査・SAC の概念」 塩原 正一（日本美容福祉学会長）

- ②一般演題発表＝福祉施設職員の施設利用者への化粧・おしゃれに関する意識—A 社会法人での調査から（足立香織）／高齢者に対する美容調査（後藤智之他）／痴呆性高齢者へのセラピー効果—自己像描画の検討から（原千恵子）／昭和大学烏山病院内美容室の活動—精神科・高齢者専門病院における美容室の役割と必要性（伊藤麻衣子他）／高齢者施設における美容福祉の実際—美容福祉学科卒業生の取り組みと現状報告（木谷佳子）／頭スッキリ体操でリフレッシュ

ユー創造的なプログラムにとりかかる前に（高木弘）／介護における色彩の活用と実践（南涼子）／在宅ケアと Self Art Care（平尾良雄他）

③特別講演

「生きるほどに美しく」

山野正義・山野美容芸術短期大学学長

「自己表現と福祉」

宮川俊彦・国語作文教育研究所長



④シンポジウム

「セルフアートケア（SAC）と美容福祉」 座長＝岩崎由美子（昭和大学附属烏山病院）

・音楽療法の立場から

唐澤 清美（音楽療法士）

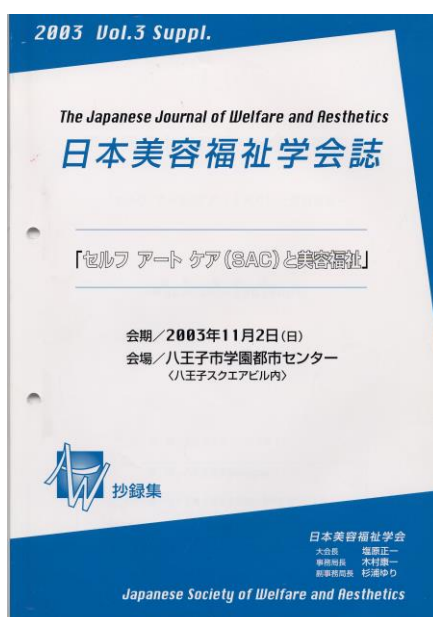
・コミュニケーション・インストラクターの立場から

島吉 琴子（コミュニケーション・インストラクター）

仁野 衣子（コミュニケーション・アドバイザー）

・アロマセラピーの立場から

安 珠（アロマセラピスト）



◇「日本美容福祉学会誌」(The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics) 第3号発行

◆平成 15(2003)年度臨時評議員会 平成 16(2004)年 2 月 27 日

「日本美容福祉学会会則改正」「平成 16(2004)年度活動方針」について討議。

以上 2 件については、本臨時評議員会の決定とし、理事長が責任を持って実行する。なお後日開催される総会において事後承認を得ることとした。

【平成 16(2004)年度活動方針】

○活動計画

I、「美容福祉師」資格認定制度の発足

美容福祉師認定基準に基づき日本美容福祉学会認定の「美容福祉師」資格制度を立ち上げ、「美容福祉師」が介護の技術を持った美容師として老人福祉の新しい担い手として社会に認知されるよう活動を開始する。

II、「美容福祉」に関する講演会・研究会等の組織化

「美容福祉」に対する関心と注目は、福祉や美容関係者だけでなく、社会的にも着実に大きくなってきている。そこで高齢社会における福祉の新しいあり方として、政治的、社会的にも広く紹介していくことが必要になってきている。このために「美容福祉」をさまざまな角度から研究し実践している各界の方々から貴重な報告が期待されている。

① 日本美容福祉学会では学術集会とは別に、美容に携わっておられる方、介護に携わっておられる方及び在宅で介護に携わっておられる一般の方々に対し、適宜適切な情報提供の場として、「美容福祉」活動の研究・報告講演会を計画実行する。

② 「美容福祉」を追求している山野美容芸術短期大学教員等の協力を得て、「美容福祉」に関心を持つ政党や団体の要請に応じて講師を派遣する。

III、日本美容福祉学会第 4 回学術集会開催準備

「美容福祉」の学術的意義を構築し、これを推進するために美容及び福祉関係専門家の研究発表の場として、第 4 回学術集会を開催するための準備を行う。

IV、日本美容福祉学会会員募集

本学会の目的を達成するためには、学会設置の趣旨に賛同する会員を募ることが不可欠である。このための広報活動等を積極的に行う。

○平成 16(2004)年役員

◇理事長

山野 正義（学校法人山野学苑理事長）

◇理事

安藤 高朗（医療法人社団永生会・永生病院理事長）

飯塚 保祐（ヘアディメンション代表）

一番ヶ瀬康子（日本女子大学名誉教授）

岩崎由美子（昭和大学付属烏山病院精神保健福祉士）

木川田典彌（全国老人保健施設協会常務理事）

北村とよ子（ウエストメディカル株式会社会長）

近藤 陽一（日本清潔清掃協会理事長）

佐々木正峰（国立科学博物館館長）

佐藤 典子（社会福祉法人至誠学舎アケビ・ティ・ブローデューサー、前職：立川市文化児童部文化振興課長）

鈴木 長治（医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事）

鈴木 宏（東京都市町村職員年金者連盟八王子支部副支部長、元八王子市保健医療部長）

西坂 才子（スリムビューティハウス代表）

原 千恵子（東京福祉大学教授）

平尾 良雄（デイサービスセンター「みなみ風」代表）

堀部 美行（堀部美容研究所代表）

三宅政志公（学校法人山野学苑法人事務局長）＝講師会担当

木村 康一（山野美容芸術短期大学美容保健学科教授）＝学術部会担当

山野愛子ジェーン（山野美容芸術短期大学副学長）

前田 兼利（山野美容芸術短期大学美容保健学科教授、前職：学習院大学事務局長）

渡辺 聡子（山野美容芸術短期大学美容福祉学科教授）

中嶋 理（山野美容芸術短期大学美容福祉学科教授、前職：東京都福祉局長・衛生局長）

浜田 清吉（山野美容芸術短期大学美容福祉学科助教授、前職：東京都立府中療育センターソーシャルワーカー）

佐野 恒夫（山野美容芸術短期大学事務局次長）＝事務局長

◇監事

新藤 愛子（山野流着装宗伝）

福島 清（山野美容芸術短期大学事務局長）

◆第4回学術集会 平成 17(2005)年 1 月 25 日・東京(山野美容芸術短期大学)

《テーマ》

「生きるほどに美しく……美容福祉のこころ」=2005 新春セミナー



《内 容》

①開会あいさつ 山野 正義(日本美容福祉学会理事長)

②講演 「介護施設がのぞむ美容福祉」=64 ページに講演要旨を掲載。

木川田典彌(社団法人全国介護老人保健施設協会常務理事、NPO 法人
全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事)

③講演 「施設内理美容室エリザベートについて」

鈴木 長治(医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事)

④講演 「心理学から見た美容福祉」

原 千恵子(東京福祉大学大学院教授)

⑤訪問美容奮戦記=NPO 全国介護理美容福祉協会登録美容師パネルディスカッション=

佐野美恵子(在宅訪問)／加納静江(府中療育センター)／伊藤雅美(ケアテル猪苗代)
／鈴木いづみ(ケアテル猪苗代)／杉本剛英(多摩永山病院)／村木代志美(多摩永山
病院)／有村亜紀子(多摩永山病院)

⑥講演 「これからの訪問美容に期待すること」=まとめ

佐藤 典子・至誠ホーム「スオミ」アクティビティ・プロデューサー

◆平成 17(2005)年度理事会 平成 17(2005)年 10 月 23 日

(1) 平成 16(2004)年度活動報告

(2) 平成 16(2004)年度会計報告

(3) 日本美容福祉学会会則改定の件

①美容福祉師認定基準規程

②美容福祉師認定講習会規程

(4) 平成 17(2005)年度事業計画・収支予算の件

(5) その他

◆平成 17(2005) 年度総会 平成 17(2005) 年 10 月 23 日

平成 17(2005) 年度理事会から提案された議案（上記参照）を承認・決定

◆第 5 回学術集会 平成 17(2005) 年 10 月 23 日・東京（山野美容専門学校）

《テーマ》 「美容福祉 新たな展開」



《内 容》

①開会あいさつ 山野正義・日本美容福祉学会理事長

②基調講演 「今、美容福祉がもとめられている」=71 ページに講演要旨を掲載。

一番ヶ瀬康子・長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授・山野美容芸術短期
大学客員教授

③シンポジウム「今、美容福祉がもとめられている」

＜シンポジスト＞

・社会福祉研究者の立場から

一番ヶ瀬康子（長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授）

・私たちが求めている美容福祉

上山のり子（駿台トラベル&ホテル専門学校講師）

・美容福祉サービスを利用する親の立場から

坂口 幸美（八王子市重症心身障害児デイサービス「こあら」運営委員）

・今、美容福祉が求められている

佐野美恵子（美容福祉師、山野美容芸術短期大学講師）

・100 歳のファッションモデル

島崎隆太郎（社会福祉法人浴風会・特別養護老人ホーム第三南陽園施設長）

④事例研究発表（○印＝発表者）

【美容福祉援助理論・障害者の事例部門】 座長＝大西典子・山野美容芸術短期大学講師

「美容福祉援助 持論 仮説(1)」○浜田清吉、荒井典子（山野美容芸術短期大学）／「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際 事例1」○荒井典子、浜田清吉（山野美容芸術短期大学）／「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際 事例2」○黒田文美、河野誠二（山野美容芸術短期大学）／「精神障害者の共同作業所 喫茶・R（美容福祉援助活動の実際）」○西川奈実、及川麻衣子、中嶋理（山野美容芸術短期大学）／「知的障害者施設における美容福祉援助の実際—知的障害者施設Rにおけるボランティア活動の報告」○及川麻衣子、鈴木昌子（山野美容芸術短期大学）

【高齢者等の事例・調査・開発部門】 座長＝浜田清吉・山野美容芸術短期大学助教授

「美容福祉技術講習受講生の意識調査 ○鈴木昌子（山野美容芸術短期大学）／「美容福祉技術講習受講生の意識調査（速報）と今後の課題」○秋元弘子（山野美容芸術短期大学）／『『すいこ〜ム』ができるまで』○奥山一成（山野美容芸術短期大学）、田爪正氣（東海大学健康科学部）／「ひきこもり女性に対する化粧を用いた心理的援助の検討」○野澤桂子（山野美容芸術短期大学）／「高齢者施設のケアプランに美容セラピーを導入」○木谷佳子（介護老人保健施設 銀の舟よこはま）／「在宅における訪問美容福祉の役割（誌上発表）」○佐野美恵子（NPO 全国介護美容福祉協会・美容福祉師）

◆ニュース・レター（Japanese Society of Welfare and Aesthetics News Letter）発行

- ・第1号＝2002年1月1日《主な内容》「ニュース・レター創刊にあたって」塩原正一・日本美容福祉学会会長／「ボランティア活動の報告」杉浦ゆり／日本美容福祉学会協力ボランティア活動／お知らせ
- ・第2号＝2002年6月1日《主な内容》「美容福祉学の成立条件」岡本民夫・同志社大学教授／「座談会・美容福祉」井口由紀子（ユニバーサル・ワイ・ネット代表）、岩崎由美子（昭和大学付属鳥山病院精神保健福祉士）、今野明江（知的障害者更正施設精華寮施設長）、塩原正一（日本美容福祉学会会長）、司会＝木村康一（山野美容芸術短期大学教授）／お知らせ／会員の声
- ・第3号＝2002年9月1日《主な内容》「美容福祉の可能性—第2回学術集会へ向けて」木村康一・日本美容福祉学会事務局長／お知らせ
- ・第4号＝2003年2月1日《主な内容》「Self Art Care の概念と学会の方向性」塩原正一・日本美容福祉学会会長／日本「美容福祉学会のボランティア活動」杉浦ゆり・日本美容福祉学会副事務局長／「本の紹介」上田明美・山野美容芸術短期大学／お知らせ
- ・第5号＝2003年6月15日《主な内容》「Self Art Care—第3回日本美容福祉学会学術集会に向けて」杉浦ゆり・日本美容福祉学会副事務局長
- ・第6号＝2003年9月20日《主な内容》第3回日本美容福祉学会学術集会案内
- ・第7号＝2005年2月8日《主な内容》日本美容福祉学会新春セミナー「美容福祉のこころ」報告特集
- ・第8号＝2005年11月21日《主な内容》第5回日本美容福祉学会学術集会「美容福祉 新たな展開」報告
- ・第9号＝2006年11月30日《主な内容》第6回日本美容福祉学会学術集会「確実に進む美容福祉理論と実践」報告

「介護施設がのぞむ美容福祉」

木川田 典彌（社団法人全国老人保健施設協会常務理事）

（NPO法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事）



日本美容福祉学会「新春セミナー」で基調講演の機会を与えてくださった山野正義・日本美容福祉学会理事長に感謝申し上げます。

私はこの学会の理事でもありますので、理事長から学会のために何かをやれと言われればやらざるを得ない立場でもあります。

私は三陸海岸の片田舎で生まれました。朝、眼をさまして目の前に見えるのは太平洋であり、太平洋の遥か彼方の水平線から太陽が昇ってくるのを見ながら育ちました。そのことから私の座右の銘は「遥か彼方に」であります。三陸海岸の川で生まれた鮭が再び生まれた川に帰ってくるように、私も医師になって三陸海岸に帰ってきました、現在は岩手県大船渡市の片田舎で、保健・医療・福祉施設の経営・運営をしている一人であります。

● 『生きるほどに美しく』を読んで

本日のテーマは「介護施設がのぞむ美容福祉」ですが、私は「美容福祉」という言葉をまだ十分に理解していませんので、纏めるために随分悩みました。そこで山野正義理事長の著書『生きるほどに美しく』を参考にしました。一昨年、理事長から頂いてこの著書を読んで、本当にびっくりしました。「生きるほど」の「ほど」は時間と距離を意味することから、年毎、即ち毎年美しく生きよう、そして一生を、と云うことであろうと思います。人生を美しく生きようぜ、との願い、叫び、要求、訴えも含まれているものと私は解釈し、実にすばらしいタイトルであると感銘したのであります。

この本を著者の理事長から頂いて、一気に読破しましたが、正直、衝撃が頭を過り真っ白になった様な気がいたしました。そして私は驚きと感動、反省と後悔を強く意識してしまいました。

その理由は、保健・医療・福祉施設等で「人の美」はその人のQOLの向上に限りなく影響することと周囲の人も巻き込んで共有するものであることなど、あまり意識せず施設運営のハード、ソフト面において組み込んだ記憶がないからでありました。

しかし、我が国においては、美容福祉はまだ手探りの現状であるならばと思いつつ今ここで美容福祉の世界に飛び込めば、会場の皆様方にも追いつくのではないかと心新たにしたところであります。

この様なことから、私は理事長に2つの事をお願いいたしました。1つは理事長に私を友人とし

てほしい、2つ目は、100冊の本を買いますがそれを広くばらまいても宜しいかとのお願いであります。

著者である理事長は快諾して呉れましたので、私は直ちに行動を起こし、まず、厚生労働省老健局長中村秀一さん、計画課長石井信芳さんはじめ、課長補佐、係長さん等に贈呈。その際に「私の友人の著書です」と表紙裏にサインを書き込んで差し上げました。また、岩手県内の全介護老人保健施設や全国の友人・知人にも贈呈いたしました。それがこの本『生きるほどに美しく』であります。

● 認知症高齢者との出会い

私は大学を卒業して大学院に進学し、ある精神病院に臨時医師として勤務していたある秋の日に、病院の玄関に黒塗りの高級車が停車し、身なりの上品な中年紳士夫妻と女学生の制服をきちっと着こなしたその娘らしい3人が車から降りました。そして、その車の中から着物を着た、信心深く、また教養のありそうな和服がとても似合う上品で魅力的なお婆さんが連れ出され、そのお婆さんは入院させられたのです。

この情景を私は窓越しに見入っていました。精神科の専門医にそのお婆さんの病名を確かめるように聞きました。その医師は、お婆さんはアルツハイマー病であると教えてくれたのです。私はいま思うに、その家族はお婆さんの行動障害に処遇しきれずに精神病院に助けを求めたのであったろうと思えてなりません。約42年前の日本といえば、子供や孫が尊敬し、愛する母親や祖母を精神病院に入院させることなど到底考えられない時代でありました。家族はお婆さんの異常な行動は精神病が原因であると思い込んだのであろうと思われるのです。そして、家族は考え、思い悩んだ末に精神病院での治療を希望し、そのお婆さんを連れて来たのであろうと想像できるのです。

この紳士夫妻と孫娘の3人はお婆さんを精神病院に入院させ、治療を受けさせることによって精神病が治り、昔のような優しく、思慮深く、信心深く、元気で明るいお婆さんに再びなるだろうと堅く信じたことだろうと思うのです。数週間後にその家族がそのお婆さんを見舞いに再びこの精神病院を訪れて来ました。その時、孫娘の顔がとても「嬉嬉」としていたことが特に印象的であったことが、私の脳裏に42年後の今でも焼きついているのです。孫娘は昔のお婆さんの姿になっていることを期待して、病院に駆け込んできたような素振りに私には映ったのです。お婆さんが看護師に連れられて病棟から出てきた時、笑顔で期待に胸を膨らましていた孫娘の顔は一瞬にして、悲痛と絶望のそれに変貌し、目からは涙が溢れ、驚きのあまり金切り声を発して泣き崩れてしまったのです。それは、家族の前には想像もつかない、化粧気もない、髪もボサボサと逆立ち、話す事すら出来ない、薄汚い老婆として、そこに立っていたからなのです。孫娘が知っているお婆さんではなく、見知らぬ不思議な他人がそこに居たことになるからでありましょう。家族と共に生活していた時には、急に興奮したり、苦悩に満ちた顔をしたり、徘徊したりしていたお婆さんが面会時には能面のような無表情の顔貌となっていたのですから、その驚きは無理からぬことであります。鎮静剤と向精神剤を投与されて情意鈍麻して変わり果てたお婆さんがそこに居たに過ぎなかったのです。

私はこの衝撃が頭にあったためか、勤めていた病院の幹部に、特別養護老人ホーム設立のお願いをしたのです。1965年に、その施設が開所されました。精神科医ではありませんでしたので、精神病と認知症高齢者とは何かが違うという思いが当時そうさせたのだと思いますが、東北では2番目に開所された特別養護老人ホームでした。

私がここで述べたいのは、当時医療は提供するが、ケアやサービスとは何かが十分に理解されて

いなかったために、サービスなどが十分に提供されない時代であったと云うことであります。もし家族が会いにくるのなら、美容福祉の心があって、施設や看護師が化粧や身なりをキチンとして整容してあげて、家族の前に出してくれれば、あの孫娘のような驚きや悲しみを与えるようなことはなかったと今は思えるのでありますが、当時の現場ではそれ等を十分認識していなかったのです。そのためこの度『生きるほどに美しく』を読んで、改めて当時のことなどを思い起こして私は強く恥らいを感じたのであります。

●高齢透析者の苦悩

私は、その後、大学を辞めて岩手県立病院に22年間勤めましたが、そこで透析患者に関わるようになったのです。

地方の県立病院でしたが、人工腎臓による透析療法の導入、また数例の腎移植手術をも施行し、私の透析療法の技術を信じた患者は透析療法を受けるため60kmもある遠くの町から、往路にバス、汽車、バスを利用して来院し、治療を受けた後に、再び復路にバス、汽車、バスを利用して帰宅につくのです。私はこのような唯一人の高齢透析患者のためにサーテライト施設にお願いして、1976年に自動車による無料の患者送迎を全国の透析施設に先駆けて開始させたのです。この患者送迎の行為は、当時日本においては他に誇れる例を見ない透析患者へのサービスであり福祉的な救済の心であったのです。因みに、この送迎サービスは現在も継続し、29年間走行距離38万km以上（月までの往復距離）無事故であります。この送迎サービスの提供は、認知症高齢透析者やその他の高齢透析者を入院看護から在宅での介護を可能にするとともに、更に寝たきり高齢透析者をも在宅介護に変えました。しかし、高齢透析者の延命と日本の社会構造の変化から、高齢透析者の在宅での介護に支障をきたす新しい問題が生じてきたのです。

高齢透析者の苦悩は、身の回りの諸問題（整容、美容、清潔の困難、経済的理由、その他）から自暴自棄になりがちであります。また、若い男性が透析をすると性的に不能になったり、奥さんが透析者になると吐く息や汗が尿毒症の匂いがするからと問題になったりしますが、その時、私はその様な人達に美容や整容について、当時、特に何の手も差し伸べていなかったということに恥じらいを感じるのです。もし美容福祉の心があれば、こういう苦悩に満ちた若い透析者や高齢透析者を整容、美容、清潔の点からでも援助、救済できたのではないかと感じるのです。

高齢透析者の心理は複雑であります。民俗学者の柳田国男が定義しているのですが、日本人は、死生観、倫理観、宗教、心情などが繊細に織り込まれた心をもった民族だと言っています。家族、家庭、出生地などに対する執着心が強いのです。それから自分が住み慣れた土地・家・愛着のある家庭での生活、そこで死を迎えたいという強い情緒的な願望を持っているのです。高齢透析者にアンケートをとると、90%以上が「自宅で死を迎えたい」と。山野正義理事長の著書にあるように、欧米人は「Sunset is as beautiful as sunrise.」という人生を送りたいと思っていますが、実はこのことは日本人も同じであります。しかしながら私は医療の場に立って、当時はそういうことに無頓着で日本人の心情などをあまり考えずにCureだけに取り組み、Care、Serviceを軽んじてあまりこれらを大切にしなかった様な気がするのです。

高齢者への対応には、大きく分けると「医療を提供する＝Cure」、「看護・介護を提供する＝Care」、「社会資源を提供する＝Service」の3つがあります。1980年代前半はCureとCareの時代だったと言えます。最近、Serviceが加わり3つの時代に入ってきております。家族・施設・公的サービスの3つが三位一体となってはじめて高齢者に対するより良いケアが出来ると思いますし、高齢

者やその他の弱者の社会的救済にもつながるだろうと思われるのです。

透析者の増加、特に高齢透析者の増加が病院における、透析医療現場を圧迫するようになりました。そこで私は 1991 年に「透析センター併設型介護老人保健施設」を考えついて開所したのであります。

●「うつ」と「認知症」高齢者への対応

介護老人保健施設を運営していると、うつ状態になる高齢者が多いことに気がつきました。うつ病の有病率を見ると、65 歳以上の前期高齢者では約 15%、75 歳以上の後期高齢者では約 20% あります。老健施設は 100 床が基準ですので、約 20 人のうつ病の高齢者がどこの施設にもいる事になります。うつ病の症状は、①自己嫌悪、整容・美容・清潔に無関心 ②誰とも会いたくない ③食欲がまったくない ④感情喪失 ⑤倦怠感、脱力感の襲来—などであります。したがってこうした症状を信号として気がつけば、うつ病に対する対処を早めにする必要があると認識する上からも、美容福祉を取り込んだケアは大切だといえるのです。

うつ状態の高齢者への支援は、①何かに挑戦しようとする気持ちを惹起させるような心理作戦により、失われたあらゆるものに対する尊敬の念や信頼感を取り戻すこと。②自分がうつ病であることを周囲の人に知ってもらうこと。③とても信頼ができ、自分を支援し、温かく見守ってくれる人を持つこと。④人生を生きるということは実に素敵じゃないか、兄弟！の気持ち（By Dr. Geeves = オーストラリアの著名な医師）等というサポートが必要であります。

この 10 年程、認知症高齢者のケアに関することが社会的問題となり、また、老健施設にも認知症の入所者が多くなってきましたが、私はそのことの事実を踏まえて、1993 年に、①認知症高齢者のケアに関する諸問題の解決のための援助と支援②市民や認知症高齢者を抱える家族に対して「認知症」に対する正しい知識と理解のさまざまな啓蒙運動等を目的に、地元で「呆け老人を抱える家族の会」を創設しましたが、これは当時として、地方では早い取り組みでした。この会には、認知症ケアの専門家、精神科医、脳生理学者、社会保障の権威者などと呼んで、認知症に対する偏見を如何にして取り除くかについての市民運動をしたのであります。その過程の中で考えたのが、ボランティア劇団『気仙ボケー座』の旗揚げであります。テーマは「広げよう！ぼけへの理解」でありました。団員は施設職員、家族会の方々、医師、福祉関係者等でありました。上演内容は「物忘れの違い」「ごはん戦争」「うんち戦争」「徘徊騒動」「ぼけ隠し顛末」「精神余命」等であります。これらの寸劇は非常に好評で、1994 年 9 月から現在まで 115 回も公演されており、一昨年は、「国際痴呆ケア会議」が開かれたシドニーの会議場で上演し、喝采を博しました。今年 6 月にはイギリスのエジンバラで公演する予定であります。

演劇の台本原稿は、毎日、お年寄りの「おやっ！」と思われた一つ一つの言葉・行動・行為をも逃さずに書き込んだノートから得た内容であります。その中からネタ本が出来たのでありますから、生きた材料なのです。去年は厚生労働省老健局から招待されて東京都内で公演しました。公演会場ではしばしば、認知症の高齢者の方々の安住の地はどこなのだろうかを話し合うのであります。その結論は、何時も、家庭でありグループホームではないかということになります。私は 10 年前にはグループホームとは何かを知らなかったのであります。そこでグループホームを開所するにあたりスウェーデンに職員 5、6 人を見学に行かせました。私は期待して職員の報告と回答を待っていたのですが、帰ってきた職員の報告書には「スウェーデンのグループホームで勉強する事や得る事は少なかった。」とありました。そこが、私どもの職員の偉いところですが、「スウェーデンでは制度があるからグループホームでケアをしているようなものだ。だから心が感じられないケアだ。ス

ウェーデンのようなグループホームなら作りたくない」と云うのです。

私のにとっては大変な驚きでした。柳田国男が言ったように、繊細な心を持った日本人には、日本人らしいケアをすべきだと私はそこで結論づけたのであります。それは日本的な、二世帯、三世帯と一緒に生活していた当時のような、家族的感覚でのケアをしようではないかと、そして平成8年に日本で8番目のグループホーム“ひまわり”を作りました。このグループホームにある年の秋、秋刀魚の水揚げ時期で、入居者のおばあさん達が料理していたのですが、秋刀魚の生臭さと焼煙のぼうぼうのところにオーストラリアから3人の訪問客がありました。その外国人客はそのダイニングから一向に動こうとしないで、約1時間くらいその風景を見守っているのです。そこからやっと離れた後、その客人が私に「私達と認知症ケアについて共同研究をしたいのだが」と申し入れがあったのです。彼等は日本で多くのグループホームを見学してきたが、感動するものがなかった。ここにきて初めて感じた。自分たちが求めている認知症ケアの原点に近いというのであります。何故か、彼等には、認知症の高齢者が包丁を持って魚を上手に処理しているのが考えられない行動だというのであります。日本とオーストラリアとの文化の違いもあるでしょうが、実はこのホームの入居者は生き生きとしていると彼等は感じた様なのであります。

私が一番困惑したのは、英語ができない施設の職員が共同研究ができるだろうかということでした。しかし職員から、『自分たちなりに精一杯頑張りますからやりましょう』と逆に提案されました。職員はその翌日から地元で外国生活を経験した方を呼んで、英会話の勉強を始めたのです。そして共同研究を進め、それはいまだに続いており、その間における研究成果の発表は国内外で行われてはいましたが、先日、初めて日豪共同研究の本を英国から出版されるまでになりました。

共同研究を始めた時、両者は「認知症ケアの10原則」を作りました。それは、①少人数であること②地域に密着していること③家庭的であること④いつも同じ馴染みの環境づくり⑤持っている力の開発とその発揮を心がけること⑥否定せず、全てを受け入れること⑦その人の生活が主体であること⑧可能性を信じること⑨ゆったりと楽しく⑩尖鋭された洞察力を身につけることなどであります。美容・整容については何も書いていないのですが、実は10原則③⑤の中に入っているのです。

日豪共同の研究の結果、共通する価値観、共通する認識は何か、を800枚の写真の中から15枚を選び出すと、その中に「いつも綺麗でいたいという入居者の気持ちを支援するスタッフ。尊厳、尊敬、その人らしさに重点をおいている。」「自分自身を自ら表現し、自分を感じることができる。セクシャリティ・習慣性・社会性が尊重され、外に向けての意欲も促される。」ということが両者にきちんと入っているのです。

●介護施設における美容の意義

本日のテーマである「介護施設における美容の意義」についてまとめてみますと、①その人の見極め②アイデンティティの維持③社会性の維持④意欲の向上⑤セクシャリティーであるといえます。女性は女性らしく、男は男らしさが大切であることは永遠の原則であり、テーマであります。いろんな施設においても、美容・整容がいかに大切であるかを高齢者介護施設ばかりではなく、その他の福祉施設においてもこれから力強く運動し啓発して行くべきだとの思いに至っております。今までは、施設においてはどうしてもCureとCareが主であったとしても、私の場合、医師ですからCureの方に傾いていたのかも知れないのからこそ、今後はCareとServiceをどんどん織り込んで、特に美容・整容・清潔を大切にした施設ケアを指導して行きたいと願っています。

加えて、「高齢者福祉の担い手をどのように育成していくか」も大切な課題であります。岩手県で

2004年に卒業した人材は、①看護学校卒業生数＝846人②福祉専門学校卒業生数＝516人③リハビリテーション学院卒業生数＝80人④理容学校卒業生数＝91人⑤美容学校卒業生数＝482人となっています。この方々が砂漠の中での川の如く消えるようにどこかに行ってしまう、私達が職員募集しても介護士以外応募者がいないのです。老健施設には美・理容室はありますが専属の美・理容師は職員としてまずおりません。私が10数年前、デンマークに行ったとき、ネイル・セラピストという肩書きの方がおりまして、ネイル・セラピー用の部屋も整備されていました。私は帰国して直ちにネイル・セラピストを雇ったのですが、毎日高齢者の相手をするのに耐えられなかったのだと思いますが、半月で辞めてしまったのです。高齢者には、認知症や身体障害者もいますので、介護技術を身に付けている人でなければ、美・理容師の資格があったとしても施設職員としては勤まらないであろうと思われるのです。もしも私の関係する施設に美・理容技術を持った人が入職したら、直ちにシドニーの痴呆ケア研究所や交流のあるスウェーデン、デンマークの施設での高齢者ケアは勿論ですが、認知症ケア研修などを行って実力ある職員として育てようと思い、期待しているのであります。

「生きるほどに美しく」は、非常に分かり易く良い言葉であります。これを更に発展させて言うなら、次のように言えると思います。

「人の美は老若男女にとって、永遠のテーマであり、それを求める仕草は『A Never Ending Journey』である。そして、そのStoryは、①美しく生きる②自分らしく生きる③生きる歓心を得る④素晴らしい人生と美しい終焉⑤自分の持てる力の発揮⑥誇りと自信を得る⑦美は他人愛も育む」であろうと思うのです。

しかしながら、これは、求めても求めても、なかなか到達できませんので『A Never Ending Story』であると思うのです。生涯を通じて人生を美しく生きていきたいということ、本当は大切であるのに、私はあまりにも『美』というものを無視したケアの世界に身をおいた様な気がして恥じらいを感じるのであります。

さて結びとして、もし、ここに高度な身体障害者（四肢拘縮、視聴覚障害などの重複）の人がいたとしたら、その人が自分を表現できないとしたら、その人は何を求めるのでしょうか。多分、最期だけは「清潔でありたい、美しく死にたい」と思っているだろうと想像出来るのです。

重度の障害者は何も表現できませんが、しかし、こんな事例も経験したのです。重度障害者で認知症の高齢者をバスハイクで外に連れ出し、ある場所を通った時、その人は溢れるような涙を流したというのです。バスハイクから帰って、その高齢者の成育歴を調査したら、そこが生まれ育った地域だったのです。何も表現できない人、何も知らない人、何も感じない人としてケアしていたのかも知れませんが、ちゃんと記憶と感情を持っていたのです。表現はできなくても、ここが自分の生まれ育った土地であると感じ、感激し、涙したのです。重度の認知症の高齢者の方で何も表現ができなくても、必ずその人にはその人なりの内的な世界が存在するのです。このことから、私はこの重度認知症の内的世界の解明に挑戦した研究を続けているのです。その結果を現場のケアに取り入れより良いケアが出来たらと夢見ているのです。

美容師法は内容的には衛生法であるそうですが、ケアには清潔・整容、そして美容が基本であることの確認を私は致しました。近い将来、美容福祉士の資格が国家資格に昇格されることを念願すると共に、ケアを身に付けた多くの美容師が施設に入職し、生きる喜びを利用者の方々に与えて呉れることを期待する次第であります。

<参考資料>

医療法人 勝久会 〒022-0002 大船渡市大船渡町字山馬越 188 ☎0192-27-0632

(大船渡市)

○地ノ森クリニック○介護老人保健施設「気仙苑」○気仙訪問介護ステーション○大船渡市在宅介護支援センター○気仙指定居宅介護支援事業所○地域リハビリ広域支援センター○認知症高齢者グループホーム「綾姫」

(陸前高田市)

○松原クリニック○介護老人保健施設「松原苑」○松原訪問看護ステーション○陸前高田市在宅介護支援センター○認知症高齢者グループホーム「つばき」○認知症高齢者グループホーム「りんご苑」○松原指定居宅介護支援事業所○認知症専門デイサービスセンター「竹の里」

社会福祉法人 大洋会 〒022-0006 大船渡市立根町字下欠 125-15 ☎0192-26-2714

○児童養護施設「大洋学園」○児童家庭支援センター「大洋」○地域小規模児童養護施設「若葉ホーム」○小規模グループケア「さくらホーム」○知的障害者授産施設「慈愛福祉学園」○慈愛福祉学園デイサービスセンター○身体障害者授産施設「朋友館」○精神障害者授産施設「星雲工房」○地域生活支援センター「星雲」○身体障害者授産施設「青松館」

社会福祉法人 典人会 〒022-0002 大船渡市大船渡町字山馬越 197 ☎0192-27-8605

○気仙デイサービスセンター（認知症専門・寝たきり専門）○認知症高齢者グループホーム「ひまわり」○特別養護老人ホーム「ひまわり」○「ひまわり」指定居宅介護事業所○大船渡市末崎町在宅介護支援センター○末崎町デイサービスセンター○認知症専門デイサービスセンター「菊田」

医療法人 希望会 藤沢病院（精神科）〒022-0004 大船渡市猪川町字下権現堂 101-1

☎0192-27-9212

社団法人・全国老人保健施設協会 〒105-0014 東京都港区芝 2-1-28 成旺ビル 7F

☎03-3455-4165 Fax03-3455-4172 E-mail: info@

roken.or.jp

NPO法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会 〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8-2 住友生

命 四 谷 ビ ル ☎03-5366-2157 Fax03-5366-2158

E-mail: info@zenkoku-gh.jp

<参考> 第5回学術集会 講演

今 美容福祉が求められている

一番ヶ瀬康子

(長崎純心女子大学教授、日本女子大学名誉教授、山野美容芸術短期大学客員教授)



◎はじめに

私は、美容福祉という言葉を知り、著書で、「これは素晴らしいことだ」と書きました。それを山野正義・理事長がキャッチされて、ご縁が深まったといういきさつがあります。私は社会福祉の道を歩み始めて60年、研究・教育で50年を過ごしてきましたので、福祉がついた言葉を聞くとそれはどういう意味があるかと考える習慣がついています。

ですから美容福祉という言葉と、それを提唱された山野正義先生にお会いして、大変うれしく思っています。

◎「福祉」とは

美容福祉に関心をもったひとつの理由は、福祉という言葉からです。福祉という言葉は2000年前から中国で使われていました。福祉の福は「しあわせ」で、祉は「示し止める」ことです。つまり「しあわせを示し止める」という意味を持っている言葉です。中国の古典「易林」には、「天寿を全うして、喜びにあずかること」と書いてあります。「福祉は、天寿を全うして喜びにあずかる。とにかくしあわせを私たちの生活の中に止める努力をすること」という意味なのだと思います。

私たちは日本国憲法の主権在民に基づく多くの権利を持っています。その中でも憲法13条に「幸福追求権」があります。常に幸福を追求しながら生きていくという基本的人権です。福祉に社会という言葉がついて「社会福祉」となりますと憲法第25条にある「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を社会的に保障するのが社会福祉です。私たち自身の権利として存在する福祉をどう実現していくかという努力が常になされる必要があります。美容福祉という言葉は、常に努力する新しい歴史として、山野正義理事長が堂々と思いを込めた言葉だと解釈しています。

◎今までの社会福祉と美容

私は、60年にわたって社会福祉に取り組んできましたが、主な専門は歴史です。その歴史の中で、いかに美容が無視されてきたかということを常に学んできました。例を申し上げます。日本で一番古い公立の「東京都養育院」という福祉施設が、東上線で三つめの大山にありました。この施設は、数年前に、現都知事のもとで名称が変わり、区に移管されたため現在はありません。その東京都養育院が1970年代に100年史を編纂することになり、私も都から依頼されて執筆・編纂に参加しました。その時、文章で単なる歴史を書いても仕方がないので、そこに暮らしていた方々から直接話を伺って、それを記録したいと思い、当時の寮母（現在のケアワーカー）と一緒に、私自身も寮母になりきって、いろいろなお部屋に伺ってはそこに暮らしている方々からお聞きしました。その時「いままでの生活の中で一番うれしかったことは何ですか」と質問すると、次のような話をしてくれました。当時は、福祉政策に重点をおいた美濃部知事の時代で、美濃部知事は対話集会に7回も訪れ、入居している高齢者から改善して欲しいことを直接聞いてくれたそうです。その対話集会で

出された要望は「着ているものがいやだ、髪の色がみんな同じなのがいやだ。これが一番いやなことだから、ぜひこれを改善して欲しい」ということだったそうです。当時は「特養刈」と言って、洗いやすいように男も女も髪を短くしてしまい、そして衣類は、押し付けられた縞々の寝巻きみたいなもので、外出するときも同じで、非常に惨めな私生活だったのです。

結果的に職員と相談して、生活保護に該当する方は、生活保護費の被服費を金券に代えて、パートと交渉して、月2回売店を出してもらって、そこで好きなものを買えるようにし、さらに近所のお店にも交渉して同じように買えるようにしたのです。その時の入所者の喜びは説明のしようがないほどだったとおっしゃっています。売店で自分好きなセーターや上着を買っている写真がありますが、その時の表情は実に喜びに満ちています。

そういう歴史を聞いて、写真で見て、職員から聞いて、改めて思ったのです。人間にとって、不満はあっても食事は確保されればいいが、一番大切なことは自分に合ったものを自由に選んでおしゃれをすることがどんなに必要かということを確認しました。髪形も同じで、そのころから「特養刈」も廃止されるようになってきたのです。全人口のうち65歳以上の方が7%以上になった1970年代から、一律・一括の押し付けの衣類や髪形が変わり始めたのです。それまでの福祉施設は、貧乏で家族のいない者が入る養老院だという印象が強かったのです。今でも大正時代に生まれた方の中には、老人ホームでなく、養老院と呼ぶ方がいます。65歳以上が7%を超える高齢化社会(aging society)になって以後、日本の高齢化は他に国に比較して高齢化の進展スピードが速いのです。国連が決めた定義で14%を超えると高齢社会(aged society)になります。厚生省は1996年に高齢社会を迎えると予測していましたが、予想を上回り1994年に14%となりました。今年2005年はさらに進んで20%です。21世紀は日本が超高齢社会のトップを走るだろうといわれています。

◎これからの社会福祉と美容

このように高齢化が進む中で、今度は高齢で一人暮らしの方々が増えてきて、介護の問題が大きな焦点になってきました。現在、介護保険は、ほとんどの自治体が赤字です。このまま要介護の方がぐんぐん増えますと、やがて介護保険はパンクすると思います。ドイツの介護保険は日本と似た仕組みですが、保険料は20歳台から負担し、徴兵制で兵隊に行かない人は介護サービスを担うことになっています。それでもパンク寸前で、国会でも大きな議論になっています。

どうしたら、介護保険のバランスが取れるようになるのでしょうか。結論ははっきりしています。要介護を減らすこと、要介護の重度化を防ぐことです。言い換えれば介護予防をもっと積極的に推進することです。この介護予防と美容福祉は関連が深いと思っています。現行の介護保険での介護予防は、食事、筋肉トレーニング、口腔ケアなどがありますが、これらは狭い意味の介護予防です。これだけで本当の介護予防になるかといえば、限界があります。介護予防とは本質的にはその人が自分の健康その他に気をつけて生き生きと生きるという生きがいの問題を抜きにしては、根が浅いものになってしまうだろうと思います。

生きがいの問題を考えた時、美容福祉とびたりと結びつきます。私は生きがいの問題をずっと考えて、いろいろなところで伺っています。医療よりも生きがいの問題を考えた介護をすべきだと、古くから提唱していた方に、函館の「朝日が丘の家」を開いたブロード神父がいます。私もブロード神父さまと親しく、時々「朝日が丘の家」に伺うのですが、神父さまの介護予防の最大の考えは、「毎日行事」です。「そんなにやりたい行事がありますか」と聞くと、「日本の祭、函館の祭、キリスト教の祭、仏教の祭、全部合わせれば毎日やるくらいあります」といい、入居者は毎日楽しんでいます。もうひとつそれを裏付けるものとして、美容院を作り美容に力を注いでおられます。神父

さまはフランス出身ですが、フランスではどこのホームにも美容室があつて、日本のように美容が無視されていることはあり得ないといえます。いつまでも美しくという気持ちがあれば、自ずからそれは介護予防につながると常々言うておられます。そのとおりだと思っています。

「高齢者の日常生活に関する意識調査」によれば、60 歳以上の方のおしゃれへの関心度は、「積極的」「ある程度」を合わせると半数以上です。それが抑えられると生きる気力がなくなっていくことになります。では「どういうおしゃれをしたいか」を聞くと、「外出着」「みだしなみ」「髪形、整髪、髪の色、かつら」「普段着」が 4 大おしゃれです。さらに清潔、顔色、皮膚の艶、などが続いています。60 歳以上の方々が関心を持っている 4 大おしゃれの中に、髪形、整髪、髪の色、かつらが重視されているのです。60 歳以上の方々のおしゃれの中に、こういう要素がしっかりと捉えられ、自分で選べるような社会になっていかないと、とても介護予防とは言えないわけです。

みんなが、生き生きとしておしゃれをすると、お互いに会話も弾みます。自分自身が元気になってくると周囲の人々も楽しくなってきます。スウェーデンの高齢者は実におしゃれです。なぜかと聞くと、社会全体を暗くしないためにも、高齢者のおしゃれは必要なのだといっていました。そのとおりだと思います。日本でもだんだんそうやってきたのはいろいろな方々の努力の結果です。おしゃれの大切さ、美容福祉の大切さは、本人のためはもちろん、社会全体を明るくするためにも必要であり、介護予防にも大事なのだということを申し上げておきたいと思います。

◎美容福祉の実践例

美容福祉の実践例として、二つ申し上げたいと思います。

一つは神奈川県「さくら園」で毎月 2 回、ボランティアで整髪などのコスメティック・セラピーをした私の友人の実践です。毎月 2 回行ってカルテを作っていますが、実際にセラピーを行って喜んでくれるのは認知症になりかけの方が意外に多いという話を聞きました。なぜ認知症になりかけの方が喜ぶかというと、お化粧をした自分の顔を鏡で、昔の自分に帰った気持ちになってほっとするのです。もうひとつはそういう方々が素敵になると、職員も同じお部屋の人も「素敵ね」と言葉かけます。さらに化粧品はよい香りを漂わせます。それも一種のセラピーになります。

二番目はファッション・ショーです。これはあちこちで行われ、最近の新聞でも紹介されています。「さくら園」もやっています。何が喜ばれたかというと、貸衣装屋さんから好きな衣装を借ります。大正時代の方は当時はやっていた矢絣の着物を着て、自分の好きな男性のケアワーカーと腕を組んで音楽に合わせて登場するのです。またこんな報告も聞きました。車いすで見ているだけの方に声をかけて好きな着物を着てファッション・ショーに出てもらったところ、車いすから立ちたいといって立ったそうです。それ以来、その方は明るくなって、時には車いすから離れて生活するようになったそうです。こういう例は、「さくら園」だけではありません。ファッション・ショーがケアとの関係でいかに意味を持っているかということを示しています。福祉の質を高めることを目的に 10 数年前に設立され私が会長をしている「日本福祉文化学会」では、国際セミナーを行っています。その中に「さくら園」の園長も、美容福祉に関連する試みをしている方々もメンバーに入っていていろいろな実践報告を行っています。そしてこの学会は、中国、韓国、モンゴル、日本の 4 カ国で 2 年に 1 回、それぞれの国で学会を開催します。中国の上海で開催した時、中国は一人っ子政策で高齢化が進んでいますので、日本の施設のあり方やホームヘルパーに関心を持っていました。一方、中国の福祉文化の一端としてファッション・ショーを見せていただきましたが、男性が素敵で感動しました。そういう意味で、美容福祉の広がりには国際的な意義を持っているといえます。諸外国と交流しながら美容福祉を高めていくことも必要になってきていると思いました。

◎美容福祉の未来への期待

1985年にアメリカの退職者の会に学んで設立され、全国に15000人の会員がいて、私が2代目の会長をしている「長寿社会文化協会」(WAC=Wonderful aging club)という組織があります。250くらいのクラブ活動をこの協会が促進しています。そこでも美容福祉を取り上げて、クラブ活動としてボランティア的に進めようとしている動きが強くなっています。そういうことからいいますと、山野美容芸術短期大学で体系化されてきた美容福祉は、今後ますます広がっていくと思います。いろいろな芽が育ってきて、それが大きな流れになっていけば、要介護者が少なくなって高齢者が生き生きとします。そうなれば素晴らしい長寿社会になると思います。

とにかくいろいろな例に見られるように、美容福祉はこれから期待とともに大きな潮流になっていく課題だと思います。そういう時代にどういうことが必要になってくるかです。美容福祉は質的に高い介護の一領域であるとともに、美容師としても当然必要な技術になってきます。それらを統合しながら高齢者や障害を持った方々に実践していく場合に考えられる大切なことは、高齢者や障害を持っている方々と同じ目線を持つことです。「何かをしてあげる」ということは本当の福祉ではありません。「ともに生きる」という姿勢が大事です。そのためにも福祉の場合は、コミュニケーションが大事な決め手になります。同じ目線の生活基盤にたったコミュニケーションのあり方が望まれるのです。

障害を持っている方との人間関係について、WACの関係で理容師さんがケアをする際の養成研修用テキストをいただきましたので紹介します。ご承知かと思いますが、形の決まった技術の統合だけでは、美容福祉にならないということを理解して欲しいのです。例えばこのテキストの中では、とにかく障害を持っている方の場合は、人の目が気になるといいます。それだけに単なる同情ではなくさりげない接し方が必要です。お店に入るとき、何となく入りにくくて立ち止まっている場合、こちらから声をかけてあげて、その方が必要としていることに応じることです。もちろん、バリアフリー、ノーマライゼーションにしていくことが大事です。

そして大事なことは、高齢者や障害を持つ方々に髪形や美容を聞かずに家族に聞くという例がありますが、それが一番いやだということです。乳幼児時代からの障害で社会経験が乏しい方がいます。そういう場合、こちらの気持ちを伝え、わからなかったらその方に希望をしっかりと聞いて、叶えてあげることが必要です。一方的に解釈して押し付けたり、無視するやり方が一番傷つけることになるのです。わからないことは率直に聞くことが大事です。高齢者も同じです。思い込みで勝手にやったり、美容の技術だけでは美容福祉にはなりません。

テキストにある事例を紹介します。理容ですが美容にも通じます。「僕は重度の障害者で、電動車いすを使用しています。40年間に床屋さんを3軒変わったことについての話です。1軒目は3歳のころから父と一緒にいった床屋です。床屋のいすにはいつも親に乘せられてもらいます。夫婦で経営していていつも奥さんが整髪してくれます。その理容師はボランティアをしている人で、障害児には慣れていて親切でした。しかしいつまでも子供のころのヘアスタイルでしたので、床屋さんを変えてみようと思いました」。これは親切なのだけでも、その方の声を聞いていない例です。続けて「その頃、宣伝をしている床屋さんを見つけて一人で行くようになりました。その床屋さんは組合に入っていないくて料金は1500円です。若い理容師がいたので期待して通いました。そこは車いすのままで髪を切って、整髪は雑で洗髪もタオルで拭いてもくれないので、身体中毛だらけで帰る状態でした。早かろう安かろうでしたが1年間お世話になりました」。これも大事なことを指摘しています。整髪した後、毛だらけではたまりません。脳性まひの方々には丁寧な対応が必要です。

「現在、3軒目の床屋さんにいっていますが、そこは友人の紹介です。主人と奥さんの2人だけの店ですが、きさくなよい人で、僕と同年代くらいです。最初は、僕を車いすから床屋のいすに移す時、なれないこともありました。しかしこの床屋さんを続けています」。気さくで付き合いやすいということはとても大事なことです。ものを言いにくかったり、傷つくような間柄だと、長続きしません。これは高齢者も障害を持つ方々も同じだと思います。

私の母は、亡くなるまで、1週間に1回、すぐ近くの美容院に、決められた時間に迎えにきてもたって、嬉々として行っていました。どうしてその美容院が気に入っているのかと聞きましたら、同じふるさとの人で、方言で話せることが楽しいと言うのです。たまたま亡くなった日が美容院に行く日で、迎えに来てくれたのです。その美容師さんは涙を流して、死化粧をしてくれました。母も安らかできれいな顔でした。そのくらい親身な福祉で満たされていくのだらうと思いました。

テキストの事例を続けます。「それまでの床屋はいすの近くに洗髪する場所がなく、移動しなければ洗髪してもらえなかったのです。現在の床屋さんはいすの前に洗髪台があり、僕の顔が洗いやすいようにいすの高さを調節してもらっています。さらに終わるときには、2人で車いすに移してくれます。18年くらい毎月1回利用しています。もう少し欲を言わせてもらえば、僕の腕が伸びにくい面があるので、仕方がないのかも知れませんが、上着を脱いだ状態で散髪してもらいたいです。冬はなるべく暖かい日に薄い上着を着ていきます。しかし全体的には良くしてもらっていると思います」。これはちょっとしたところの気づきを望んでいるわけです。

「エピソードで言えば、床屋さん夫婦は映画が好きで、僕も映画に興味があるのでよく話しています。今どんな映画がはやっているかが床屋さんに行けばわかるので、僕の映画の情報源になっています」。これは、その方にあった話題上手、気づかいが言葉に表れているということが大切だということです。私は30年、水谷八重子さんが行っていた美容院に行っています。なぜ続くかという話題が豊富だからです。こうしたコミュニケーションができるということはとても大事だと思います。美容は単なる技術ではないということを言いたいのです。

「友人が亡くなって、明日その告別式に行くということを床屋さんに話したところ、『残念ですね』と言ってきれいに散髪して仕上げてくれました。床屋さんは近所の情報源です」という事例もあります。美容に共通する面があると思います。美容福祉に関する資格は大切ですが、「プラスα」、あるいはその人に福祉に具体的に結びつけるためには、こうした事例が指摘することは大事だと思います。

◎おわりに

厚生労働省は、今後の介護保険のもとでは、在宅介護が中心になると言っています。そういう意味で、訪問理美容サービスは大きなジャンルになっていきます。これを広げるとともに、質的にどのように高めていくかが一方では求められます。それを介護保険の費用の中にどう組み込むかということも含めて考えていく必要があります。一方、厚生労働省がいうような特別養護老人ホームではなく、例えば有料老人ホームやケアハウスは広い意味の在宅福祉になっています。そういう意味で在宅福祉を組み込んだケアハウスとか有料老人ホームは増えると思います。特に医療法人が乗り出し、株式会社が作るようになってきました。そういうところに美容室が増えてきます。私が知っている有料老人ホームには立派な美容室があります。また市民病院に併置した特別養護老人ホームにも立派な美容室があります。問題はそういうところに美容福祉を拡大し、十分な活用が広がるだろうと思います。それだけに、そうしたところでどういう福祉を皆さん方が実現してくださるかを期待して私の話を終わります。

3、日本美容福祉学会会則

第1章 総則

第1条（名称）この学会は、日本美容福祉学会（Japanese Society of Welfare and Aesthetics）（以下「本学会」という）と称する。

第2条（事務所の所在地）本学会は、主たる事務所を東京都八王子市鍵水530番地に置く。

第3条（支部）本学会は、必要により理事会の議決をへて地方支部をもうけることができる。

第2章 目的および事業

第4条（目的）本学会は、高齢者・障害を持つ人々・福祉事業に携わる人々の福祉に貢献するため、美容福祉に関する理論と実践に関する研究・事業・普及活動を推進することを目的とする。

第5条（事業）本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①美容福祉に関する学術的研究と理論構築
- ②学術集会・研究会・講演会等の開催
- ③美容福祉師資格認定制度の運営
- ④美容福祉普及のための講師会設置と運営
- ⑤学会誌その他の刊行物の発行
- ⑥その他本学会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条（会員）会員は、次の3種類とする。

- (1)名誉会員
- (2)正会員
- (3)賛助会員

第7条（名誉会員）名誉会員は本学会に功労のあった正会員で理事会において推薦された者とする。

第8条（正会員）正会員は本学会の趣旨に賛同する者とする。

第9条（賛助会員）賛助会員は本学会の趣旨に賛同する企業とする。

第10条（入会）本学会に入会するには、所定の申込書により申し込むものとする。

第11条（会費前納）会員は別に定める入会金及び当該年度の年会費を前納するものとする。

第12条（会費納入）正会員及び賛助会員は、毎年9月末日まで当該年度の年会費を納入しなければならない。既に納入された会費は返還

しない。

第13条（資格喪失）会員は、次の事由により会員の資格を喪失する。

- ①退会
- ②2年以上の会費滞納
- ③本学会の除名
- ④死亡または失踪宣告および賛助会員の会社の消滅

第14条（除名）会員が本学会の名誉を毀損し、または会員に本学会の目的、趣旨に反するような行動があったときは、理事会の議決を経て、理事長が除名することができる。

第4章 役員および職員

第15条（役員）本学会は、次の役員を置く。

- | | |
|-------|-------|
| ①理事長 | 1人 |
| ②副理事長 | 若干名 |
| ③理事 | 30人以内 |
| ④監事 | 2人 |

第16条（役員選出）理事長、副理事長、理事及び監事の選出は、次のとおりとする。

- ①理事及び監事は、総会において選出する。
- ②理事長は、理事の互選とする。副理事長は理事長が指名する。
- ③理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第17条（役員の職務）役員の職務は、次のとおり定める。

- ①理事長は、本学会を代表し、会務を総理する。
- ②副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時または欠けた時は、その職務を代行する。
- ③副理事長及び理事は、理事長から要請された担当業務の執行にあたる。
- ④理事は、理事会を構成し、本学会の会則に則り、業務を議決し執行する。
- ⑤監事は、民法第59条の職務を行う。

第18条（役員の任期）役員の任期は、3年とする。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期終了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

4 役員は本学会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情がある場合は、その任期中でも理事会の議決によって、これを解任することができる。

第 19 条 (顧問) 本学会は必要に応じて顧問を置くことができる。

第 20 条 (分科会) 本学会の事業を遂行するため必要があるときは、理事会の議決により分科会をおくことができる。

第 21 条 (事務局) 本学会の事務を処理するために事務局を設け、所要の職員を置く。

第 22 条 (事務局運営と職員) 事務局の運営および職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第 5 章 会議

第 23 条 (理事会) 理事会は、理事をもって構成し、本学会の会則に従い重要な事項の審議を議決し執行する。

①理事会は、理事長が招集し、議長は理事長がこれに当る。

②理事会は、理事の過半数の出席で成立し、議案は出席理事の過半数の賛成で決する。

第 24 条 (審議事項) 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

①年度予算

②中長期及び単年度の事業計画

③研究・助成・調査の承認

④新入会員の承認

⑤その他本学会の運営に必要な事項の審議・決定

第 25 条 (総会) 総会は、理事長が年 1 回招集する。理事長は、議長となり次の事項を行う。

①活動報告、決算の承認

②事業計画、予算の承認

③研究・調査の報告

④役員の承認

⑤会則改正の決議

⑥その他本学会の活動に関する件の承認

第 26 条 (学術集会) 学術集会は、理事長が責任者として学術研究、調査発表について開催する。

第 27 条 (学術集会の運営) 学術部会担当理事は理事長の支持を受け、学術集会を運営する。

第 28 条 (研究会・講演会等) 研究会・講演会等は、理事長の支持を受け、本学会が行う「美容福祉」活動の情報提供の場として、会員の活動、研究発表について開催する。

第 29 条 (講師会) 講師会担当理事は理事長の指示を受け、講師会及び講習会の講師を委託し、美容福祉に必要な研究及び講習会を必要に応じて開催する。

②講師会に必要な運営規程は別に定める。

第 6 章 資格認定制度

第 30 条 (美容福祉師の資格認定) 本学会は理事会の議決に基づき、別に定める美容福祉師資格認定基準により、美容福祉師の資格授与を行う。

第 31 条 (美容福祉師認定講習) 理事会の議決に基づき、別に定める美容福祉師資格認定講習会規程により認定講習を行う。

第 7 章 会計

第 32 条 (会計年度) 本学会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 33 条 (会計) 本学会の経費は、会費とその他の収入をもってこれにあてる。

①本学会の予算・決算は、年度ごとに総会の承認を得なければならない。

②会費は、正会員＝年額 3,000 円、賛助会員＝年額 10,000 円とする。

付則 本会則は、平成 16(2004)年 4 月 1 日より施行する。

◆美容福祉師認定基準＝平成 17(2005)年 10 月 23 日一部改正

第 1 条 日本美容福祉学会会則第 30 条に基づき、高齢者及び障害者を対象として美容福祉実践の担い手となる介護の技術を有した美容師を「美容福祉師」と総称し、この資格認定に必要な事項を定める。

第 2 条 美容福祉師の資格認定に関する基準は、

次の 4 種とする。

①美容福祉師上級

「美容師法」に基づく美容師免許と「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく社会福祉士資格を有する者で、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉師認定講習会」を修

了した者をいう。また山野美容芸術短期大学社会福祉専攻科で「美容福祉」を修得のうえ修了し「学士（社会学）」を取得した者をいう。

②美容福祉師 1 級

「美容師法」に基づく美容師免許と「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく介護福祉士資格を有するもので、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉師認定講習会」を修了した者をいう。ただし「美容福祉」を選択必修科目としている山野美容芸術短期大学美容福祉学科卒業者は「美容福祉師認定講習会」を免除することができる。

③美容福祉師 2 級

「美容師法」に基づく美容師免許を有し、かつ介護保険法施行令に基づく「訪問介護員養成研修 2 級課程」を修了した者で、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉師認

定講習会」を修了した者をいう。ただし山野美容芸術短期大学が美容福祉関連課目を加えて実施している「訪問介護員養成研修 2 級課程」修了者は「美容福祉師認定講習会」を免除することができる。

③福祉美容師

「美容師法」に基づく美容師免許を有し、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉技術講習」を修了した者をいう。

第 3 条 「美容福祉師」の認定は日本美容福祉学会が行う。

第 4 条 「美容福祉師」の認定証は日本美容福祉学会理事長が交付する。

第 5 条 「美容福祉師」の認定証は、様式 1 に定める。

第 6 条 「美容福祉師」資格認定料は 2,000 円とする。

◆美容福祉師認定講習会＝平成 17(2005)年 10 月 23 日一部改正

第 1 条 日本美容福祉学会会則第 31 条に基づき、美容福祉師資格認定のために次に定める認定講習会を開催する。

第 2 条 認定講習会は日本美容福祉学会が行う。

第 3 条 美容福祉師認定講習会のカリキュラム内容は次のとおりとする。

- ①美容福祉の意義の教授
- ②美容福祉関連知識の教授
- ③美容福祉関連技術の教授
- ④効果測定

第 4 条 美容福祉師認定講習会の受講資格者は「美容師法」に基づく美容師資格と「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく介護福祉士または「訪問介護員養成研修 2 級課程修了」を併有する者とする。ただし福祉美容師の受講資格者は美容師資格を有する者とする。

第 5 条 日本美容福祉学会は、美容福祉師認定講習会を山野美容芸術短期大学および NPO 全国介護美容福祉協会に委託することができる。

◆美容福祉講習会規程

第 1 条 日本美容福祉学会会則第 29 条に基づき、美容福祉師講習会に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 講習会の委員は、理事長の指示に基づ

き、美容福祉に関する研究、指導及び講演等を行うものとする。

第 3 条 その他必要事項については、理事長の指示により行うものとする。

NPO全国介護理美容福祉協会

【主事務所】〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-53-1

☎03-3379-0111 FAX 03-3370-0008

【八王子事務所】〒192-0396 八王子市鎌水 530

山野美容芸術短期大学内 ☎042-677-0111 FAX 042-677-0234

E-mail: info2@npobl.or.jp URL: <http://www.npobl.or.jp/>

◇理事長＝山野正義 ◇事務局長＝佐野恒夫 ◇同次長＝北村秀敏

1、設立と活動経過

◆設立総会＝平成 14(2002)年 9 月 10 日・東京有楽町外国特派員協会会議室



山野正義・学校法人山野学園理事長は、理美容福祉推進の観点から、新しい訪問理美容サービスを実施運営するためのNPO設立を企画・立案し、内閣府に申請した結果、平成 14(2002)年 7 月 11 日付で認証された。これを受けて、同年 11 月 11 日、「特定非営利活動法人（NPO）全国介護理美容福祉協会」設立の理事会・社員総会が開催され、活動を開始した。

設立時の役員は以下の通り（敬称略）。

- ◇理事長 山野 正義（学校法人山野学園理事長）
- ◇副理事長 山野愛子ジェーン（山野美容専門学校校長）
- ◇理事 三宅政志公（山野美容専門学校事務局長）
中原 英臣（山野美容芸術短期大学教授）
田爪 正気（東海大学健康科学部教授）
奥山 一成（美容師、奥山エンタープライズ代表）
- ◇監事 水野 敬二（税理士）
平尾 良雄（山野美容芸術短期大学助教授）

◇平成 15(2003)年度事業計画

- ① 訪問理美容サービスの提供に関する事業＝協会が社会福祉施設・病院と業務提携を結び、従業員（登録社員）が訪問理美容を行う。協会が在宅への訪問理美容の電話予約を受け付け、従業員（登録社員）が訪問理美容を行う。
- ② 訪問理美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業＝訪問理美容実践講習会並びに山野美容芸術短期大学の講師等による感染予防及び消毒方法の講習会。

③ 機材器具販売業＝訪問理美容サービス提供及び機材の販売

◆平成 16(2004)年度理事会＝平成 16(2004)年 6 月 29 日

- ① 平成 15(2003)年度事業報告＝初年度は、設立総会で決定された事業計画に基づいて、「訪問理美容講習会」の組織化と、訪問理美容を普及するために在宅と施設に対するボランティア活動に重点をおいた。
- ② 平成 15(2003)年度収支決算報告＝略
- ③ 平成 16(2004)年度事業計画
 - (1) 特定非営利活動
 - ・ 訪問理美容サービスの提供・啓蒙活動
 - ・ 研修・講習＝訪問理美容講習、登録理美容師に対する研修・講習等
 - ・ 研究・開発＝自治体との協同、ニーズへの対応等
 - ・ 広報・公聴＝自治体への普及啓発、利用者への普及啓発等
 - ・ ボランティア活動
 - (2) 収益事業
 - ・ 訪問理美容福祉機器の販売
- ④ 平成 16(2004)年度予算案＝略
- ⑤ 役員選出＝平成 15(2003)年度役員が全員再選された。

◆平成 17(2005)年度理事会＝平成 18(2006)年 6 月 30 日

理事 6 人中 4 人、監事 2 人中 1 人（欠席者は委任状提出）が出席して、山野美容専門学校内会議室で開催し、以下の議案を審議の結果、承認・決定した。

- ① 平成 17(2005)年度事業報告＝略。
- ② 平成 17(2005)年度収支決算報告＝略。
- ③ 平成 18(2006)年度事業計画＝略。
- ④ 平成 18(2006)年度収支予算＝略。
- ⑤ 役員改選＝平成 16(2004)年度役員が以下の通り全員再選された。

理事長＝山野正義、理事＝山野愛子ジェーン、三宅政志公、中原英臣、田爪正氣、奥山一成、
監事＝水野敬二、平尾良雄

◆平成 17(2005)年度社員総会＝平成 18(2006)年 6 月 30 日

理事会提案の議案を審議の結果、原案通り承認・決定した。

2、活動経過

平成 16(2004)年度の活動は、「訪問理美容講習会の開催」と、「訪問理美容の組織化」に重点をおいた。訪問理美容講習会は当初、2 日間の日程でカリキュラムを編成したが、サロンの経営者や従業員にとって、2 日間の日程は厳しいとの意見が出されたため、美容福祉学科の教員と再検討して、サロンの休日 1 日を使って、訪問美容に関する基礎知識と「すいこ〜ム」での実技を修得できるよ

うに改正した。講習会参加の呼びかけは、八王子周辺の理美容サロンにダイレクトメールで案内した。参加状況は別項のとおりである。

訪問理美容の組織化は、初めての経験であったため手探りの面もあったが、理美容師法との関係、実施手順、事故対策の保険など、訪問理美容を実施する理美容師にとっても、また訪問理美容を受ける利用者にとっても、快適で安全に実施できることを最重要に検討した。

訪問理美容を実施する理美容師は「登録理美容師」として制度化してきた。当初わずか10人だった登録理美容師は、平成18年3月末現在では、222人となり、関東を中心に全国各地で活動を展開している。同年度は延べ1,126人が活動し、訪問理美容の利用者は施設・在宅合計で、2,741人にのぼっている。訪問理美容を実施する登録理美容師制度と理美容師法との関係などについては、別項のとおりである。

また、訪問美容に不可欠の「集髪用具」については、独自に開発を進めた結果、「すいこ〜ム」を考案、商標登録（平成15年3月7日付・登録第4652077号）して、訪問理美容にとって不可欠の器具として活用を呼びかけている。平成18年度は、家庭で寝たままベッドの上で洗髪ができる携帯用「洗髪器」を製作し、特許を申請中である。以下現在までの活動状況をまとめておく。

◆「訪問理美容」講習会

<カリキュラム>

- 9:00～ 9:15 オリエンテーション＝15分
- 9:15～10:25 高齢者・障害者のボディメカニズムと起こりやすい病気＝70分
- 10:30～11:40 高齢者・障害者の心理とコミュニケーション＝70分
- 12:30～12:50 NPOの活動状況と登録理美容師について＝20分
- 12:50～13:50 訪問理美容について＝60分
- 13:50～14:30 寝たきり状態でのカットの実演＝40分
- 14:30～16:50 ウイッグを使ったカット練習（教材「すいこ〜ム」を使用）＝100分
- 14:30～16:50 修了式

<講習開催の経過と受講者数>

○平成15(2003)年

2月＝12人、4月＝9人、6月＝17人、7月＝16人、8月＝18人、9月＝40人、10月＝19人、11月＝13人、12月＝9人

○平成16(2004)年

1月＝13人、3月＝24人、4月＝32人、5月＝22人、6月＝17人、7月＝12人、8月＝17人、9月＝18人、10月＝11人、11月＝14人、12月＝11人

○平成17(2005)年

1月＝13人、2月＝22人、3月＝17人

◇平成17(2005)年3月までの総受講者数＝396人

◆「登録理美容師」登録数＝平成17(2005)年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当月登録者数	2	4	12	14	11	2	4	9	17	11	4	2
登録理美容師数累計	132	136	148	162	173	175	179	188	205	216	220	222

◆訪問理美容活動実績

○平成 15(2003)年度

- ・萌の会＝毎月第 2 火曜日、カットのみ (1500 円)、合計＝95 人
- ・多摩永山病院＝毎週、カット・洗髪 (3500 円)、合計＝32 人

○平成 16(2004)年度

- ・萌の会＝毎週第 2 火曜日、カットのみ 1500 円。合計＝132 人
- ・多摩永山病院＝毎週、カット・洗髪 3500 円。合計＝191 人
- ・厚木精華園＝毎月第 3 火曜日、カットのみ 1500 円。合計＝133 人
- ・麦の会＝毎月第 3 火曜日、カットのみ 2500 円。合計＝17 人。
- ・ちょうふの里＝毎月第 3 火曜日、カットのみ (2500 円)。3 人
- ・都立府中療育センター＝毎月第 2・4 火曜日、カットのみ (1800 円)。合計＝638 人
- ・八王子療護園＝毎月第 1 火曜日、カット (2000 円)、パーマ (6800 円)、ヘアダイ (4000 円)、
合計＝53 人

◎個人活動＝登録美容師 132 人、活動者延べ人員 542 人

○平成 17(2005)年度

- ・萌の会 (施設側の都合により、1 月末日にて契約解除) ＝毎月第 2 火曜日、カットのみ (1,500 円)、合計＝108 人
- ・ケアテル猪苗代＝毎月第 2・4 木曜日、カット (2,000 円)、パーマ (6,800 円～)、ヘアダイ (4,000 円～)、着付け (3,000 円～)、合計＝429 人
- ・多摩永山病院＝毎週火曜日、カット・洗髪 (3,500 円)、合計＝84 人
- ・厚木精華園＝毎月第 3 火曜日、カットのみ (1,500 円)、合計＝172 人
- ・麦の会＝毎月第 3 火曜日、カットのみ (2,500 円)、合計＝13 人
- ・ちょうふの里＝毎月第 3 火曜日、カットのみ (2,500 円)、合計＝36 人
- ・都立府中療育センター＝毎月第 2・4 火曜日、カットのみ (1,800 円)、合計＝579 人
- ・八王子療護園＝毎月第 1 火曜日、カット (2,000 円)、パーマ (6,800 円)、ヘアダイ (4,000 円)、合計＝99 人
- ・ゆしまの里 (平成 17 年度新規契約) ＝希望日、カット (2,000 円)、パーマ (6,800 円)、ヘアダイ (4,000 円)、合計＝15 人
- ・リアンシェール城山 (平成 17 年度新規契約) ＝希望日、カット (2,000 円)、パーマ (6,800 円)、ヘアダイ (4,000 円)、合計＝7 人
- ・厚木市立病院 (平成 17 年度新規契約) ＝毎週火曜日、カット (2,500 円)、合計＝73 人

◎登録理美容師＝222 人、活動者延べ＝1,126 人

◎訪問理美容利用者 (施設・個人計) ＝2,741 人

◆ボランティア活動

○平成 15(2003)年度

登録理美容師のスキルアップも兼ねて、ボランティアでの訪問理美容に重点をおいた。ボランティア先は、在宅訪問 3 件、萌の会 (八王子市・知的障害者施設)、心成苑 (八王子市・特別養護老人ホーム)、美郷 (町田市・特別養護老人ホーム)、厚木市総合福祉センター (身体障害者通所施設)、はなかいどう (三鷹市・老人保健施設)、精華園 (厚木市)、都立府中療育センター (府中

市)などで、約300人の利用者に実施した。

○平成16(2004)年度

都立府中療育センター(府中市・重症心身障害児施設)、むつみ会(世田谷区)、八王子福祉園(八王子市・重症心身障害児施設)、心成苑(八王子市・特別養護老人ホーム)、美郷(町田市・特別養護老人ホーム)等で実施した。

○平成17(2005)年度

八王子福祉園(5月21日、ネイル・メイク・ハンドマッサージ、対象者=40人)

町田市民フォーラム(9月10日、ヘア・メイク、対象者=180人)

八王子福祉園(12月18日、ネイル・メイク・ハンドマッサージ、対象者=47人)

3、「訪問理美容」の実施手順と法律解釈

訪問理美容講習受講者に対しては「登録理美容師」となるよう呼びかけ、賛同した理美容師には、以下の手順で訪問理美容を実施するよう運営方針を定めた。平成16(2004)年度以降の訪問理美容実績は別項のとおりだが、登録理美容師と訪問理美容は着実に増加傾向にある。理美容福祉の新しい実践として、さらなる発展と定着に努力したい。「訪問理美容」の実施手順と法律解釈は以下の通りである。

《「登録理美容師」の登録手順》

- 1、「すいこ〜ム」の取り扱いに習熟することが基本ですので、自宅で十分練習をしてください。
(大学で再度練習したい方は遠慮なくご連絡ください)
- 2、「登録理美容師認定基準」を参考に、訪問理美容ができる自信がつけましたら、当NPO八王子支所まで「登録書類一式」をご請求ください。電話番号 0426-77-0111
- 3、次の書類に必要事項をご記入の上、当NPO八王子支所にご返送ください。
 - ①「登録理美容師」登録申請書
 - ②「理容師免許証または美容師免許証のコピー」
 - ③「訪問介護員養成研修2級課程修了証」または「訪問理美容講習修了証」のコピー
 - ④「訪問理美容活動に関する覚書」(乙の個所に名前を記載し捺印したもの)
 - ⑤「登録理美容師証」に貼る本人写真(講習会で撮影された方は不要)
 - ⑥見本の統一名刺を当NPOで作成希望の方は「表示したい住所・店名・TEL・FAX番号」を明示したもの。
- 4、ご購入いただくもの
 - ①「NPO全国介護理美容福祉協会」指定の「領収証」(3枚複写) 1冊 400円
 - ②統一名刺印刷代(希望者のみ) 100枚、1600円
- 5、ご送金方法(略)
- 6、「NPO活動総合保険」適用必須条件
「訪問理美容実施計画書」が訪問日前日までに協会へ提出されていること(FAXもしくは郵送で提出)
*「NPO活動総合保険」とは、登録理美容師の活動を取り巻く危険を総合的にカバーする当NPO専用の総合保険です。(保険料はNPOが負担)
 - ①NPO登録理美容師がNPO活動中あるいは自宅と活動場所との間の通常経路往復中で、

こうむった事故でのケガ・後遺障害・入院費等保障、②NPO登録理美容師が訪問先の施設や利用者宅でNPO活動中、誤って利用者にケガをさせたり、訪問先の器物を壊したりした場合の保障、③訪問理美容先で「感染症」に感染した場合のお見舞金

《「登録理美容師」認定基準》

第1条 全国介護理美容福祉協会定款第5条第1項第2号に基づき、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者を対象として、理美容福祉実践の担い手となる介護の知識・技術を有した理美容師を「登録理美容師」と認定し、この資格に関し必要な事項を定める。

第2条 登録理美容師の資格に関する基準は次のとおりとする。

【資格】理美容師免許取得者、訪問介護員養成研修2級課程修了者（理美容福祉師）、訪問理美容講習修了者（登録美容師）、美容福祉技術講習修了者（登録理美容師）、同コース修了者（福祉理美容師）

【知識・人格】本NPO設立の趣旨、考え方に賛同し積極的に活動する意思がある。知識・教養＝お客様に話題を提供できる。趣味・資格・特技がある。障害者の心理について理解できる。人格＝博愛・友愛・誠実・熱意がある。朗らか・明るさがある。几帳面である。

【技術能力等】一般的な技術＝スタイリストとして活動、または活動したことがある。カット・パーマ・ヘアダイ・エステ等について対応できる。その他、ご利用者の全ての要望に対応できる。

【すいこ～ムの技術】すいこ～ムを使用して10人以上のボランティア活動を実施した。ウィッグで練習している。

【その他】マニュアルに従って実施できる。利用者を観察しながら、状況に対応できる。

第3条「登録理美容師」の資格認定は、全国介護理美容福祉協会が行う。

第4条「登録理美容師」の資格認定証は、全国介護理美容福祉協会理事長が交付する。

第5条「登録理美容師」の資格認定証は、「様式1～2」に定める。

《訪問理美容に関する覚書》

特定非営利活動法人・全国介護理美容福祉協会（以下、甲と称す）と理美容師〇〇〇〇（以下、乙と称す）は、乙が行う訪問理美容活動の実施に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

第1条（登録）乙は甲の定款第5条第1項第1号に規定するサービスを行うため、「訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程養成研修」を修了または甲が実施する「訪問理美容講習」を履修し、その後甲に所属する「理美容師」として登録する。

第2条（登録理美容師）前条により甲に登録した乙を「登録理美容師」と呼称する。

第3条（登録理美容師証の発行）甲は乙に対し、甲の訪問理美容活動であることを認証するための登録理美容師証を発行する。

第4条（乙の遵守義務）乙は、甲の事業目的（定款第3条）の訪問理美容を行うにあたり、理美容師法によるほか、以下のことを遵守する。

①登録理美容師証を携行する。

②甲が定める「訪問理美容実施マニュアル」を遵守する。

③「すいこ～ム」のこームはお客様ごとに封印されている新規の滅菌済みこームを利用者の面

前で開封して使用する。

④訪問理美容実施前に「訪問理美容実施計画書」を甲に提出する。

⑤理美容料の収受は甲指定の領収証を使用する。

⑥前項の理美容料を収受した場合は、額面金額の10%相当額を甲の活動運営費として甲に納付する。

第5条（甲の遵守義務）

（1）乙の訪問理美容活動につき次のことを支援する。

①乙の所在する地区で乙が指定する介護施設、介護支援センター、寝たきり在宅者等に対し、乙の訪問理美容PRを行う。

②カットや介護技術の向上のための研修・講習を行う。

③自治体への啓発・啓蒙を促進する。

④訪問理美容の安全性等の向上を図るための情報を乙に適時提供する。

（2）甲の訪問理美容活動中に発生した事故および傷病を保障するため「NPO活動総合保険」を甲の負担で付保する。ただし「甲の訪問理美容活動中」であることの認定は次による。

①訪問理美容実施日の前日までに、乙から甲所定の「訪問理美容実施計画書」が提出されていること。

②乙が「すいこ〜ム」を使用した場合は、新規のこ〜ムを使用していること。

③乙が理美容料の収受に「甲指定の領収書」を使用していること。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲 NPO全国介護理美容福祉協会 理事長 山野 正義 印

乙 登録理美容師 〇〇〇〇〇 印

《訪問（出張）理美容に関する理美容師法の解釈》

美容師法（第7条）・理容師法（第6条の2）は、訪問理美容を実施する際に必要な事項を定めている。なお、「都道府県が条例で定める場合」があることから、訪問先所在地の都道府県の理美容師法施行条例を調べて、その内容を知っておく必要がある。美容師法と、東京都・神奈川県の実行条例、施行細則の訪問美容関係の条文はつぎの通り。（理容師法も同文）

【美容師法】

第7条（美容所以外の場所における営業の禁止）美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし政令で定める特別の事情がある場合には、この限りではない。

【美容師法施行令】

第4条 美容師が法第7条ただし書きの規定により美容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、次のとおりとする。

①疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合

②婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合

③第2号のほか、都道府県が条例で定める場合

【東京都・美容師法施行条例】

第4条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。

①山間部等における美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合

②社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合

③演芸に出演するもの等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

【東京都・美容師法施行細則】

第4条 理・美容師法施行条例(平成12年東京都条例第39号)第5条の東京都規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。

- ① 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練、就労移行訓練及び就労継続支援に限る。))を行う施設(他の号に掲げるものを除く。)
- ② 自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター及び同条第22項に規定する福祉ホーム
- ③ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター
- ④ 自立支援法付則第41条第2項の規定により障害者支援施策とみなされる同条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた自立支援法付則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者更正施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
- ⑤ 自立支援法付則第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる同条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた自立支援法付則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第1項に規定する知的障害者更正施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮
- ⑥ 自立支援法付則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた自立支援法付則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム(更正労働大臣が定めるものを除く)及び精神障害者福祉工場
- ⑦ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する乳児院、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び児童自立支援施設
- ⑧ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- ⑨ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設
- ⑩ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設
- ⑪ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- ⑫ 道路運送車両法(昭和26年法律185号)第2条第2項に規定する自動車で、専ら全各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の業を提供する目的で使用するもの

【神奈川県・美容師法施行条例】

第3条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第3号の規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- ① 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合
- ② 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗務員に対し業務を行う場合
- ③ 興行場等において、演芸を行うもの等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- ④ その他知事が特に必要と認める場合

【神奈川県・美容師法施行細則】

第1条 美容師法（昭和32年法律第163号）及び美容師法施行条例（平成12年神奈川県条例第10号）に基づく次に掲げる事務（2以上の保健所の管轄区域において移動して業を行う美容所に係るものを除く）は、保健所長に委任する。

- ①～⑦省略
- ⑧ 条例第3条第4号の規定により、同条第1号から第3号までに掲げるもの以外の場合について、特に必要と認めること（出張して業務を行おうとする場所が横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、または相模原市の区域にある場合を除く）

【横浜市・美容師法施行細則】

第7条 美容師法施行条例第3条第4号に基づき美容師が、美容所以外の場所で業務を行おうとするときは、美容師出張業務承認申請書（第7号様式）をその業務を行う場所を所管する福祉保健センター長に提出しなければならない。

2 福祉保健センター長は、前項の申請について承認するときは、美容師出張業務承認書（第8号様式）を、承認しないときは美容師出張業務不承認通知書（第9号様式）を申請者に交付するものとする。

3、特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会定款

第1章 総則

第1条(名称) この法人は、特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会という。

第2条(事務所) この法人は、主たる事務所を渋谷区代々木1丁目53番1号に置く。

2 この法人は、前項のほか従たる事務所を神奈川県厚木市戸室1丁目6番地7号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的) この法人は、理・美容室に来店困難な、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者等に対して訪問理・美容を行うとともに、そうした活動の安全性の向上を図るための普及啓発に関する事業を行い、もって地域の保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条(特定非営利活動の種類) この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

第5条(事業の種類) この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①高齢者、障害者等に対する訪問散髪のサービスの提供

②訪問理・美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業

(2) 収益事業

①訪問洗髪、セット、パーマ、ヘアダイ、エステ、化粧等のサービスの提供に関する事業

②訪問理・美容に関する、機材・器具の販売、リース及びレンタル業

前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

第6条(種別) この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して、入会した個人及び団体

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して、そ

の活動を賛助するため入会した個人及び団体

第7条(入会) 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条(入会金及び会費) 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条(会員の資格の喪失) 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

第10条(退会) 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条(除名) 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条(抛出金品の不返還) 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条(種別及び定数) この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以下とする。

(2) 監事 1人以上3人以下とする。

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

第14条(選任等) 理事及び監事は、総会におい

て選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条(職務) 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し、不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条(任期等) 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条(欠員補充) 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条(解任) 役員が次の各号の一に該当す

るに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条(報酬等) 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条(職員) この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第21条(種別) この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条(構成) 総会は、正会員をもって構成する。

第23条(権能) 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任、又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金、会費の別

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって、償還する短期借入金を除く)。第50条において同じ。その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他、運営に関する重要事項

第24条(開催) 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面を持って、招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

第 25 条(招集) 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 26 条(議長) 総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

第 27 条(定足数) 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 28 条(議決) 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 29 条(表決権等) 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により、表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 5 1 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議事について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第 30 条(議事録) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

第 31 条(構成) 理事会は、理事を持って構成する。

第 32 条(権能) 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 33 条(開催) 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第 34 条(招集) 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による招集があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 35 条(議長) 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 36 条(議決) 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 37 条(表決権等) 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

第 38 条(議事録) 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

第 39 条(資産の構成) この法人資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第 40 条(資産の区分) この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の 2 種とする。

第 41 条(資産の管理) この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 42 条(会計の原則) この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第 43 条(会計の区分) この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

第 44 条(事業計画及び予算) この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 45 条(暫定予算) 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算

の収入支出とみなす。

第 46 条(予算費の設定及び使用) 予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 48 条(事業報告及び決算) この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 49 条(事業年度) この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 50 条(臨機の処置) 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

第 51 条(定款の変更) この法人が定款の変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第 52 条(解散) この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 53 条(残余財産) この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する

財産は、学校法人山野学苑に帰属するものとする。

第 54 条(合併) この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

第 55 条(公告の方法) この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

第 10 章 雑則

第 56 条(細則) この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山野 正義

副理事長 山野 愛子ジェーン

理 事 三宅 政志公

理 事 中原 英臣

理 事 田爪 正氣

理 事 奥山 一成

監 事 水野 敬二

監 事 平尾 良雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 5,000 円

(2) 年会費 5,000 円

山野美容芸術短期大学 美容福祉学科

YAMANO COLLEGE OF AESTHETICS

AESTHETICS AND WELFARE

◇所在地＝〒192-0396 東京都八王子市鍵水 530

TEL 042-677-0111 FAX 042-677-0234

◇開設＝平成 11 (1999) 年 4 月、入学定員 80 人、3 年制、男女

◇学科長＝中嶋 理

1、開設の目的

【教育の目標】

“Sunset is as beautiful as sunrise.” 「生きるほどに美しく」は、高齢社会に生きる人々への熱いメッセージです。社会の進歩と発展に貢献し、家族を守ってきた高齢者や、障害を持っても努力している人々を支える環境を築くことは、21 世紀の日本にとって大切なテーマです。

美容福祉学科は「介護福祉士」と「美容師」の 2 つの資格を持って、介護の分野に美容を、美容の世界に介護の技術を生かすことができる人材を育成する日本で初めての学科です。「介護福祉士」と「美容師」の国家資格を取得するための法定課目の修得に加えて、基礎ゼミ合宿などを通じて、教員と学生同士が豊かな人間関係を築きます。さらに国際比較美容論、英語コミュニケーション、海外研修旅行で国際感覚を身につけます。伝承美（着物着付け・茶道・華道）を学んで、日本の伝統文化を理解し実技を修得します。美容と福祉の分野のリーダーに求められるサロンや施設運営のノウハウを学びます。

【取得できる資格】

「介護福祉士登録」（卒業と同時に大学が「財団法人社会福祉振興・就職センター」に申請して介護福祉士として登録される）

「美容師国家試験受験資格」（卒業見込みが確定すると美容師国家試験を受験できる。
2 月＝実技試験、3 月＝筆記試験）

「美容福祉師 1 級」

「山野流着装初・中伝」

「茶道裏千家初級」

「花芸安達流入会水コース」

＜選択取得＞

「山野流着装奥伝・花嫁」

「色彩検定 2 級、3 級」

「I N A ネイル検定」

「クレンリネス・マネージャー」

平成 17 (2005) 年以降の入学生は、美容福祉学科卒業後、「社会福祉専攻」（1 年制）に進学・修了し、卒業後 1 年間実務経験を積むことによって、「社会福祉士」受験資格が取得できます。

2、カリキュラム

カリキュラムは、①美容師国家試験受験資格取得、②介護福祉士登録、③社会福祉士受験資格（社会福祉専攻進学前提）の 3 資格を取得できる授業科目から構成され、卒業要件は、3 年以上在学し必修科目 110 単位、選択科目から 2 単位、合わせて 112 単位以上を修得することとなっている。

本学科の卒業要件を満たせば、「美容師法」に基づく美容師養成施設の卒業要件時間数（2000 時間）と、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく介護福祉士養成施設の卒業要件時間数（1650 時間）を同時に満たすことができる。

以上に基づく授業科目・単位・時間は次表の通り。

◇美容福祉学科（＊＝選択科目）

科目名	単位	時間
【関係法規・制度】		
関係法規・制度	1	30
【衛生管理】		
衛生管理技術	1	30
公衆衛生	1	30
感染症	1	30
【美容保健】		
皮膚科学Ⅰ	1	30
皮膚科学Ⅱ	1	30
医学一般（解剖・生理）	2	60
【美容の物理・化学】		
物理	1	30
化学	1	30
香化品化学	1	30
【美容文化論】		
日本結髪史	1	15
美容デザイン	1	30
服飾論	1	30
装飾文化論	1	15
【美容技術理論】		
美容技術理論Ⅰ	2	60
美容技術理論Ⅱ	1	30
美容技術理論Ⅲ	1	30
【美容運営管理】		
マネジメント論・労務管理	1	30
接客法	1	30
【美容実習】		
美容実習Ⅰ（基礎）	7	210
美容実習Ⅱ（カット）	4	120
美容実習Ⅲ（上級）	3	90
美容実習Ⅳ（上級）	4	120
美容実習Ⅴ（応用）	3	90
美粧	2	60
伝承美論（着装）	4	120
【介護福祉専門科目】		
心理学	1	30
情報処理	1	30
英会話	1	30
基礎ゼミ	1	30
公的扶助論	1	30
児童福祉論	2	60
社会福祉概論	2	60
老人福祉論	2	60

◇専攻科・社会福祉専攻

障害者福祉原論	2	30
児童福祉論	4	60
社会保障論	4	60
社会福祉援助技術論	6	90
社会福祉援助技術演習	3	90
社会福祉援助技術現場実習	4	180
社会福祉援助技術現場実習指導	3	90
比較福祉論	2	30

障害者福祉論Ⅰ	1	30
障害者福祉論Ⅱ	1	30
リハビリテーション論	1	30
社会福祉援助技術論Ⅰ	1	30
社会福祉援助技術論Ⅱ＊	3	90
社会福祉援助技術演習Ⅰ	1	30
社会福祉援助技術演習Ⅱ＊	3	90
レクリエーション活動援助法Ⅱ		60
老人の心理	1	30
障害者の心理	1	30
家政学概論Ⅰ（食生活）	1	30
家政学概論Ⅱ（衣生活）	1	30
家政学概論Ⅲ（住生活）	1	30
家政学実習Ⅰ（食生活）	1	30
家政学実習Ⅱ（衣生活）	1	30
家政学実習Ⅲ（住生活）	1	30
精神保健	1	30
介護概論	2	60
介護技術Ⅰ	4	120
会議技術Ⅱ	1	30
形態別介護技術Ⅰ	2	60
形態別介護技術Ⅱ	1	30
形態別介護技術Ⅲ	1	30
形態別介護技術Ⅳ	1	30
会議実習Ⅰ	2	90
介護実習Ⅱ	4	180
介護実習Ⅲ	4	180
実習指導Ⅰ	1	30
実習指導Ⅱ	1	30
実習指導Ⅲ	1	30
【美容福祉関連科目】		
伝承美論（茶道）	1	30
伝承美論（華道）	1	30
美容福祉	2	60
化粧療法	2	60
在宅福祉論	1	30
美容総合技術Ⅰ	1	45
美容総合技術Ⅱ	1	45
障害者服飾デザイン＊	1	30
東洋医学＊	1	30
健康運動＊	1	30
色彩学＊	1	30
【特別科目】		
国際比較美容論	1	15
海外研修旅行	1	30
特別活動	1	30

施設管理運営論	2	30
ボランティア論	2	30
高齢者の健康づくり	2	30
家政学特論	2	30
家政学特別実習	1	30
リラクゼーション	1	30
アロマセラピー	1	30
修了研究	2	60

3、卒業生の就職状況

	卒業生数	内就職希望者数	福祉施設	美容室	エステサロン	化粧品	一般企業	その他
2001 年卒	31	29	16	5	1	2	－	5
2002 年卒	54	49	23	20	2	1	1	2
2003 年卒	73	68	26	19	5	5	1	12
2004 年卒	37	32	18	8	1	－	1	4
2005 年卒	62	61	11	40	1	2	2	5

山野美容芸術短期大学 専攻科 社会福祉専攻

◇平成 16(2004)年 4 月開設。1 年制。入学定員＝20 人。

◇応募資格＝山野美容芸術短期大学美容福祉学科卒。

◇専攻科長＝山野愛子ジェーン 専攻科主任＝渡辺聰子、同副主任＝白井幸久

「専攻科 社会福祉専攻」は、1 年間で社会福祉援助技術に関する理論と技術を身につける。さらに山野美容芸術短期大学美容福祉学科での 3 年間とあわせて 4 年間学び、卒業後、社会福祉士試験受験資格、学士（社会学）を取得できるカリキュラムとなっている。

【社会福祉士試験受験資格】

社会福祉士試験受験資格を取得するためには、①美容福祉学科在学中に資格取得に必要な科目を履修。②「専攻科 社会福祉専攻」1 年間で、社会福祉援助技術現場実習をはじめ社会福祉士になるための専門・関連領域を学ぶ。③卒業後 1 年間の実務経験——が必要である。

【学士（社会学）学位】

「専攻科 社会福祉専攻」卒業後、「大学評価・学位授与機構」に「修得単位」と「学修成果」を申請する。「学修成果」は「レポート提出と小論文」で審査される。審査に合格すると「学士（社会学）」の学位が授与される。「専攻科 社会福祉専攻」第 1 期生は 6 人が学位を取得した。

◇カリキュラム（カッコ内数字は履修時間数）

生活学（30）、社会保障論（60）、比較福祉論（45）、地域福祉論（30）、公的扶助論（30）、児童福祉論（30）、障害者福祉原論（30）、社会福祉援助技術現場実習（180）、社会福祉援助技術現場実習指導（90）、社会福祉援助技術演習（60）、高齢者の健康づくり（30）、修了研究（60）

【選択科目】施設管理運営論（30）、ボランティア活動実習（30）、家政学特論（30）、家政学特別実習（30）、リラクゼーション（60）、アロマセラピー（30）

以上の科目から 35 単位以上を修得する。

山野美容芸術短期大学主催の美容福祉関係公開講座

山野美容芸術美容福祉学科開設の目的は、美容福祉に関する教育・研究の推進が中心であるが、その成果を福祉の分野に役立てるために、美容師をはじめ社会人が、科目等履修生として「訪問介護員養成研修2級課程」を受講できる制度と、公開講座で「美容福祉技術講習」を開講している。詳細は以下の通り。

【訪問介護員養成研修2級課程】

この研修は、介護保険法施行令に基づいて、東京都の指定を受けた「訪問介護員養成研修」であるが、法定の研修時間130時間に、本学独自の美容福祉関連課目を追加して151時間のカリキュラムとし、美容福祉学科教員が講師を担当している。この研修は、厚生労働省の発表で、法定時間が500時間となることが決定したため、平成17(2005)年度で終了した。

<開講状況と受講者>

平成12(2000)年度＝23人（美容師等）
平成13(2001)年度＝45人（美容師等）
平成14(2002)年度＝67人（美容師等）、71人（学生等）
平成15(2003)年度＝33人（美容師等）、159人（学生等）
平成16(2004)年度＝34人（美容師等）、147人（学生等）
平成17(2005)年度＝32人（美容師等）、130人（学生等） 合計741人

<カリキュラム>（○囲み数字は時間）

ホームヘルプサービス概論＝③
ホームヘルパーの職業倫理＝②
リハビリテーション医療の基礎知識＝②
医学の基礎知識＝③
福祉の理念とケアサービスの意義＝③
障害疾病の理解(1)＝③
在宅看護の基礎知識＝③
サービス提供の基本的視点＝③
メイクの技術(1)(2)＝④
高齢者保健福祉の制度とサービス＝③
美容福祉の考え方＝②

障害疾病の理解(2)＝③
障害疾病の理解(3)＝②
高齢者の心理および家族の理解＝③
障害児・者の心理及び家族の理解＝③
相談援助とケア計画の方法(1)＝②
相談援助とケア計画の方向(2)＝②
介護事例検討＝④
住宅・福祉用具に関する知識＝④
障害者(児)福祉の制度とサービス＝③
介護概論＝③
家事援助の方法＝④

【美容福祉技術講習】

平成18(2006)年9月19日現在の総務省の発表によると、65歳以上の高齢者は2,640万人となり、総人口に占める割合は、20.7%（前年は20.0%）となっている。こうした高齢化の進展に伴って、家庭でも老人福祉施設でも介護を必要とする方々が急増している。さらに理美容サロンでも車いす利用のお客さまへの対応や、来店が困難な方への訪問美容が求められている。

こうした状況の中で、山野美容芸術短期大学は、高齢者や障害を持つ方々にとって切実な洗髪や髪の手入れを、家庭や施設で行うことができる技術講習を公開講座として行っている。

問い合わせは、03-5304-5664、FAX 03-5304-5874 まで。

<開講状況と受講者>

平成17(2005)年度＝422人
平成18(2006)年度＝192人（平成19年1月現在。累計＝614人）

<「福祉理美容師」養成コース>

4日間・28時間、受講料＝38,000円＋教材「すいこ～ム」代9,500円。このコースを修了すると、希望する理容師には「NPO全国介護理美容福祉協会認定福祉理容師」の認定証、美容師には「日本美容福祉学会認定福祉美容師」の認定証を取得できます（認定料別途2000円）

平成19(2007)年度 美容福祉技術講習カリキュラム

	時 間	時間数	授 業 内 容
A 日 程	09:00～12:00	3.0	理美容技術：すいこ～ム散髪技術 ○基礎編 ①ロングバージョン ②ショートバージョン ○応用編（寝たまま） ①ギャッジ・アップ ②ローリング ③移動
	13:00～15:00	2.0	理美容技術：ハッピーシャンプー洗髪技術 ○ベッド上での洗髪 ○車椅子での洗髪
	15:00～16:30	1.5	訪問理美容に関する関係法規・制度
	16:30～17:00	0.5	まとめ
B 日 程	09:00～12:00	3.0	介護技術：介護とは 介護のマナー・ボディーメカニズム・体位・姿勢 の変換（椅子・ベッド）
	13:00～16:30	3.5	介護技術：理美容室を想定した介護演習 ①車椅子操作の基本 ②車椅子の移動・移乗・介助
	16:30～17:00	0.5	まとめ
C 日 程	09:00～10:30	1.5	高齢者・障害者の医学
	10:30～12:00	1.5	高齢者・障害者の心理
	13:00～15:00	2.0	介護技術：理美容室を想定した介護演習 ①高齢者の体験・杖歩行の介助 ②視覚障害者のガイドヘルプ
	15:00～16:30	1.5	エアブラシメイクアップ技術
	16:30～17:00	0.5	まとめ
D 日 程	09:00～12:00	3.0	美容福祉および福祉行政の現状
	13:00～16:30	3.5	理美容技術：○高齢者に対するネイル・メイク・ハンドマッ サージの技術 ○車椅子での着付け技術
	16:30～17:00	0.5	まとめ
計		28.0	

受講について

- 1、A・B・C・Dの全日程（4日間）を受講して修了です。
- 2、日程（A・B・C・D）は順不同で都合の良い日程から受講が可能です。
- 3、月・火曜日の連続で受講した場合は、最短2週間で修了が可能です。
- 4、全日程修了期限は、開始日から1年以内です。
- 5、ご希望者に近隣の宿泊ホテルをご紹介します（例：シングルルームチャージ8,400円）。
- 6、遠隔地の方は、新宿発着高速夜行バス便の利用が格安です。

平成 19(2007)年度 美容福祉技術講習日程

月	月曜日		火曜日		月	月曜日		火曜日	
	日	日程	日	日程		日	日程	日	日程
4 月	2	C	3	A	10 月	1	C	2	A
	9	D	10	B		⑧	D	9	B
	16	A	17	C		15	A	16	C
	23	B	24	D		22	B	23	D
5 月	7	C	8	A	11 月	5	C	6	A
	14	D	15	B		12	D	13	B
	21	A	22	C		19	A	20	C
	28	B	29	D		26	B	27	D
6 月	4	C	5	A	12 月	3	C	4	A
	11	D	12	B		10	D	11	B
	18	A	19	C		17	A	18	C
	25	B	26	D		24	B	25	D
7 月	2	C	3	A	1 月	7	C	8	A
	9	D	10	B		⑭	D	15	B
	⑯	A	17	C		21	A	22	C
	23	B	24	D		28	B	29	D
8 月	6	C	7	A	2 月	4	C	5	A
	13	D	14	B		⑪	D	12	B
	20	A	21	C		18	A	19	C
	27	B	28	D		25	B	26	D
9 月	3	C	4	A	3 月	3	C	4	A
	10	D	11	B		10	D	11	B
	⑰	A	18	C		17	A	18	C
	24	B	25	D		24	B	25	D

注：日付の○印は、国民の祝日を示す。

<参考資料>

福祉美容器具「すいこ〜ム」(実用新案登録 第 3093213 号)

① 「すいこ〜ム」とは

家庭にある掃除機に簡単に取り付けられ、カットした毛髪を即座に吸い込んでしまう福祉美容器具。従来、社会福祉施設や家庭などでの訪問美容で毛髪をカットする際、散らかった毛髪の後片付けに多くの時間と労力が費やされてきた。

また、衛生管理の面からもカットした毛髪の処理方法についての重要性が指摘されていたが、これらの課題を解決したのが「すいこ〜ム」である。

② 開発の経緯

日本は世界に類を見ないスピードで高齢化が進み、2025年には総人口の4人に1人が65歳以上の高齢者になることが予測されている。こうした現状から美容室に来店が困難な高齢者や障害者が必然的に増加の傾向にあり、寝たままの状態や車椅子利用のお客様に対してカットした毛髪を散乱させない衛生的で安全な美容器具の開発が強く望まれた。

③ 特徴

「カットした毛髪を掃除機ですばやく吸い込み周りに散乱させない」、「バリカンではないので美容師のカット技術が活かせる」、「コーム部分の取替えが簡単に行えるため感染症の予防が有効となった」、「いままで難しかった寝たままのカットも容易になった」、「カットはコームホルダーの中で行うので安全性が向上した」



寝たままの状態でも寝具に毛髪が飛び散らずカットできて衛生的である。



毛髪を十分吸い込ませてからカットする。

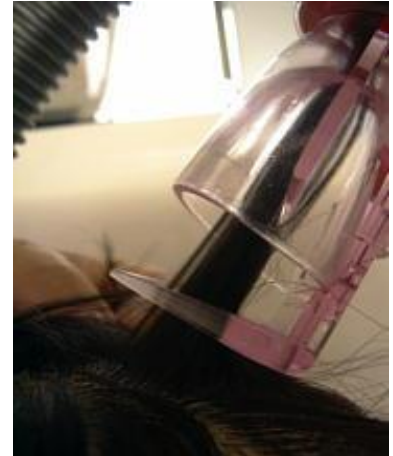
④ 使用上のポイント



1. ホースが腰の高さになるようにセットする。



2. パネルを吸い込む際、コーム先端を頭皮に当てない角度にする。



4. 吸い込んだパネルをコームの根元に集める。

3. 中板に髪の毛が吸引されていることを確認する。



5. コームホルダーを持つ手の指がコームと水平の位置にする。

6. コームに一番近い位置でカットする。



7. セニング・シザーズを使用する場合は、切ってすぐに次の動作に移らない。

8. 中板に届かない髪の毛でもコームの内側であればカットできる。



9. コームをはずして使用する際は、皮膚を吸い込まないように指を間に入れる。

取り扱い方法を間違えると髪の毛を落とす原因になります。

ハッピーシャンプー

(特許出願公開番号 特開 2005-191948)

① ハッピーシャンプーとは

寝たままの状態で行うことができる木製の携帯折畳式洗髪機である。従来、寝たままの洗髪機はビニール製で、空気注入方式のため安定性に欠け、お客様の負担も大きかった。また、衛生管理の面からも汚水処理方法についての困難性が指摘されていたが、これらの課題を解決したのが「ハッピーシャンプー」である。

② 特徴

「コンパクトに収納でき、組み立てが簡単である」、「軽量化されているので携帯に便利」、「木枠のため頭部が安定し、お客様の負担が最小限で洗髪ができる」、「ビニールシートを取り替えるため感染症の予防が有効となった」

③ 取り扱い方法



○各角をパンチで締めて、組み立てる



○空気枕を設置する(細い方が内側)



○内側から排水口に排水ホースを通し、排水の受け口をカチッと排水穴に固定する



○空気枕と排水ホースを設置完了後、この上からビニールシートをかぶせて、四角を決める



○排水受け口に排水用ラップ口をあてがい、排水の位置を決め、排水用ラップ口を差し込む



○差し込んだ位置で、ビニールシートをかぶせたまま取り出し、排水用ラップ口の上から、蓋を奥まで完全にねじ込む



○蓋をねじ込んだ時に生じたビニールのシワを調整し、カッターで蓋の内側に穴を開ける



○排水の受け口にビニールシートに装着した蓋を押し込む



○エアークッションの上からビニールシートをかぶせる



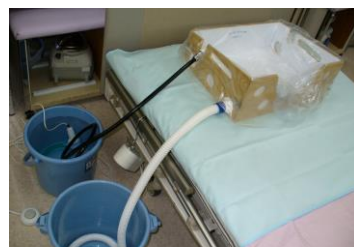
○組み立て・排水ホースの取り付けが完成



○ベッドに防水シートを設置し、バケツを 2 個用意して、その 1 つに排水ホースの先端を入れる



○給水ポンプ(モーター部とホース、シャワーヘッド)とフットスイッチを取り付ける



○お湯を入れたバケツにシャワーユニットを装着する



○シャワーユニットを洗髪器の受け口に装着する



○シャンプーケープを洗髪器にセットする



○エアークッション枕部分にお客様の首が安定するようゆっくりと慎重に誘導し、シャンプーケープをセットする



○お客様の状態を確認しながら、シャンプー作業を行う



○作業終了後は、洗髪器内の水を完全に排水して、排水ホースの先端部分を洗髪器の受け口に戻す

◇編集後記

○…木実谷哲史・島田療育センター院長は、シンポジウムの冒頭発言で、山野愛子先生と島田療育センター創設者の小林提樹先生について「美容の道に目覚め美容の道を創ってくれた山野愛子先生と、重症心身障害児の福祉への道を切り開いた小林提樹先生は、同じ時期に生まれ、同じところに自分が目指す道を歩み始めているのです」と紹介しました（15 頁）。この発言を聞いて「立志」ということを考えました。「志をたてること。一定の目的を立ててこれをなしとげようと志すこと」（広辞苑）です。「山野愛子生誕 100 周年」を 2 年後に迎えるのを機に、山野愛子先生が目指した美容と、山野正義理事長が志を立て、挑戦している「美容福祉」の意義を考えてみました。

○…山野愛子先生は、幼いころから芸事が好きで、踊りは数えで 6 歳から習い、長唄・三味線はもっと小さいころから習い、7、8 歳ころには近所のおかみさんに三味線や大正琴を教えるほどだったそうです。高等小学校を卒業した秋、関東大震災に遭遇して美容の道を志し、戦時下、「パーマネントはやめませう」「贅沢は敵だ」との政府の弾圧にも屈せず、疎開先でも新しいヘアスタイルを創造することに集中しました。敗戦後、直ちに帰京して美容サロンと美容教育を再開し、多くの女性たちから圧倒的な支持を受けて、美容を発展させていった経過は、昨年日本テレビが放映した「伝説の美容師・山野愛子物語」でも紹介されたとおりです。美容を限りなく追究した山野愛子先生の生き方で、もう一つ注目すべき点は、「美容師の社会的地位の向上」と、「美容を日本のさまざまな文化と結びつけて発展させる努力を続けたこと」です。前者は髪結いと呼ばれた美容師の社会的地位を高めるために美容師法を制定させるために努力したことであり、後者は実に多彩です。天性の才能である三味線、日本舞踊などに磨きをかけるとともに、新しいことにも挑戦を続けました。戦後いち早く NHK ラジオ番組へ出演し、国際美容協会の設立、芸術祭の創設、『ハサミの日』の提唱、山野流着装の確立、茶道への造詣、日本で初の美容系短期大学の創設など数え切れないほどです。こうした努力は何を意味するのでしょうか。決して著名となった美容師の余技ではないと思うのです。美容は日本の文化の一つであり、人々の人生に不可欠の要素であるとの確

信があるからこそ、「一流に学ぶこと」とともに、自ら先頭にたって、一見美容とは関係ないように見える他の分野とを結びつける努力をしたのだと思います。山野正義理事長が「美容福祉」を提唱したのも、こうした山野愛子先生の DNA を受け継いでいると思うのです。

○…文藝春秋 3 月号「会社は社員を守ってくれるか」で岩井克人東大教授は次のように主張しています。「現代は『お金が支配している』とよく言われます。しかしこれは間違いです。産業資本主義の時代には、お金を機械制工場に投資すれば、確実に利益を上げることができました。ところがポスト産業資本主義では、利益の源泉は差異性がとって代わりました。ほかの会社が容易に模倣できない製品を作り出すこと、優れた技術を持つこと、独自の販売戦略を持つことが重要になってくるからです。こうした差異性を創造、維持、拡大していく能力を発揮できるのは、お金で買うことのできる機械制工場ではありません。それはヒトです。ヒトはお金では買えません。人の頭脳の中の知識や能力は、いくらお金を積んでも、すべて支配することはできません。ゆえに現代では、ヒトがお金よりも重要になってくるのです」「……本当に優秀な人材であればあるほど、お金では買えない『何か』を求めて仕事をする人が多いからです。社会的な尊敬があること、自由な時間が保証されていたり、女性も働きやすい職場であったり、文化的な環境にあるといったことです。また優秀な同僚がいることや、社員の人間性が大切にされていることも重要です。優れた人材が集まってくることで自体が、優れた人材を集めるための魅力になるのです。グーグルなどはこの典型です」。

○…岩井論文は企業のあり方として提起していますが、少子化時代の大学・短大にとって重要課題である「大学のあり方」や「学生募集」も、視野を広げて対策を考えることが大切であると示唆しているように思います。山野学苑が追究する「美容福祉」は、日本で誰も挑戦しなかった分野です。近い将来、社会の必然となっていくことは間違いないと思いますが、現状に止まることなく、真の人間性を追究する視野の広い「美容福祉」へと、さらに発展させていくべきだと思います。それが山野学苑の使命です。この報告集がその一助になることを期待したいと思います。（福島 清）

日本美容福祉学会 第6回学術集会報告集

平成 19(2007)年 3 月 1 日発行

発行責任者 佐野恒夫・日本美容福祉学会事務局長

編集・制作 福島 清・日本美容福祉学会監事

表紙デザイン 小比類巻 淑・山野美容芸術短期大学

【事務局】〒192-0396 八王子市鎌水 530

山野美容芸術短期大学内

TEL: 042-677-0111 FAX: 042-677-0234

E-mail: info@bwgakkai.gr.jp

URL: <http://www.bwgakkai.gr.jp>